

有機畜産物の生産行程管理者 ハンドブック

令和6年10月

本書のねらいと構成

このハンドブックは、有機畜産物の生産に取り組み始めた生産者やこれから有機畜産物の生産を始める生産者、及びこれらを管理する事業体の指導者を対象としている。

本書の読者は、これから有機 JAS 認証制度に基づく生産行程管理者認証を申請する方が大半と思われる。本書の内容を通じて有機畜産物の生産者が増え、より多くの方が認証を取得されることを望む。

(平成 17 年度版の執筆担当)

[ハンドブック作成検討委員 (五十音順・敬称略)]

氏本長一 社団法人宗谷畜産開発公社 宗谷岬肉牛牧場 牧場長

竹内正博 株式会社 イシイ 代表取締役

田中秀一 日本農産工業株式会社 研究開発センター センター長

中村義幸 有限会社 えこふあーむ 代表取締役

[事務局]

特定非営利活動法人 日本オーガニック検査員協会

(平成 24 年度版の執筆担当)

[主執筆者]

丸山豊 (特定非営利活動法人 日本オーガニック検査員協会)

[事務局]

株式会社三菱総合研究所

(令和 3 年度版の執筆担当)

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

(令和 6 年度改訂版の執筆担当)

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

令和 6 年 10 月

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1部 概要編..... | 1 |
| 第1章 有機畜産物とは？ | 2 |
| 1. 有機畜産物の原則..... | 3 |
| 2. 対象となる畜産物..... | 3 |
| 3. 子(導入する家畜・家きん) | 4 |
| 4. 放牧および野外の飼育場への自由な出入り..... | 5 |
| 5. 野外の飼育場の条件..... | 6 |
| 6. 畜舎・家きん舎の条件..... | 7 |
| 7. 飼料 | 8 |
| 8. 健康管理..... | 10 |
| 9. その他の一般的な管理方法..... | 11 |
| 10. 有機畜産物の生産と出荷 | 12 |
| 第2章 畜産種別の取り組みのポイント | 14 |
| 1. 養鶏 | 15 |
| 2. 養豚 | 19 |
| 3. 肉牛 | 21 |
| 4. 酪農 | 24 |
| 5. その他 | 26 |
| 第3章 有機飼料の概要 | 29 |
| 1. 飼料の分類..... | 30 |
| 2. 有機飼料の JAS..... | 32 |
| 第4章 有機加工食品の概要 | 34 |
| 1. 有機加工食品 | 35 |
| 第2部 詳細編..... | 37 |
| 第5章 有機畜産物の JAS 制度の概要 | 38 |
| 1. JAS 法の概要について..... | 39 |
| 2. 有機食品の JAS 制度について | 40 |
| 3. 登録認証機関について..... | 41 |
| 4. 有機畜産物の認証事業者 | 42 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 5. 認証申請者について..... | 44 |
| 6. 認証の手順と認証取得後の業務..... | 46 |
| 7. 認証後の調査とその結果への対応..... | 48 |
| 8. 違反の措置及び罰則..... | 50 |
| | |
| 第6章 認証の技術的基準とJASに基づいた生産行程管理の内容..... | 52 |
| 1. 生産行程管理者の範囲の設定..... | 53 |
| 2. 組織・責任者・担当者の設定..... | 53 |
| 3. 必要な施設・設備の確保..... | 57 |
| 4. 内部規程の作成..... | 79 |
| 5. 外注管理の方法について..... | 126 |
| 6. 認証取得後の業務..... | 127 |
| | |
| 第7章 認証の技術的基準とJASに基づいた格付と出荷の内容..... | 128 |
| 1. 生産の終了から出荷まで..... | 129 |
| 2. 格付規程の作成..... | 130 |
| 3. 認証取得後の業務..... | 144 |

第1部 概要編

第 1 章 有機畜産物とは？

有機畜産物の生産の方法を定めた日本農林規格(JAS)は、本文と、11 の別表があり、また経過措置が定められている。

この章では、有機畜産物の生産の方法の概要について、テーマごとに1ページ程度に要約して、JAS の説明をする。

1. 有機畜産物の原則

JAS では、有機畜産物の生産の原則として、次のような生産により飼養された家畜・家きん又はそれより得られた畜産物であることとされている。

| | |
|-------|---|
| 生産の目的 | 農業の自然循環機能の維持増進を図る。 |
| 生産の方法 | ① 環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与することを基本とする ② 動物用医薬品の使用を避けることを基本とする。 ③ 動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養する。 |

この中で、③については、アニマルウェルフェアという言葉に置き換えられる。有機畜産物の生産の原則の中で、特徴的な事項である。

有機畜産の原則は「環境保全」(有機飼料生産と家畜の有機飼料消費を通して自然環境保全)と「アニマルウェルフェア」(①畜舎、②飼育管理、③輸送、④と殺での配慮)の2つのキーワードに集約されるといえる。このうちアニマルウェルフェア分野においては、世界動物保健機構(OIE)は世界家畜福祉基準(③輸送と④と殺分野『2005年5月採択』、①畜舎と②飼育管理分野『近い将来決定』)を設けつつあるという動きがある。

概要編で詳細は記載しないが、次頁以降の個々の項目において、単に JAS を満たせばよいという考えでなく、原則にのっとり、常にアニマルウェルフェアの観点からはどうあるべきかということ念頭においた管理方法を定めるべきである。

2. 対象となる畜産物

JAS に基づいて、有機表示をする際、有機 JAS マークを貼り付ける畜産物の対象となる家畜・家きんは次のとおりである。

| | |
|-----|--|
| 家畜 | 牛、馬、めん羊、山羊及び豚 |
| 家きん | 鶏、うずら、だちょう、七面鳥、あひる及びかも(かもにおいてはあひるとの交雑種を含む)(注:以下このテキストでかもと記載している場合は、あひるとの交雑種=合鴨も含むものとする。) |

上記以外の家畜・家きんは、有機畜産物の JAS の対象となっていないので、有機 JAS マークを貼り付ける対象にはならない。

次頁から、3～10 の項目で、有機畜産物の生産の方法について、概要を述べる。

3. 子(導入する家畜・家きん)

3.1 基本原則:

(1) 導入の原則

畜産物を得るための家畜・家きんは次のような子である必要がある。

| | |
|-----|--|
| 家畜 | ① 出産前に6ヶ月以上有機飼養された母親の子であること ② 出生のときから有機飼養されること。 |
| 家きん | ふ化のときから有機飼養されたものであること。 |

(2) 繁殖技術

①受精卵移植技術、②ホルモンを用いた繁殖技術、③組換え DNA 技術を用いて繁殖してはならない。(人工授精は認められる)

3.2 例外規定:

しかし、次の場合には、基本原則に該当しない子を導入することができる。但し下記のような例外導入の場合は、一定の期間以上有機飼養すること(転換期間)が条件となっている。

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 新規に有機家畜・家きんの飼養を開始する場合 | もともと畜産経営をしていてこれを有機に転換する場合、有機飼養を開始する以前から、当該農場において飼養していた家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。 |
| 上記が困難な場合 | 次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。 この場合においても、一定期間以上有機飼養すること(転換期間)が必要。 ① 家畜の更新の場合 ② 新たに家畜の飼養を開始する場合 ③ 新たな品種の飼養を開始する場合 ④ 飼養している家畜の規模拡大(飼養頭数の50%以下)の場合 ⑤ 家きんを購入する場合 |
| 災害又は疾病の場合 | 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの 25%以上が死亡した場合、災害又は疾病により死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん |
| 上記の転換家畜から得られた子 | 上記のような、転換中の家畜の子 |

4. 放牧および野外の飼育場への自由な出入り

4.1 基本原則:

家畜及び家きんを、野外の飼育場(注)に自由に入出入りさせること。

(牛、馬、めん羊及び山羊のための野外の飼育場については、ほ場や採草放牧地を有するものでなければならない)

(注:野外の飼育場には、有機的な管理基準として、次ページの基準を満たす必要がある。)

4.2 例外的規定

(1) 例外的な放牧の方法

- ① 週2回以上家畜又は家きんを野外の有機の飼育場に放牧する場合
- ② 又は、区分された運動場所及び休憩場所を有する家きん舎で家きんを飼育する場合にあつては、この限りでない。(つまり、これらの場合は、野外の飼育場に日常的に自由に入出入りさせなくてもよい)

(2) 放牧場に自由に入出入りをさせなくてもよい期間

次の表の期間中は、家畜及び家きんを野外の飼育場に入出入りさせずに飼養することができる。

| 対象 | 内容 |
|---------------|---|
| 全家畜・家きん 共通 | 積雪、悪天候又は天災により家畜又は家きんの入出入りが困難である期間 |
| | 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間 |
| | 家畜又は家きんの採食又は運動により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間 |
| | 法令で家畜又は家きんの野外への入出入りが禁止された期間及び公的機関により文書で家畜又は家きんの野外への入出入りを制限するよう要請された期間 (例:悪性伝染病の感染拡大の恐れがある場合など) |
| | 肥育の最終期間(注) |
| 牛 | 子牛 出生から2ヶ月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間 |
| | 雌牛 妊娠8ヶ月から分娩までの期間 |
| 豚 | 子豚 出生から離乳するまでの期間 |
| | 雌豚 妊娠3ヶ月から出産した子豚の離乳までの期間 |

(注) 肥育の最終期間とは、「と殺直前の期間であつて、3ヶ月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間」と定義されている。

5. 野外の飼育場の条件

5.1 野外の飼育場の条件

前項の野外の飼育場については、次のような条件を満たさなければならない。

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 野外の飼育場の広さ | 家畜・家きんごとに、1頭あたり(1羽あたり)の最低必要な面積が定められている。(例:肉牛の場合 5.0 m ² 以上、採卵用の家きんの場合 0.15 m ² 以上など) (この数値は JAS 上の最低限の数値であり、実際の管理ではこれより広くなっていくものと思われる。) |
| 野外の飼育場の転換期間 | [牛・馬・めん羊・山羊の場合] 定められた期間、禁止された農薬や肥料等(使用禁止資材-下記(注))を使用していないこと。 (2年から3年、牧草や作物に応じ期間が異なる。) |
| | [豚及び家きんの場合] 最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材(注)が使用されていないこと |
| 周辺環境 | 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。 |
| 遺伝子組み換え種子の禁止 | 組換え DNA 技術を用いて生産された種苗が、は種又は植え付けされていないこと。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合は、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していること。放牧地の状況、畜種、年齢等に応じて、捕食者の侵入等についての対策を講じていること。 |

(注) 使用禁止資材とは、有機農産物 JAS の表 A.1、表 B.1 で許容された資材を除く、化学合成農薬、化学肥料、天然物質を除くその他の資材をいう。

5.2 軽減措置

飼料自給率が 50%以上ある生産行程管理者が、家畜と飼育場を同時転換する場合については、飼育場の履歴に関する例外規定(年数の軽減措置)がある。

6. 畜舎・家きん舎の条件

6.1 畜舎の条件

飼養する畜舎については、次のような条件を満たす必要がある。

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 畜舎の広さ | 家畜 1 頭あたりの広さが決まっている。 広さは家畜の種類ごとに異なる。(例:肉牛の場合 5.0 m ² 以上など) (この数値は JAS 上の最低限の数値であり、実際の管理ではこれより広くなっ ていくものと思われる。) |
| 飼料・水 | 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 |
| 飼養環境 | 適度な温度、湿度、通風、換気、及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な 構造であること。 |
| | 床が平坦かつ滑らない構造であること。 |
| | 壁や床に、けがの原因となるような突起物がないこと。 |
| | 家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は土の状態の、清潔で乾い た床面を有すること。 |
| 衛生管理 | 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消 毒されていること。 |
| | 使用できる薬剤が定められている。(表 D.1) |

6.2 家きん舎の条件

飼養する家きん舎については、次のような条件を満たす必要がある。

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| 家きん舎の広さ | 28日齢以降の家きんを飼養する場合、肉用の家きんについては、1羽当たり 0.1 m ² 以上、採卵用の家きんについては、1羽当たり0.15 m ² 以上の面積を有す ること。 |
| 飼料・水 | 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 |
| 飼養環境 | 適度な温度、湿度、通風、換気、及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な 構造であること。 |
| | 種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な 大きさの出入口を有すること。 |
| 衛生管理 | 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消 毒されていること。 |
| | 使用できる薬剤が定められている。(表 D.1) |

7. 飼料

7.1 基本原則:

(1) 原則

与える飼料の原則は次のとおりである。

- ① 有機飼料を給与すること(自家生産・購入)
- ② 飼料添加物は、天然物質に由来するミネラルを使用することができる。
- ③ 化学処理を行っていない魚粉、藻類及び酵素又は微生物について条件付で使用することができる。

(2) その他の飼料についての基準

ア. ほ育期間中の家畜

母乳を給与する。(ただし、母乳が不足する場合は母乳以外の天然の乳を給与)

イ. 転換期間中の有機飼料については、条件付で使用可能である。

ウ. 有機飼料(自家生産・購入)の入手が困難な場合は、同等国格付飼料(JAS 制度と同等の格付制度を有する国の制度に基づき格付された飼料であって、証明書が添付されているもの)の使用が認められる。

エ. 上記が入手困難な場合は、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、非有機の飼料が全体の 15%~20%認められる(畜種により比率が異なる)。但し、遺伝子組換えや禁止された添加物の使用は認められない。(P103 参照)

オ. 粗飼料比率

牛、馬、めん羊及び山羊の場合は、粗飼料比率に決まりがある。

| 家畜の種類 | 比率の基準 |
|-----------|--------------------------------------|
| 以下を除く基本 | 粗飼料の比率が全体の 50%超 (つまり濃厚飼料等が 50%未満) |
| 肥育の最終期間の牛 | 粗飼料の比率が全体の 25%超 |
| 育成期の馬 | 粗飼料の比率が全体の 20%超 |

但し次の期間は、粗飼料比率は考えなくてよい

- ・ ほ育期間
- ・ 乳用牛又は乳用山羊にあつては搾乳を開始してから最初の3ヶ月間
- ・ 牛以外の肥育の最終期間

7.2 例外規定

下記のような場合には、上記の基準を満たさなくてもよい。

災害又は輸入もしくは輸送経路の途絶により有機畜産用飼料の入手が著しく困難と認められる場合、50%までは非有機の飼料でもよい。

飼料自給率が50%超の場合、ほ場と家畜を同時転換する場合は、まだ有機転換期間を終了しない自給の飼料を給与することが可能。

8. 健康管理

8.1 基本原則:

以下のフローに基づき動物用医薬品の使用が可能。

(1) 動物用医薬品の使用を最低限にする方策の検討

↓
家畜・家きんの種類に応じて、適切な飼養管理を行うことにより、病気に対する抵抗力の強化・感染予防が図られるようにして、家畜又は家きんの病気の予防につとめる。

(2) 動物用医薬品の限定使用

↓
動物用医薬品は次の場合しか使用できない。

- ・ 法令等で義務付けられている場合。
- ・ 特定の疾病又は健康上の問題が発生し(又は発生の可能性があつて)、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合(獣医師の処方により使用)。

(3) 動物用医薬品を使用する場合の注意事項

動物用医薬品を使用する場合は、次の注意事項を守る。

ア. 予防目的の使用はできない

- ・ ビタミン、ミネラル、動物用生物学的製剤(ワクチン)又は駆虫薬は予防目的でも使用可能。
- ・ それ以外の動物用医薬品は、治療目的に限る。

イ. 動物用医薬品の選択

- ・ 使用にあたっては、まず、要診察医薬品・抗生物質でないものを選択して使用すること。
- ・ 要診察医薬品又は抗生物質以外の使用では治療効果がない場合には要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。
- ・ 要診察医薬品又は抗生物質を使用した場合には、使用禁止期間・休薬期間を通常の2倍にするなどの特別な条件あり

ウ. 禁止物質

- ・ 成長又は生産の促進を目的とした物質を与えないこと。

9. その他の一般的な管理方法

9.1 飼養中のその他の管理方法

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 身体損傷 | 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。 ただし、最も適切な時期に家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の処置を行う場合を除く。 (1) 除角、断嘴、断尾その他家畜又は家きんの安全又は健康のための処置 (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置 (3) 外科的去勢 |
| 採卵鶏の人工照明 | 採卵鶏にあつては、人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。 |
| 排せつ物の処理 | 家畜又は家きんの排せつ物は、土壌の劣化又は水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。 |

9.2 搾乳施設・と畜場、及び畜産物となつてからの管理方法

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 搾乳施設 | 乳用牛及び乳用山羊にあつては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに表D.1の薬剤以外のものを使用しないこと。 |
| 捕獲又は輸送 | 家畜又は家きんの捕獲又は輸送に当たつては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。 |
| と殺方法 | 緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。 |
| 防虫防鼠・品質保持の方法 | 物理的又は生物の機能を利用した方法によること 但し、上記では困難な場合は、許可された薬剤のみの使用が可能。 (薬剤名は、防虫防鼠用と、品質保持用に別表になつて記載されている) |
| 放射線照射の禁止 | 放射線照射を行わないこと。 |
| 混合の禁止 | 有機的管理をしていない畜産物が混合しないこと |
| 薬剤汚染の禁止 | 畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。 |

(注)関連法規を遵守することは前提である。

10. 有機畜産物の生産と出荷

10.1 有機畜産物とJASマークの貼付

認証を受けた生産行程管理者は、上記1～9の項目を満たした方法で生産された畜産物に、有機JASマークを付すことができる。

有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、JAS法において「指定農林物資」に指定されているので、有機の表示をする際には、必ずJASマークを付さなければならない。

有機畜産物に有機JASマークを付して出荷する場合は、以下に述べるJAS認証を取得した上でなければJASマークを貼ることはできない。

(有機JASマーク)



10.2 JAS認証の取得

(1) 上記1～9の生産の具体的実践(JASに基づく生産のメドを立てる)

特に、JASに基づく生産を準備する際に注意すべき点は次の2点である。

- ・ 野外の飼育場については、これまで有機的管理をされていない場合は、転換期間が必要な
ので、JASを満たすのに時間がかかる。
- ・ 外部から有機飼料を購入する場合は、有機JASマークを付さなければ有機と認められないの
で、飼養開始前にJASマークつき飼料を確保しなければならず、飼料のJAS認証のほうを先
に取り組まなくてはならないので、飼料の確保についても時間がかかる。

(2) 有機JASマークを付して、有機表示をする場合、「生産行程管理者」の認証を取得する。

(3) 生産行程管理者の認証は、「生産行程管理者の認証の技術的基準」に基づき行われる。

「認証の技術的基準」を参照し、生産行程の管理・把握の方法、JASマークを付す際の「格付」
の手順などを定める。

(4) 認証の申請→書類審査・実地検査→判定の手続きを経て、認証を取得する。

(5) 認証を受けた生産行程管理者は、有機畜産物の出荷の際、JASを満たしていることを確認の 上、JASマークを貼付して出荷する。

【参考：畜産業に関するJASマーク】

畜産業に関するJAS制度としては、熟成ハム類や地鶏肉などのJAS、牛肉、豚肉についての
生産情報公表JASなどがある。このハンドブックで述べている有機畜産物については、下記のと
おり有機JASマークを使用する。

| | 有機JAS | 生産情報公表JAS | 特定JAS |
|-----|--|--|-------------------------|
| マーク |  認証機関名 |  | |
| 肉用鶏 | 有機鶏肉 | — | 地鶏肉 持続可能性に配慮した 鶏肉 |
| 採卵鶏 | 有機卵 | — | 持続可能性に配慮した 鶏卵 |
| 養豚 | 有機豚肉 | 生産情報公表豚肉 | (加工食品として) 熟成ハム類、 |
| 肉牛 | 有機牛肉 | 生産情報公表牛肉 | 熟成ソーセージ類、 熟成ベーコン類 |
| 酪農 | (加工食品として) 有機牛乳 | — | — |
| その他 | 有機羊肉、有機馬肉等 | — | — |

第2章 畜産種別の取り組みのポイント

第1章では、すべての家畜、家きんを対象に有機畜産物の概要について説明した。この章では、取り組む畜産物の種類ごとに注意する点についてその概要を述べる。

なお、平成30年のJAS改正により、畜産物として家畜・家きん(生体)の格付が可能となったが、この章では主にこれらから生産される畜産物に格付を行う場合について説明している。

1. 養鶏

1.1 肉用鶏

(1) JAS の概要

JAS は、家畜と家きんを含めてひとつの規格にしているため、家きんには該当しない項目も含まれている。すべての家畜家きんに共通の部分のほか、「家きんの場合にあつては…」、「家きん舎は…」という項目をみていき、「家畜の場合…」という項目を除いて読んでいくことで基準を把握する必要がある。

以下の表は、JAS 本文及び、別表で肉用鶏に関して定められた数値の基準である。

| | | | |
|-----------------------------|---------|---|-------------|
| 表 C.1 (平均採食量) | 肉用鶏 | 4 週齢未満 4 週齢以上 | 49g 152g |
| 表 E.1 (家きん舎の広さ(1羽あたり)) | 28 日齢以降 | 0.1 m ² | |
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ(1羽あたり)) | 28 日齢以降 | 0.1 m ² | |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 肉用鶏 | ふ化後 3 日からと殺までの期間(採卵鶏を肉用にする場合は 45 週以上有機卵を生産してからと殺まで) | |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 肉用鶏 | 3 日齢未満 | |

(2) 肉用鶏の場合の特徴と注意点

ア. 飼料

一般に、飼料について自ら生産している農場は少ないように思われるため、飼料は外部調達为主になるものと考えられる。この場合、有機 JAS マークが付されたものを調達しなければならない。従って、有機鶏肉を生産するには、まず、飼料供給者に有機認証を取得してもらい、有機飼料の供給の実現性のメドが立った段階で認証の申請を考える必要がある。

イ. 野外の運動場

一方、自らの農場においても、野外の運動場が、過去 1 年以上使用禁止資材が使用されていない場所でなければならぬため、仮にこれまで野外の運動場で JAS で禁止されている化学農薬や化学肥料を使用してきた場合、転換期間を超えてからでないと使用できない。

ウ. 法的規制

鶏の場合、ウイルス感染などの対策に気をつけなくてはならない。JAS に、国をはじめ行政が義務付けた薬剤の使用については例外的に認められることになっているので、そのような規制が発生した場合には、どのような薬剤を散布するのか、それが有機畜産物の JAS で認められるかどうか、登録認証機関と十分に相談する必要がある。

エ. 食鳥処理場

最終的に鶏肉に JAS マークを貼付するには、食鳥処理場が生産行程に含まれる。このため、食鳥処理場に対し、有機畜産物の JAS に基づく業務を実施してもらわなければならない。食鳥処理場では独自にトレーサビリティを構築しているところもあると思うが、有機の主たる申請者である農場の管理者とは別の事業者であるので、有機の JAS を十分に理解してもらい、また認証生産行程管理者の構成員となる場合には、自らも認証の対象になることを意識してもらう必要がある。このため、食鳥処理場の協力は不可欠で、かつ十分な意思疎通が必要となる。

食鳥処理場に依頼するポイントは次のとおりである。

- 他の鶏と混ぜないような管理体制をとってもらいこれを記録で証明してもらえるようにする。
- 使用する薬剤に制限があるので、遵守してもらう。

オ. 格付の実施

JAS マークを付す際に実施しなければならない格付に関して、格付担当者が、生産行程の検査と JAS マークの貼り付けの両方の仕事を行うので、農場と食鳥処理場が遠隔地にある場合には、複数の格付担当者を置くなど格付の手順を十分検討する必要がある。

カ. 採卵鶏の肉用への利用

平成 24 年の改正により採卵鶏を肉用に利用する場合の転換の基準が定められた。(1)の表中表 G.1 を参照。

1.2 採卵鶏

(1) JAS の概要

JAS の内容は、前項の肉用鶏の項目に加え、人工照明に関して、次の特別な基準がある。

| | |
|----------|---|
| 採卵鶏の人工照明 | 人工照明により、日長を延長する場合には、延長された日長時間が 1 日あたり 16 時間以内であること。 |
|----------|---|

それ以外の項目については、鶏肉の項を参照のこと。

以下の表は、JAS 本文及び、別表で採卵鶏に関して定められた数値の基準である。

| | | | |
|-----------------------------|---------|----------------------------------|--------------------|
| 表 C.1 (平均採食量) | 採卵鶏 | 9 週齢未満 9 週齢以上採卵開始まで 採卵開始以降 | 32g 67g 114g |
| 表 E.1 (家きん舎の広さ(1羽あたり)) | 28 日齢以降 | 0.15 m ² | |
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ(1羽あたり)) | 28 日齢以降 | 0.15 m ² | |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 採卵鶏 | 6 週間 | |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 採卵鶏 | 18 週齢未満 | |

(2) 採卵鶏の特徴と注意点

ア. 肉用鶏と共通の注意点

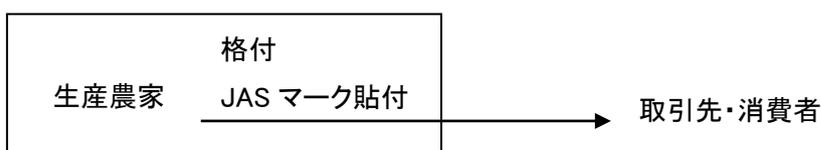
肉用鶏の項目で記載したア(飼料)、イ(野外の運動場)、ウ(法的規制)については、採卵鶏の場合も同様に注意する必要がある。

イ. 認証生産行程管理者の範囲

鶏卵を生産農家が個人的に販売する場合は、生産農家だけで完結して認証生産行程管理者となり、販売される。

[農家が最終包装まで実施して販売する場合の手順]

農家が単独で生産し、最終包装まで実施して、JAS マークを付して販売する。



一方、一般に流通する卵は GP センター(Grading&Packing センター)等で、卵の選別と包装が

2. 養豚

(1) JAS の概要

JAS で、家畜に関する部分を見ることになるが、豚肉の場合、他の家畜と比べると次の項目についての決まりは定められていないので、これらについては考慮する必要がない。

- ・ 牧草の生えているような放牧地は必須ではなく、野外の運動場で運動をさせることが基準になっている。
- ・ 粗飼料の給与比率についての基準はない。

上記以外で、豚のみに定められているのは、1 頭あたりの面積や、非有機の豚の導入などの際の別表の数字的な項目であるので、ここに豚に関しての別表の内容をまとめておく。

| | | |
|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 表 C.1 (平均採食量) | 3 ヶ月齢未満 | 1.1kg |
| | 5 ヶ月齢未満 | 2.5kg |
| | 5 ヶ月齢以上 | 3.3kg |
| | 妊娠中の豚 | 2.2kg |
| | 授乳中の豚 | 5.6kg |
| 表 E.1 (畜舎の広さ) | 肉用豚 (体重が 40kg 超の場合に限る) | 1.1 m ² |
| | 繁殖用雌豚(成畜に限る。) | 3.0 m ² |
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ) | 肉用豚 (体重が 40kg 超の場合に限る) | 1.1 m ² |
| | 繁殖用雌豚(成畜に限る。) | 3.0 m ² |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 豚 | 6 月間 |
| 表 H.1 (更新の場合の非有機の導入) | 繁殖用雌豚 | 1 事業年度あたり平均経産頭数の 20%未満の頭数。但し未経産に限る。 |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 豚 | 4 ヶ月齢未満 |

注)平成 24 年改正で非有機の肉用豚の更新目的の使用は、経過措置からはずれたので、有機飼養された母豚から生まれた子が対象となる。

(2) 養豚の場合の特徴と注意点

ア. 飼料

養豚の場合、豚に給与する飼料については、自ら生産することは少なく外部から購入すること

が一般的と考えられる。養鶏の項目で記載したとおり、自らの飼料生産方法について体制作りをすると同時に、有機 JAS マーク付きの飼料を入手できるように飼料供給者へのアプローチが必要となる。

イ. 生産行程管理の組織作り

豚肉の生産者は、繁殖から肥育までを一貫して生産していることが多いので、ひとつの農場内で管理しやすいという特徴がある。(但し、場所は病気対策等を理由に複数箇所に分けていることも多い)

従って、生産行程管理者の組織については、養豚農場とと畜場とがグループを作って一体的な認証を取得することが望まれるが、と畜場が認証をうける生産行程管理者の構成員に入ることができない場合は、養豚農場が単独で認証を取得し、と畜場を外注管理扱いにすることも可能である。

ウ. 管理の単位

有機畜産物の基準では、豚の管理の単位については特に問われていないので、個体管理でも群管理でもかまわない。但し、治療をした際には、個体で管理・把握できる必要がある。

ひとつの農場で有機飼育する豚と、有機基準に関係しない豚を飼育する場合(ここではこれを並行生産と称する)、有機の飼料とそうでない飼料が農場内に混在することが考えられる。

有機基準で生産する豚には、有機飼料しか与えないような飼料の識別管理が必要である。

同一敷地内ではなく、豚舎あるいは野外の飼育場が点在している場合は、施設に管理をしていく必要がある。

エ. 野外の運動場の確保

JAS を満たす野外の運動場を、確保する必要がある。仮に、野外の運動場が使用禁止資材を使用した場所であると、転換期間を経なければならない。

オ. と殺・解体と格付の実施

と殺・解体の工程を経て枝肉になるまでが、生産行程管理者の行程であるので、と畜場も生産行程の管理・把握の対象となる。牛と異なり、個体管理の対応が法律で定められていないので、群で持ち込んだ場合、他と間違えない方法をと畜場と打ち合わせておく必要がある。

一方、枝肉を部分肉に加工する工程は、生産行程管理者の構成員となって一体的な認証が可能であるが、と畜場と別の施設で部分肉加工が行われる場合、一般的には小分け業者の認証となる。

格付担当者の分担については、肉用鶏と同じことが言える。

3. 肉牛

(1) JAS の概要

牛の場合、家畜として記載されている項目のほとんどが該当するので、その項目を遵守する必要がある。

以下に肉用の牛に関して、別表を抜き出した内容を記載する。

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 表 C.1 (平均採食量) | 10 ヶ月齢未満(繁殖用雌牛を除く) | 6.0kg |
| | 10 ヶ月齢以上(繁殖用雌牛を除く) | 9.3kg |
| | 繁殖用の雌牛 | 7.6kg |
| 表 E.1 (畜舎の広さ) | 肉用牛 (体重が [♂] 340kg 超の場合に限る) | 5.0 m ² |
| | 繁殖用雌牛(成畜に限る。) | 3.6 m ² (繋ぎ飼いの場合 1.8 m ²) |
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ) | 肉用牛 (体重が [♂] 340kg 超の場合に限る) | 5.0 m ² |
| | 繁殖用雌牛(成畜に限る。) | 3.6 m ² |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 肉用牛 | 12 ヶ月間又は生存期間の 4 分の 3 のいずれか長い期間 (6 ヶ月齢未満で飼養の対象となった牛にあつては 6 ヶ月間) (乳用牛及び繁殖用雌牛を肥育する場合は、有機で 3 産以上継続して生産してから、と殺までの期間) |
| | 繁殖用雌牛 | 6 ヶ月間 (有機生産開始以前から飼養している牛は 4 ヶ月間) |
| 表 H.1 (更新の場合の非有機の導入) | 繁殖用雌牛 | 1 事業年度あたり平均経産頭数の 10% 未満の頭数。但し未経産に限る。 |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 肉用牛 | 12 ヶ月齢未満でかつ種別毎に設定されている体重以下であること (例: 黒毛和種の場合、310kg など) |
| | 繁殖用雌牛 | 未経産のもの |

注)平成 24 年の改正で非有機の肉用牛の更新目的の使用は経過措置からはずれたので有機飼養された母牛から産まれた子が対象となる。

種別ごとの体重の違いについては、P88 を参照のこと。

(2) 肉牛の場合の特徴と注意点

ア. 放牧場の転換期間と周囲の状況の確認

JAS では放牧することを必要としている。この放牧地の基準として、過去 2～3 年間の使用禁止資材の使用がされていないことが要求される。(期間は、栽培する作物の種類により異なる)

また、放牧地に化学合成農薬や化学肥料は使用していなくても、近隣で農薬を使用しているなど、周囲からの飛散の可能性のある場合は、その対策をとる必要があるので、放牧地の周囲の状況を調査・確認し、その対策を検討する必要がある。

尚、飼料自給率が 50%超で、放牧地と家畜を有機に同時転換する場合には、転換期間の軽減措置がある(P111 参照)。

イ. 個体管理

牛の場合は、個体識別が法律で求められており、個体管理を行うベースはできているので、並行生産(同一農場での有機と非有機の飼養)がある場合は、有機飼料しか与えないような飼料の識別管理が必要である。

また治療に関しても獣医師は個体を特定して診療記録を作成するようになっているので、同一敷地内ではなく、牛舎あるいは野外の飼育場が点在している場合は、施設ごとに管理をしていく必要がある。

ウ. 生産行程管理者の組織作り

(ア) 繁殖・育成

牛肉の生産の場合、繁殖を行う生産者と肥育を行う生産者に分かれているのが一般的である。もちろん繁殖・肥育一貫の農場もある。また、酪農家で、牛乳の生産のために出産したその子牛が肉牛として利用されることも多い。

仮に繁殖と肥育の生産者が別々の場合、肥育の生産者が主体になって有機に取り組むと思われるが、この場合、繁殖の生産者の状況を厳密に把握しなければならず、このためには頻繁なコミュニケーションが必要と思われる。(生産行程管理者の構成員とするか、外注管理の対象とするかを決めること)

(イ) 飼料生産者

飼料(特に粗飼料)を、地域の農産物生産者から確保している場合は、これらの飼料生産をする生産者も生産行程管理者の構成員とすることが可能である。この場合は、生産行程管理者内での飼料の生産であるため、この取引において有機 JAS マークを付す必要はない。

(ウ)と殺・解体と格付

と殺・解体の工程を経て枝肉になるまでが、生産行程管理者の行程なので、と畜場が生産行程の管理・把握の対象となる。

一方、枝肉を部分肉に加工する際は、生産行程管理者の構成員となって一体的な認証が可能であるが、と畜場と別の施設で部分肉加工が行われる場合、一般的には小分け業者の認証となる。

格付担当者の分担については、肉用鶏と同じことが言える。

エ. 乳用牛、及び繁殖用雌牛の肉用への利用

平成 24 年の改正により、乳用牛及び繁殖用雌牛を肉用に利用する場合の転換の基準が定められた。(1)の表中表 G.1 を参照。

4. 酪農

(1) JAS の概要

肉牛と同様、JAS で家畜に定められたほとんどの項目が該当する。肉用と異なる部分としては、と殺・解体に関する項目は該当せず、そのかわり搾乳に関する規定が適用される。

以下に、乳用の牛に関する別表の内容について、抜き出しておく。

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 表 C.1 (平均採食量) | 10ヶ月齢未満 10ヶ月齢以上泌乳開始まで 泌乳中の牛 泌乳していない経産牛 | 5.6kg 9.0kg 21.3kg 12.0kg |
| 表 E.1 (畜舎の広さ) | 乳用牛 (成畜に限る) | 4.0 m ² (繋ぎ飼いの場合 1.8 m ²) |
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ) | 乳用牛 (成畜に限る) | 4.0 m ² |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 乳用牛 | 6ヶ月間 (有機生産開始から以前から飼養している牛は4ヶ月間) [経過措置]上記が困難な場合は、当分の間90日間 |
| 表 H.1 (更新の場合の非有機の導入) | 乳用牛 | 1事業年度あたり平均経産頭数の15%未満の頭数。但し未經産に限る。 |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 乳用牛 | 未經産のもの |

(2) 酪農の場合の特徴と注意点

ア. 肉牛との共通点

肉牛の項に記載した、(2)ーア(放牧場の転換期間)、イ(個体管理)については、乳用の牛の管理の場合も該当する。

イ. 乳用牛の転換期間

乳を生産する場合、牛の転換期間が上記のとおり、肉用に比べて短いため、その面では取り組

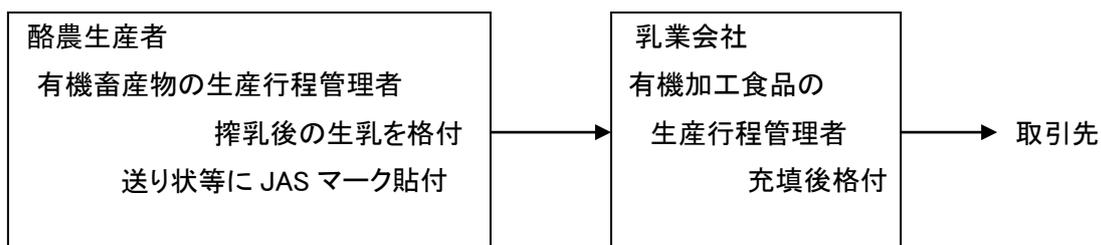
みやすいと思われる。

ウ. 搾乳

同一施設で、有機と非有機の並行生産の場合、搾乳施設やタンクで、乳が混合してはならず、このためバルククーラーは、有機専用のものをもっておくか、または最低限有機的管理の必要な頭数(つまりバルククーラーの大きさの乳量が確保できる頭数)を有機で飼養するなどの工夫をする必要がある。

エ. 生産行程管理者の範囲と乳業会社の認証

乳については、農場で搾乳し出荷する原乳までが、生産行程管理者の範囲である。殺菌などの処置をして消費者向けの容器(紙パックやビン)にて出荷される牛乳等は、加工食品に該当する。このため、乳業会社は「有機加工食品の生産行程管理者」の認証を別途取得しなければならない。



尚、酪農生産者が自身で殺菌、充填して、牛乳を販売する場合も、「有機加工食品の生産行程管理者」の認証が必要であるので注意のこと。

5. その他

5.1 あひる及びかも

あひる及びかもの場合は、特別に下記の点が JAS に定められているので記載する。

- ・ 野外の飼育場として、水田、小川、池又は湖を有するものでなくてはならない。

これ以外に別表に関しては、あひる及びかもに関係するところを抜き出しておく。

| | | | |
|---------------------------|---------|------------------|------|
| 表 C.1 (平均採食量) | あひる及びかも | 6 週齢未満 | 108g |
| | | 6 週齢以上 | 180g |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 肉用 | ふ化後 3 日からと殺までの期間 | |
| | 卵用 | 6 週間 | |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 肉用 | 3 日齢未満であること。 | |
| | 卵用 | 18 週齢未満であること。 | |

5.2 めん羊及び山羊

基本的に牛肉及び牛乳の項目を参照して、めん羊及び山羊に置き換えて検討をする。

別表に関しては、めん羊及び山羊に関係するところを抜き出しておく。

| | | | |
|-------------------------|---------------|---|-------|
| 表 C.1 (平均採食量) | めん羊 | 繁殖の用に供している雌 | 1.7kg |
| | | 上記以外のもの | 1.9kg |
| 表 E.1 (畜舎の広さ) | めん羊(成畜に限る。) | 2.2 m ² | |
| | 山羊(成畜に限る。) | 2.2 m ² | |
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ) | めん羊(成畜に限る。) | 2.2 m ² | |
| | 山羊(成畜に限る。) | 2.2 m ² | |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | めん羊 | 6 ヶ月間 | |
| | 乳用山羊 | 6 ヶ月間 [経過措置] 上記ができない場合は、 当分の間 90 日間 | |
| | 肉用山羊又は繁殖用の雌山羊 | 6 ヶ月間 | |
| 表 H.1 (更新の場合の非有機の導入) | 乳用山羊 | 一事業年度当たり平均経産頭数の 10%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。 | |

| | | |
|-------------------------------|---------|--------------|
| 表 I.1 (新規の場合などの 非有機の導入) | めん羊及び山羊 | 5 月齢未満であること。 |
|-------------------------------|---------|--------------|

5.3 馬

他の家畜に比べて、野外の運動場や畜舎の広さがかなり広い。

別表に関しては、馬に関係するところを抜き出しておく。

| | | | |
|-----------------------------------|---------------|---|--------|
| 表 C.1 (平均採食量) | 馬 | 12 月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。) | 12.4kg |
| | | 24 月齢未満(繁殖の用に供している雌を除く。) | 14.4kg |
| | | 24 月齢以上(繁殖の用に供している雌を除く。) | 17.3kg |
| | | 繁殖の用に供している雌 | 19.2kg |
| 表 E.1 (畜舎の広さ) | 馬(成畜に限 る。) | 13 m ² | |
| 表 F.1 (野外の飼育場 の広さ) | 馬(成畜に限 る。) | 13 m ² | |
| 表 G.1 (非有機の場合 の転換期間) | 馬 | 12 月間又は生存期間の 4 分の 3 のいずれか長い期間 | |
| 表 H.1 (更新の場合の 非有機の導入) | 繁殖用雌馬 | 一事業年度当たり平均経産頭数の 5%未満の頭数。ただし 未経産のものに限る。 | |
| 表 I.1 (新規の場合な どの非有機の導 入) | 馬 | 12 月齢未満であること。 | |

5.4 だちょう

別表に関して、だちょうに関係するところを抜き出しておく。

| | | | |
|----------------------------|----------|---------------------|-------|
| 表 C.1 (平均採食量) | 肉用だちょう | 3 月齢未満 | 1.0kg |
| | | 3 月齢以上 | 2.5kg |
| | 採卵用雌だちょう | 採卵開始以降 | 2.0kg |
| 表 E.1 (家きん舎の広さ(1 羽あたり)) | 28 日齢以降 | 0.15 m ² | |

| | | |
|-----------------------------|------------|--|
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ(1羽あたり)) | 3月齢以降7月齢未満 | 6.6 m ² (ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょうの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。) |
| | 7月齢以降 | 16.5 m ² (ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょうの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。) |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 肉用だちょう | ふ化後14日からと殺までの期間 |
| | 採卵用雌だちょう | 6月間 |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 肉用だちょう | 14日齢未満であること。 |
| | 採卵用雌だちょう | 12月齢未満であること。 |

5.5 七面鳥

別表に関して、七面鳥に関係するところを抜き出しておく。

| | | |
|-----------------------------|-------|--|
| 表 C.1 (平均採食量) | 8週齢未満 | 106g |
| | 8週齢以上 | 318g |
| 表 E.1 (家きん舎の広さ(1羽あたり)) | 8週齢以降 | 0.3 m ² |
| 表 F.1 (野外の飼育場の広さ(1羽あたり)) | 8週齢以降 | 0.3 m ² |
| 表 G.1 (非有機の場合の転換期間) | 肉用 | ふ化後3日からと殺までの期間(採卵用に飼育されていた家きんにあつては、有機卵を45週以上継続して生産してからと殺までの期間) |
| | 採卵用 | 6週間 |
| 表 I.1 (新規の場合などの非有機の導入) | 肉用 | 3日齢未満であること。 |
| | 採卵用 | 18週齢未満であること。 |

第3章 有機飼料の概要

有機畜産物の生産に欠かせない有機飼料については、別途 JAS が作成されている。この章では、有機飼料の概要について述べる。

1. 飼料の分類

家畜及び家きんに給与することができる飼料については、JAS 上の用語としては、次のように分類されている。

| 用語 | | 説明 | 内容 | 事例 |
|-------------------------|-----------------|--|---|------------------|
| 有機畜産用 自家生産飼料 | 有機畜産用飼料 | 生産行程管理者が自ら生産するもの (自らが生産するので、有機 JAS マークはつかない) | 有機農産物 有機飼料(牧草など) | 自家生産の 大豆、牧草など |
| | | | 有機飼料 | 自家配合飼料 |
| 有機畜産用購入飼料 | 有機飼料等 (注) | 外部から購入するもので、右の表に該当するもの すべて有機 JAS マークがついていること | 有機農産物 | 大豆、とうもろこし |
| | | | 有機加工食品 (但し、乳以外の畜産物は使用不可) | おから、粉末乳 |
| | | | 有機飼料 | 牧草・配合飼料 |
| | 有機畜産物の規格を満たす有機乳 | | 乳 | |
| | その他 | 有機ではないが使用可能なもの | 天然物質由来のミネラル補給を目的とする飼料(入手困難な場合は、ミネラル補給を目的とする飼料添加物) | ミネラル類 |
| | | | 化学処理を行っていない魚粉、藻類、酵素、微生物 | 魚粉 |
| 母乳(母乳が不足する場合は母乳以外の天然の乳) | | | | |

注) 上記の分類のように「有機飼料等」と「有機飼料」は異なるので JAS を読むときに注意が必要である。上記の表のように有機飼料等のほうが意味が広い。

このように家畜、家きんの飼料には、①有機農産物(人も動物も食べられる)、②有機加工食品(人も動物も食べられる)、③有機飼料(人は食べない)、④有機乳の 4 種類がある。

また、③の有機飼料の中には、加工工程のない飼料(牧草など)と、加工工程を経た飼料(配合飼料など)に分けられる。どちらの場合も、外部から導入する場合は JAS マークを付したものでなければならない。

2. 有機飼料の JAS

有機飼料の JAS は、1. 飼料の分類の表の網掛けの部分に該当する飼料の基準を定めたものである。

以下に、その規格の概要について説明する。

(1) JAS の構成

有機飼料の JAS は、牧草、サイレージ、配合飼料などの飼料すべてをひとつの規格にまとめている。このため規格の書き方としては、配合飼料の規格のような形で書いてあるが、何も配合しないものは原料の牧草が配合比率 100%とみなす。

以下に JAS を次の3つ、ア. 牧草、イ. サイレージ、ウ. 配合飼料(自家配合を含む)に分けて説明をする。

(2) JAS の概要

ア. 牧草

牧草は有機飼料用農産物という名称で記載されている。有機飼料用農産物というのは、基本的に有機農産物の JAS を満たした方法で生産されたものをいう。つまり有機農産物と全く同じ作り方をしたものを飼料として使える。但し、牧草の場合は、通常の多年生農産物が収穫前3年以上有機管理でなければならないのに対し、牧草に関しては収穫前2年以上有機管理であれば、有機飼料とみなされる。

【有機管理の必要期間】

| 植物 | 禁止資材を使用しなくなっからの期間 |
|--------------|-------------------|
| 多年生作物(牧草を除く) | 最初に家畜を放牧する前3年以上 |
| 牧草 | 最初に家畜を放牧する前2年以上 |
| 上記以外の作物 | は種又は植付けの前2年以上 |

イ. サイレージ

サイレージは使用できる調製用資材が有機飼料の JAS 表 A.1 に記載されており、これらに限り使用することが可能である。

<表 A.1 に記載された物質>

海塩、岩塩、酵母、酵素、ホエイ、砂糖製品、蜂蜜、乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌、プロピオン酸菌、天然の酸(乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。)

ウ. 配合飼料

(ア) 使用する原料とその比率

配合飼料は次の有機に係る原料と微量要素を配合割合で 95%以上使用したものを指す。計算は食塩と水を添加した場合、これを計算に入れない。

＜有機配合飼料の有機原料＞

- 有機農産物
- 有機加工食品（ただし、乳製品以外の畜産物は除く。）
- 有機乳
- 有機飼料

＜その他の原料＞

- 5%以下であれば、有機でない原料を使用できるが、この非有機原料は、遺伝子組換え技術および放射線照射の技術を使用してはならない。また、有機原料と同一の原料を非有機に使用してはならない。
- 微量要素として、石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土などの使用が可能である。
- 飼料添加物に関しては、天然物質または天然物質由来のものを使用することが定められている。ただし、これらが、入手困難な場合は類似する飼料添加物で可能とされている。

(イ) 製造の方法

- 配合飼料の加工にあたっては、当然化学変化をおこすような方法は認められず、加工段階において、非有機のものが混入しないこと、また、薬剤汚染をされないことなどが必要である。
- また、防虫防鼠などの対策としては、物理的または生物の機能を利用した方法により行うこととされ、基本的には薬剤の使用はできないが、効果が不十分な場合は有機飼料の JAS 表 B.1 で定められた薬品が使用可能である。

(3) 飼料の認証制度

自らが生産する有機飼料に関してもこれまで述べた規格を満たさなくてはならないが、JAS マークをつける必要はない。

外部から有機飼料を購入する場合は、JAS 認証を受けた生産行程管理者または小分け業者により、有機 JAS マークの付されたものを購入し、使用しなければならない。有機農産物の生産者であってもその生産物を飼料に使用する場合は、改めて有機飼料の生産行程管理者認証を取得しなければ、飼料の有機 JAS マーク貼り付けはできない。また、有機加工食品の場合も同様に、有機飼料の生産行程管理者の認証を取得していなければ、飼料の JAS マーク貼り付けはできない。ただし、おからのように通常、食品として流通しているもので、品質も食用として消費可能な状態のものについては、有機飼料として格付けすることなく、有機加工食品の格付で有機飼料として使用することが可能である。

第4章 有機加工食品の概要

有機畜産物を原料として加工された食品について概要を述べる。

1. 有機加工食品

(1) JAS の構成と有機認証の取得

このテキストでは、畜産物に関係する加工食品として、有機畜産物をメインに原料とする加工食品、例えば牛乳、ヨーグルト、チーズ、ハム、ソーセージなどを対象とする。有機加工食品の JAS は、有機農産物を原料とする加工食品と同じ規格の中で定められている。

有機加工食品の分類については次のとおりである。

| JAS | | 商品の例 | JAS マークの貼付 |
|--------|------------|---|------------|
| 有機加工食品 | 有機農産物加工食品 | 野菜加工品、醤油、豆腐、ジュースなど | 必須 |
| | 有機畜産物加工食品 | 牛乳、乳製品、ハム・ソーセージなど | 必須 |
| | 有機農畜産物加工食品 | 畜産物と農産物を原料として同程度使用する食品(ハンバーグ、ロールキャベツなど) | 必須 |

注) JAS マークを貼付するには、認証事業者となる必要がある。

(2) JAS の概要

有機加工食品の JAS の概要は次のとおりである。

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 使用する原材料及び配合割合 | <ul style="list-style-type: none"> 有機畜産物由来の原料を 95%以上使用するものを、「有機畜産物加工食品」と呼ぶ。 有機農産物由来の原料を 95%以上使用するものを、「有機農産物加工食品」と呼ぶ。 有機農産物、有機畜産物の両方を使用して原料合計で 95%以上使用する場合は、「有機農畜産物加工食品」と呼ぶ。 以上、3つのいずれの場合も、有機原料が 95%以上なければならない。 5%以下の原料については、出来る限り有機であることが必要であり、入手困難な場合は有機でなくてもよい。但し組換え DNA 技術、放射線照射がなされてはならず、また、同じ原料で有機と有機でないものを混合してはいけない。 以上の計算は、水、塩、および加工助剤を除いて計算する。 加工食品で使用可能な添加物は表 A.1 で定められているので、これ以外のものは使用できない(使用可能な表 A.1 の添加物は有機加工食品の JAS 参照のこと。)。表 A.1 には、「畜産物の加工にのみ使用できる」、または「農産物の加工のみに使用でき畜産物には使用できない」など、使用に関する制限があるので、注意が必要である。 |

| | |
|------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 尚、添加物の使用にあたっては必要最小限度にとどめなくてはならない。 |
| 製造方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的または生物の機能を利用した方法で、製造又は加工を行うこと。 ・ 製造途上で非有機の原料と混合してはならない。 ・ 製造途中で薬剤汚染を受けてはならない。 ・ 防虫防鼠の対策については、基本的に薬品は使用しない方法をとるが、やむを得ず使用する場合は加工食品の JAS の表 C.1 に記載された物質のみを使用するものとする。 |
| 表示 | <p>食品表示基準に従って、表示を行うことが前提である。これに加え、有機加工食品の場合は、その名称および原材料名に「有機〇〇」などと記載しなければならない。</p> |

(3) 有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品の有機表示

「有機」である旨の表示をするには、有機加工食品の生産行程管理者の認証を取得し、有機 JAS マークを付さなければならない。

第2部 詳細編

第5章 有機畜産物のJAS制度の概要

有機畜産物の規格と表示は、JAS 法の下での制度で定められている。

認証を受けるには、次の準備が必要である。

- ① JAS 法の下での認証制度をよく理解すること、
- ② JAS 制度で定められた認証の技術的基準にそった管理・把握の体制を整えること

この章では、①の JAS 法の制度の概要と事業者の権利、義務などについて述べ、第 6 章以降で②の具体的準備について述べる。

1. JAS 法の概要について

1.1 JAS 制度

JAS 法は、正式名称を「日本農林規格等に関する法律」という。JAS とは、日本農林規格（Japan Agricultural Standard）の英語の頭文字をとったものである。

JAS 法の対象は、「農林物資」であり、次のように定められている。

- ・ 飲食料品^{注2}及び油脂
- ・ 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資^{注3}

注1：医薬品は、JAS 法の対象にはならない。

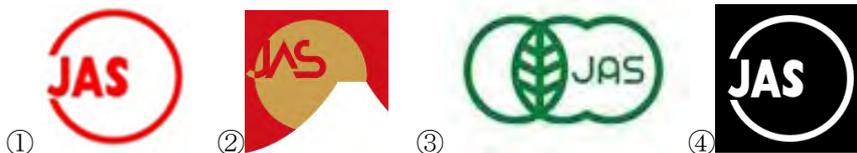
注2：米、肉、野菜、果実、魚介類、果実飲料、しょうゆなど。

注3：木材、いぐさ製品、生糸、**飼料**など。

JAS 制度は、農林物資やこれらの取扱い等の方法についての JAS を国が定め、農林水産大臣が登録した登録認証機関から認証を受けた事業者が、JAS に適合することを証するマーク（JAS マーク）を農林物資や事業者の広告などに付すことができるという制度。この制度は、任意の制度であり、規格を満たしていても、JAS マークを付すか付さないかは事業者の任意となる。（但し、有機食品に関しては次項 2. を参照）

現在、規格の内容に応じて 4 種類の JAS マークが制定されている。

| | |
|---|--------------------------------------|
| ① | 一般 JAS（即席麺、製材、有機料理を提供する飲食店等の管理方法等） |
| ② | 特色 JAS（熟成ハム、地鶏肉、青果市場の低温管理等） |
| ③ | 有機 JAS（有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機藻類、有機飼料） |
| ④ | 試験方法 JAS（生鮮トマト中リコペン等） |



2. 有機食品の JAS 制度について

2.1 有機食品の JAS と認証との関係

「有機〇〇」と表示する食品には、農産物、畜産物、加工食品などがある。また、飼料も JAS 法の対象で、有機飼料の規格がある。

すでに述べたように、農産物、加工食品及び畜産物に「有機〇〇」等の表示をする場合には、必ず有機 JAS マークを付さなければならないが、有機飼料(牧草や配合飼料等)の JAS マークの貼付は任意である。(表示と JAS マーク貼付の関係)

| JAS 規格 | | 商品の例 | JAS マークの貼付 |
|--------|------------|---|------------|
| 有機農産物 | | 米、野菜、果物など | 必須 |
| 有機加工食品 | 有機農産物加工食品 | 野菜加工品、醤油、豆腐、ジュースなど | 必須 |
| | 有機畜産物加工食品 | 牛乳、乳製品、ハム・ソーセージなど | 必須 |
| | 有機農畜産物加工食品 | 畜産物と農産物を原料として同程度使用する食品(ハンバーグ、ロールキャベツなど) | 必須 |
| 有機畜産物 | | 肉、卵など | 必須 |
| 有機飼料 | | 牧草、配合飼料など | 任意 |
| 有機藻類 | | わかめ、昆布など | 任意 |

3. 登録認証機関について

3.1 登録認証機関とは

JAS 制度では、基準や規格は国が定めているが、認証業務は、国の登録を受けた登録認証機関が行う。

認証を受けようとする生産行程管理者等は、登録認証機関の認証を受けなければならない。

3.2 登録認証機関の業務

登録認証機関は、主に次の業務を行う。

- ・ 認証申請者に対する認証業務
- ・ 認証を受けた事業者に対して、引続き基準を満たしているかどうかの調査業務
- ・ 調査の結果、基準を満たしていないことがわかった場合の、改善指摘、業務の一時停止、認証の取消しの措置

3.3 認証の手順・認証の料金の確認

登録認証機関は、認証の手順、認証手数料・調査手数料を公開しなければならないので、申請にあたっては、認証の申請を行う事業者は、登録認証機関からこれらの情報を入手し、理解不足のないように事前に検討する。

4. 有機畜産物の認証事業者

4.1 生産行程管理者

(1) 生産行程管理者とは

有機畜産物の生産を管理または把握する組織を「生産行程管理者」といい、JAS マークをつけて出荷するには、生産行程管理者の認証を取得しなければならない。

(2) 生産行程管理者の3つの形

生産行程管理者は、次の2つの形がある。

- ① 生産者や生産行程を管理・把握する販売業者が生産行程管理者となる
- ② 生産者等がグループを作り生産行程管理者となる

4.2 小分け業者

生産行程管理者により、JAS マークを付された有機畜産物を受け入れて小分けし、JAS マークを再度貼り付ける業者は認証を取得しなければならない。(例:卵のGPセンター、肉のパッキングセンター等)

4.3 認証を取るのに、申請者はどの基準を守るか

認証を受けるには業者によって参照する基準が異なるので注意が必要である。申請をする際は、該当する「認証の技術的基準」をよく読んで、その内容を理解する必要がある。

| 取り扱うもの | | 認証対象の事業者の別 | 認証のための基準 |
|-----------------------|--------|------------|---|
| 有機畜産物の生産 | | 生産行程管理者 | 有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(平成 17 年 11 月 25 日告示 1832 号) |
| 有機飼料の生産 | 粗飼料生産者 | 生産行程管理者 | 有機農産物及び有機飼料(調整又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(平成 17 年 11 月 25 日告示 1830 号) |
| | 配合飼料会社 | 生産行程管理者 | 有機飼料(調整又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(令和4年9月 28 日告示 25 号) |
| 有機加工食品の生産 | | | |
| 有機農産物・畜産物・飼料・加工食品の小分け | | 小分け業者 | 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者等の認証の技術的基準(令和4年9月 28 日告示 26 号) |

5. 認証申請者について

5.1 認証申請を受理されない事業者

ア. 法律で定められている事項

次のような個人・組織・団体は、認証の受付を受理できない。

- ① JAS 法に違反して罰則を受け、まだ1年を満たない組織
- ② JAS 法に違反して罰則を受け、まだ1年を満たないものが代表や役員をしている組織
- ③ JAS 法に違反して罰則を受け、まだ1年を満たないものが別の組織の代表や役員に就任して申請するその別の組織

イ 登録認証機関の業務範囲事項

登録認証機関では、業務を行う区域を決めて登録しているので、申請する事業者がその対象地域にあることを確認する必要がある。

ウ 申請にあたっての登録認証機関との合意

認証の申請者は、認証を取得するにあたって次の事項に合意することが認証の条件とすることが、法律で定められている。

認証取得にあたっての合意条件

| 1 認証の申請及び認証後における一般的な内容 | |
|------------------------|--|
| (1) | JAS 法と JAS 法に基づく認証機関の諸規定に従うこと。 |
| (2) | 書類審査及び実地検査に際し、必要な準備を行うこと。 |
| (3) | 認証後は、JAS マークの貼り付けや認証事業者であることの表明を適切に行うこと。 |
| 2 認証を取得した後の遵守事項 | |
| (1) | 認証取得後、業務実施にあたり、「 認証の技術的基準 」に適合するよう維持すること。 |
| (2) | JAS マーク貼り付けに関しては、JAS 法で定められた以下の内容を守ること ① 必ず、格付を実施した後に出荷をする。 ② 認証事業者のメンバー以外の外部の者に、JAS マークの貼付の依頼はしない。 (外注事業者であっても認められない) ③ 一度 JAS マークを貼った後に、JAS を満たさなくなったら責任をもって JAS マークをはがす |
| (3) | 農林水産省や(独)農林水産消費安全技術センターに対し、以下の内容を守ること ① 不適合が見つかって、改善命令が出たら改善する。 ② 報告を求められて、これを拒否したり、虚偽の報告をしたりしない。 ③ 立入検査の拒否、妨害、忌避をしない。 |

| | |
|------|---|
| (4) | 認証事項を変更したり、JAS マークの貼付の業務を廃止したりするときは、あらかじめ登録認証機関に通知すること。 |
| (5) | 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、誤解のないように表現すること。 |
| (6) | 例1: 認証対象外の商品の認証事業者であるといわないこと 例2: 例えばおいしさのような規格の対象外のことについて認証を受けているかのような表現をしないこと |
| (7) | (5)(6)の条件に違反していると登録認証機関が判断して、広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。 |
| (8) | 上記の(5)(6)のほか、他人に JAS 認証や JAS マークに関する情報の提供を行う場合は、誤解を招かないようにすること。 |
| (9) | 登録認証機関が行う年次調査や不定期の調査等に協力すること。 |
| (10) | 毎年 6 月末日までに、その前年度の格付実績等を登録認証機関に報告すること。 |
| (11) | 認証事業者は、格付に関する記録を定められた期間保存すること。 |
| (12) | 登録認証機関が、必要な報告を求めたら対応すること。また、事務所、畜舎、ほ場等を訪問し、JAS マーク、JAS 品の広告又は表示、農産物、ほ場、施設、帳簿その他を検査させること。(認証機関の関係者には守秘義務がある) |
| (13) | (1)から(10)までの条件に違反したり、(11)の報告をしなかったり、虚偽の報告をしたり、検査を拒否、妨害、忌避をしたときは、登録認証機関は、認証の取消し又は JAS 製品の出荷の停止を請求できること。 |
| (14) | (13)の請求に応じないときは、登録認証機関は認証を取り消すことができること。 |
| (15) | 認証を取り消されたときは、JAS をマーク貼り付けた製品の出荷を停止し、登録認証機関が適切でないと認めた JAS マーク表示を抹消すること。 |
| (16) | 以下の場合には、 認証書を返却すること。 ・ 認証の取り消し、又は JAS をマーク貼り付けた製品の出荷の停止の場合 |
| (17) | 登録認証機関が認証・一時停止・取消し等の情報を、一般に公表をすること。 |
| (18) | JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を登録認証機関が求めた場合は提出すること。 |
| (19) | 認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も JAS マークを付した製品を出荷し、登録認証機関が適切でないと認めた JAS マークを抹消しない場合、登録認証機関がその旨を公表すること。 |

6. 認証の手順と認証取得後の業務

6.1 認証の手順と、認証取得後の業務

| | ステップ | 内容 |
|-----|-------------|---|
| (1) | JAS 制度をよく知る | 登録認証機関は、ホームページや書面を通じて、法律で定められた項目(認証の手順、権利と義務、料金など)について、認証申請者に提供すべき情報を公開しているため、これらを手に入れたら、JAS 制度について十分な知識を得る。 |
| (2) | 講習の受講・修了 | 生産行程管理責任者、格付担当者の役割を担う人は、講習会の修了が認証を取得するための必須条件となるため、認証を取得するまでに、認証機関が指定する講習会を受講すること。 |
| (3) | 申請書の提出 | 申請書の様式を、登録認証機関から取り寄せ、提出する。 |
| (4) | 申請書の受理 | 申請書の必要書類がそろい、かつその内容を見て、受理可能かどうかを判断する。 [申請が受理されない場合] ・ JAS 法で申請を受理できないことになっている事業者(過去1年間 JAS 法の罰則を受けた事業者など) ・ 申請書を一覧して、明らかに JAS の制度が理解できているとは思えない場合。 |
| (5) | 書類審査 | 申請書の内容が、認証の技術的基準や JAS を満たしているかについて、細かく書類審査される。 |
| (6) | 実地検査 | 書類審査で問題なければ、実地検査を受ける。実地検査では、申請書の内容と、現場の実践状況が一致し、認証の技術的基準や JAS を満たしているかどうかを検査する。 |
| (7) | 不適合の是正 | 検査時に、基準をまだ満たしていない状態である場合は、「改善指摘事項」が提示され、検査員(及び登録認証機関)と打ち合わせた期限までに改善を完了する。 |
| (8) | 判定 | 改善が終了したあと、検査結果のレビューを行い、認証が可能かどうかの判定会議を開催し、判定が行なわれる。検査員は認証をする、しないの判断はできず、検査員以外の判定員が最終判断をする。 |
| | [異議申し立て] | 判定結果その他に異議がないかどうか確認し、内容に不服がある場合は、異議申し立ての手続きをすることができる。 |
| (9) | 認証書の交付 | 認証をされた場合は、認証書が交付される。認証書は、重要な書類なので、大切に保管する。(取り消しを受けた場合などは、返却を求められる。) 認証を取得したら、「有機畜産物の JAS」に該当する畜産物に有機 |

| | | |
|------|-----------------|--|
| | | JAS マークを貼り付けることが可能となる。 |
| (10) | 年次調査・不定期調査 | 通常は、1年に1度、または特別な場合は不定期に訪問して、認証の技術的基準が引続き守られているかどうかを確認するための調査を行う。 |
| (11) | 変更事項の届出と調査 | 業務内容に変更があった場合は、必ず変更届を出す。 |
| (12) | 格付実績(格付表示実績)の報告 | 毎年、前年4月から当年3月までの1年間、JAS マークを貼り付けた実績(重量)を、6月末までに登録認証機関に提出する。 |

6.2 認証内容の公表

認証を受けた事業者は、登録認証機関のインターネットその他の方法にて、認証事業者の名称、住所などが公表される。

また、① 認証の内容が変更になった場合、② 認証の一時停止措置を受けた場合、③ 認証の辞退の届出を受けた場合、④ 認証の取消しを実施した場合も、インターネットその他の方法により告知される。

7. 認証後の調査とその結果への対応

7.1 調査の種類

認証後も、認証を受けた事業者が引続き認証の技術的基準を満たしているかどうか、登録認証機関が調査を行う。調査には、定期調査と不定期調査がある。調査料金もあらかじめ登録認証機関により公表されている。

① 定期調査

おおむね1年に1回、年次調査を受ける。

・ 不定期調査

不定期調査は次のような場合に実施される。

- ア. 認証を受けた事業者から、変更の届けがあった場合で、その内容について現地確認が必要な場合。
- イ. 定期調査の一環として、事前の通知なしの調査対象となった場合。
- ウ. 認証を受けた事業者が、認証の技術的基準を満たしていないと思われる事例や情報が寄せられた場合。
- エ. JAS や認証の技術的基準が変更になった場合に、新しい規格に従った業務ができているかどうか確認する場合（この場合、通常は定期調査時に確認されることが多い）。

7.2 改善指摘、JAS マーク貼付の一時停止、認証の取消し

調査の結果、認証の技術的基準を満たしていない不適合が見られた場合、次の3段階で対応がとられる。

| 対応の段階 | 不適合の内容 | 認証機関の対応 |
|-------------------------|---|--|
| 改善要求 | <p>次のような不適合があるが、短期間に改善と再発防止対策がとられるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証の技術的基準に軽微な不適合がある。 ・ 格付及び JAS マークの表示に係る法の規定に軽微な不適合な事実がある。 ・ 広告又は表示に関し、不適切なものがある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、原因究明、再発防止対策、是正された対策の検証についての改善報告書を提出する。 ・ 登録認証機関は、是正された内容の確認を行い、今後違反が起きないことを審査する。 |
| 格付業務及び JAS マーク貼付品の出荷の停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 故意又は重大な過失(注)でない範囲で、JAS 法の規定に違反したとき。 ・ 認証の技術的基準に適合しなくなっているが、1年以内に認証の技術的基準に適合することが見込まれると | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、格付業務再開にあたって、違反事項に対する原因究明、再発防止対策、是正された方法の検証についての改善報告書を提出する。 |

| | | |
|--------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> き。 その他、申請時に誓約をした項目の違反、報告徴収の拒否、虚偽の報告、正当な理由のない検査の拒否、妨害、忌避。 | <ul style="list-style-type: none"> 登録認証機関は、是正された内容の確認を行い、再発の危険がないと判断された場合は格付業務を再開可能とする。 |
| 認証取り消し | <ul style="list-style-type: none"> 認証事項が認証の技術的基準に該当しなくなり、1年以内に改善が見込まれないとき。 JAS法のJASマーク表示について違反し、その違反行為が故意又は重大な過失(注)によるとき。 正当な理由がなくて法に基づく命令違反、報告の未実施、虚偽報告、検査拒否、妨害、忌避したことを理由として、農林水産大臣が、取消しを求めたとき。 認証機関の措置に対応しないとき。 | <ul style="list-style-type: none"> 一旦認証を取り消したら、1年間は申請を受け付けないこととする。 再認証の際には、違反事項に対する原因究明、再発防止対策、是正された内容検証についての改善報告書を提出する。 登録認証機関は、是正された内容の現地確認を行い、再発の危険がないと判断された場合は再認証の処理を行う。 |

注： 重大な過失とは？

表の中に記載している重大な過失について、その事例としては次のようなものがあげられる。これらの不適合については、場合によっては認証の取消しに該当しかねない行為であるので、十分注意する必要がある。

- (1) 担当者のミスにより長期にわたり、JAS不適合となった製品にJASマークを付して出荷した。
- (2) 長期にわたり、あやまって製品の格付検査をせず、JASマークを貼付して出荷した。
- (3) 長期にわたり、格付記録の記入を失念していた。
- (4) 格付記録簿へ、長期にわたり誤った記録をしていた。

8. 違反の措置及び罰則

8.1 手順

JAS 法に違反があった場合は次のような手続きがとられる。

| | |
|------------|--|
| 認証機関による処置 | 重要度により①改善指示、②JAS 貼り付け業務の一時停止、③認証取消しの処置 |
| 農林水産省による処置 | 改善命令と公表→罰則(次項 8.2 参照) |

8.2 法律に記載された罰則の内容

(1) 事業者に対する罰則

| 罰則 | 対象 | 内容 |
|---|-------|--|
| 1 年以下の懲役 又は 100 万円以下 の罰金(行為者 及び法人) (78 条) 法人の場合には、 1 億円以下の罰金 刑(83 条) | 全事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ JAS でない規格を JAS と称した(または紛らわしい呼称をした)とき ・ 認証事業者以外の者が、JAS マークを付した場合 ・ JAS マークの付いた包装材料を JAS マークを除去しないで再使用した場合 ・ 外国認証事業者が JAS マークを付している以外に JAS マークの付いた(または紛らわしい表示のある)輸入品を取り扱う場合 ・ JAS マークのついた商品が JAS を満たさなくなったのに JAS マークを除去しなかった場合。 ・ 指定農林物資の名称の除去の改善命令に違反した場合 ※ ・ 品質表示基準の改善命令に従わなかった場合。 |
| | 認証事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 格付をしないで、JAS マーク付きの商品を出荷したり、また JAS マークを付けたあとに JAS を満たさないことがわかっているのに JAS マークを除去しなかった場合 ・ JAS マークの除去の改善命令に違反した場合 |
| 50 万円以下の罰金 (81 条) | 全事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録認証機関又は登録試験業者でないものが登録認証機関又は登録試験業者と称した場合 ・ 立入検査、報告徴収、物件提出を忌避した場合 |

(2) 登録認証機関に対する罰則

| | |
|---|--|
| <p>1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 (行為者及び法人) (79条)</p> | <p>以下の内容に違反したことにより、農林水産大臣による取消しや業務停止命令に従わなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証に関する義務を守っていない ・ 各種届出をしなかった ・ 財務諸表を5年間備え付けず・公表を拒否した ・ 農林水産大臣による適合・改善命令に違反した ・ 不正な手段で登録を受けた |
| <p>1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金(行為者)(80条)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持義務を守らず、また自己の利益に使用した者 |
| <p>50万円以下の罰金 (行為者及び法人) (82条)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証事業者の認証実績を報告しなかった(又は虚偽報告した)場合 ・ 業務の休廃止の届出をしなかった(又は虚偽報告した)場合 ・ 認証事業者の帳簿を作成・保存しなかった場合 ・ 登録していない農林物資について登録認証機関である旨の名称を用いた場合 ・ 農水省の報告、立ち入りを拒否・忌避等した場合 |
| <p>20万円以下の過料 (85条)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の承継や業務の廃止の届出をしなかった(又は虚偽報告した)場合 ・ 財務諸表を5年間備え付けず・公表を拒否した場合 |

第6章 認証の技術的基準と JAS に基づいた生産 行程管理の内容

第5章で述べたように、JAS 認証を取得するには、「認証の技術的基準」を満たさなければならない。

この章と次の第7章では、認証の技術的基準に定められた内容と、JAS の詳細を検討してその準備の内容について説明する。

この章では、認証の技術的基準の中の、組織(担当者・責任者の役割)、施設及び有機畜産物の生産行程の管理の方法について述べる。

1. 生産行程管理者の範囲の設定

1.1 生産行程管理者の範囲

すでに述べたとおり、生産行程管理者は、2つの方法のいずれかで組織を構成し、認証の範囲を決めることができる。

- (1) 生産者や生産行程を管理・把握すると畜場・販売業者が生産行程管理者となる
- (2) 生産者等がグループを作り生産行程管理者となる

JAS 法では、生産するほ場等、生産の行程のすべての場所をあらかじめ明確にする必要があるため、生産のすべての現場について管理の対象とする。その管理の方法は、「組織の構成員」として位置づける場合と、外注扱いとして生産行程管理者が「外注管理」を行う場合が考えられる。

このため生産行程管理者を構成する際には、組織の構成員がどこまでであり、外注管理対象の施設がどこであるか、管理の範囲を決定する必要がある。また、有機畜産物の場合、肉であればと畜し、肉になるまでが生産行程になるので、と畜場なども生産に係る事業所となる。

例えば、牛肉で生産行程管理者を構成する場合、と畜場と一体となって次のような生産行程管理者の組織が考えられる。

例：2つの繁殖育成農家に外注委託で繁殖・育成をお願いし、肥育農家、近隣の飼料生産農家、と畜場が一体となって生産行程管理者を構成する場合

| | | |
|-----------------|--------------------------|---|
| 生産行程管理者名 | A 有機牛肉生産グループ | |
| 代表者 | ○山○男 | |
| 住所 | ○○県○○市○○、○○番地(A 肉牛肥育牧場内) | |
| 生産に係わるほ場等の名称と住所 | 構成員 | A 肉牛肥育牧場(○○県○○市○○、○○番地) B 農場-飼料生産(○○県○○市△△、△△番地) C と畜場(○○県○○市□□、□□番地) |
| | 外注先 | D 繁殖育成農場(○○県○○市▲▲、▲▲番地) E 繁殖育成農場(○○県○○市■●、■●番地) |

(ポイント)

- ・ グループで認証をとる場合、そのグループを任意団体として取り扱い、認証を取得する。このため、任意団体の要件である、団体の名称、代表者と所在地の定めが必要となる。
- ・ グループの構成員の一員でないと JAS マークを付すことができないので、いつ、だれが、どこで JAS マークを付すかを検討のうえ、組織を決める必要がある。(JAS マークの外注委託による貼り付けはできない)

2. 組織・責任者・担当者の設定

2.1 組織図

有機畜産物の生産のための構成員(組織)を前項で明確にしたあと、この構成員の中から、いくつかの担当者を選任し、組織を定める。

認証の技術的基準で定められた必要な担当者は、生産行程の管理をする担当者・責任者と格付を実施する担当者・責任者である。

2.2 生産行程管理担当者・責任者の選任

三 生産行程管理を担当する者の資格及び人数

1. 生産行程管理担当者

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当するものが1人以上(複数の施設を管理、又は把握している場合には、適正な管理を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

2. 生産行程管理責任者

(1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、登録認証機関の指定する講習会において有機畜産物の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。

(2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会を修了した者が、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。

(1) 生産行程管理担当者の人選

組織の構成員の中で、「生産行程管理担当者」を決定する。生産行程管理担当者には、資格要件が定められている。申請時に、各担当者が資格を満たしていることを示す書類(履歴書等)を準備する。

[生産行程管理担当者の資格要件]

1. 大学で畜産の課程を修了して卒業した場合は、畜産物の生産、調査研究、指導の経験が1年以上
2. 高卒以上の場合は、畜産物の生産、調査研究、指導の経験が2年以上
3. 上記以外の場合は、畜産物の生産、調査研究、指導の経験が3年以上

生産行程管理担当者として、組織の状況にあわせて、有機畜産物の生産が十分に可能な人数を配置しなければならない。例えば、複数の農場で構成するグループであれば、農場ごとに生産行程管理担当者を置くなどの方法が考えられる。

(2) 生産行程管理責任者の選定

生産行程管理担当者が、複数いる場合は、その中から次項(3)で述べる業務を行う生産行程管理責任者を1名選任する。担当者が1名の場合は、その者が生産行程管理責任者になる。

生産行程管理責任者は、登録認証機関が開催するかまたは指定する講習会を修了する義務がある。講習会を受講したら、責任者はその内容を、各担当者に伝え、情報を共有化する。

(3) 生産行程管理責任者の業務

二. 生産行程管理の実施方法

三の2に規定する生産行程管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせること。

生産行程管理責任者が実際に実施する業務は、次のような内容である。

- ① 生産の計画の立案、実施管理と記録の作成、保管
- ② 生産行程管理業務の一部を外注委託する場合は、委託者との契約書の作成・監査の実施
- ③ クレーム発生時の対応とその記録の管理

生産行程管理担当者は、上記の生産行程管理責任者の業務を補佐するとともに、各自の持ち場においての生産行程の管理又は把握を適切に行う。

2.3 格付担当者の選任

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付担当者として、(略)、講習会を修了した者が1人以上又は適正な人数以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

(1) 格付担当者とは？

格付担当者は以下の業務を実施する。

- ① 出荷前に「格付検査(=生産行程の検査)」を実施する。
- ② 検査に合格したものにJASマークを貼り、また表示が適切であることを確認する。
- ③ マークを貼った後に、有機畜産物のJASを満たさなくなった場合、その処分と表示の管理(有機として販売しないよう)をする。
- ④ 上記の記録を出荷の日から1年以上保管する。
- ⑤ 証票(JASマーク)の在庫管理

注) 格付検査(=生産行程の検査)の内容と表示の管理の詳細は、第7章を参照のこと。

(2) 格付担当者の資格

格付担当者には生産行程管理担当者と同じ資格要件が定められている。認証の申請時には各担当者が資格を満たしていることを示す書類(履歴書等)を準備する。

(3) 格付担当者の人数

格付の場所、手順、頻度、時期など生産行程管理者の組織の状況により、業務が十分に可能な人数を配置しなければならない。

特に、肉の生産の場合、生産をした農場で生産の管理記録が保管され、これに基づいて生産行程の検査(記録の確認検査)を行う一方、JAS マークを貼付する対象の肉は、と畜場に存在する。

この両方の仕事が格付担当者の仕事であるので、1人ではすべての仕事を行うことが難しいかもしれない。このような場合は、仕事を分担して複数の格付担当者が必要となる。

格付担当者は、登録認証機関が実施するかまたは登録認証機関が指定する講習会を修了する義務がある。

(注) 格付担当者は、担当者すべてが講習会を修了しなくてはならない。

(4) 格付責任者の選任

格付担当者が複数置かれている場合は、格付責任者を1人選任しておく。

3. 必要な施設・設備の確保

一 生産及び保管にかかる施設

- 1 畜舎又は家きん舎、野外の飼育場、と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程の管理に係る施設
- 2 飼料(牧草等)を自ら生産する場合のほ場の基準を満たす施設
- 3 飼料(配合飼料等)を、自ら生産する場合の加工の基準を満たす施設

3.1 必要な施設の準備

(1) 有機畜産物生産に必要な施設

有機畜産物の生産に取り組むにあたっては、まず必要な施設・設備を、確保する必要がある。主に次のようなものが、必要となる。

- ① 畜舎または家きん舎
- ② 野外の飼育場(牛・馬・めん羊・山羊の場合は、放牧地を含む)
- ③ と畜場(又は食鳥処理場)、搾乳施設など
- ④ 牧草等の有機飼料を自ら生産する場合は、そのほ場
- ⑤ 飼料を自家配合する場合は、その自家配合施設

【アニマルウェルフェアと JAS】

概要で述べたように、JAS の生産の原則に、「動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養する」という項目がある。これは、アニマルウェルフェアに配慮した飼養をするということであるが、日本ではアニマルウェルフェアの法的な概念がないため、この用語を使用せずに上記のような表現になっている。

すでに EU では、アニマルウェルフェアを考慮したいくつかの決まりがあり、FAO でも畜産動物の人道的取り扱い、輸送・と畜の指針が定められている。また、OIE(国際獣疫事務局)においても 2005 年にアニマルウェルフェアの国際基準が採択されている。

このテキストでは、有機畜産物の JAS には細かい規定のないアニマルウェルフェアに関する決まりの中で、有機畜産物の生産の参考になるような項目を、点線枠のコラム形式で記載する。

アニマルウェルフェアで参考になる基準、決まりには次のようなものがあり、これを参考に記載している。

(EU)

- ・ 農業目的で飼育される動物の保護のための欧州協定(1976 年 3 月 10 日/1992 年修正)及び関連する理事会指令
- ・ 採卵鶏の保護のための最低基準を定める理事会指令(1999 年 7 月 19 日)
- ・ 豚の保護のための最低基準を定める理事会指令(1991 年 11 月 19 日)
- ・ 子牛の保護のための最低基準を定める理事会指令(1991 年 11 月 19 日)
- ・ 国際輸送における輸送中の動物の保護のための欧州協定(2003 年 11 月 6 日)及び関連する理事会指令
- ・ と殺される動物の保護のための欧州協定(1979 年 5 月 10 日)

(OIE)

- ・ アニマルウェルフェアのための指針原則(2004 年 6 月)

(FAO)

- ・ 畜産動物の人道的取り扱い、輸送並びにと畜に関する指針 (2001 年 4 月)

尚、アニマルウェルフェアに関する点線枠コラムの出展は次のとおり

「海外の動物保護法 ALIVE 資料 No.19 ー畜産動物の福祉に関する欧州協定と主な EU 法」
(地球生物会議(ALIVE) 発行)

また平成 24 年改正にあたり、規格を検討する際にアニマルウェルフェアについて参考とした HP を参考までに掲示しておく。<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

3.2 畜舎・家きん舎の条件

(1) 畜舎・家きん舎の条件

畜舎の要件については次の項目について基準が定められている。

- ① 畜舎の広さ、② 飼料・水の供給、③ 飼養環境の条件、④ 衛生管理

これらの条件を説明しながら、施設的な要件について考えてみる。

① 畜舎・家きん舎の広さ

畜種(家きん種)、品種及び年齢に配慮した十分な容積を有する必要がある、家畜1頭、家きん1羽あたりの最低限の広さが次のように決まっているので、現在の畜舎を検討し、飼養する頭数を考慮して、基準を満たしているかどうかを検討しなければならない。

表 E.1 畜舎の広さの最低基準

| 家畜の種類 | | 家畜1頭あたりの最低面積 |
|-------------|---|---------------------|
| 牛 | 肉を生産することを目的として飼養する牛(体重が340kgを超えるものに限る。) | 5.0 m ² |
| | 乳を生産することを目的として飼養する牛(成畜に限る。) | 4.0 m ² |
| | 繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛(成畜に限る。) | 3.6 m ² |
| 馬(成畜に限る。) | | 13.0 m ² |
| めん羊(成畜に限る。) | | 2.2 m ² |
| 山羊(成畜に限る。) | | 2.2 m ² |
| 豚 | 肉を生産することを目的として飼養する豚(体重が40kgを超えるものに限る)。 | 1.1 m ² |
| | 繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚(成畜に限る)。 | 3.0 m ² |

(注:「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。)

家きん舎の広さの最低基準

| 家きんの種類 | 家きん1頭あたりの最低面積 |
|--|---------------------|
| 肉を生産することを目的として飼養する七面鳥以外の家きん(28日齢以降のもの) | 0.1 m ² |
| 卵を生産することを目的として飼養する七面鳥以外の家きん(28日齢以降のもの) | 0.15 m ² |
| 七面鳥(8週齢以降のものに限る) | 0.3 m ² |

② 飼料・水の供給の条件

家畜・家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できることが必要である。

従って、設備的要件としては、飼槽や給水設備の位置や使用状況を見て、自由に摂取できるものであるかどうかについて検討する。また、常に新鮮なものが供給されなければならない。有機飼料に非有機の飼料が混入しないよう管理できる構造であること。農薬、洗浄剤、消毒剤などの汚染をうけないように管理できる構造であることなど。

③ 飼養環境の条件

飼養環境に関して、下記のような規定があるので、これらを満たす構造になっているかどうかを、検討する。

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 畜舎・家きん舎共通の条件 | <ul style="list-style-type: none">適度な温度、湿度、通風、換気、及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。(通風に関して、寒冷時には逆に保温につとめ、換気などで空気のとどみをなくすような措置でよい) |
| 畜舎のみの条件 | <ul style="list-style-type: none">床が平坦かつ滑らない構造であること。壁や床にけがの原因となるような突起物がないこと。家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。 |
| 家きん舎のみの条件 | <ul style="list-style-type: none">種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。 |

④ 衛生管理の条件

畜舎や家きん舎の衛生管理の方法として次のような条件が定められている。これは、管理方法の決まりであるので、施設上での検討項目は少ないと思われるが、下記管理が可能な設備であるかどうかを、念のため検討する。

- 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。
- 衛生管理で、使用できる薬剤は次のように決まっている。

表 D.1: 使用できる薬剤

| |
|--|
| 石けん、石灰乳、消石灰、生石灰、アルコール類、フェノール類、オルソ剤、ヨウ素剤、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド、クロルヘキシジン、逆性石けん、両性石けん、塩素剤、過酸化水素水、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム、搾乳施設のための洗浄及び消毒製品、炭酸ナトリウム、その他の植物由来製品 |
|--|

【アニマルウェルフェアと畜舎】

EU においては、畜舎についてアニマルウェルフェアの観点から次のように定められている。
(以下、抜粋)

(動きの自由)

- ・ 動物の動きの自由は、その種に応じ、かつ確立された経験と科学的知識に照らして、不必要な苦しみや障害を引き起こすような方法で制限してはならない。

(建物及び飼育舎)

- ・ 動物がその設備に接触する可能性があるペン(畜房など)に用いられる資材は、動物に有害であってはならず、また徹底した洗浄と消毒が可能なものでなくてはならない。
- ・ 飼育舎及び動物を保定する用具は、動物に障害を負わせる恐れのある鋭い先端や突起がないように建築及び維持管理すること。
- ・ 空気循環、塵埃レベル、温度、相対湿度、及びガス濃度は、動物に害のない範囲に保たなければならない
- ・ 建物内で飼育する動物は、恒久的な暗闇においたり、人工照明を適当な時間切らずに当て続けてはならない。動物の生理的及び行動的要求を満たせるだけの自然光が得られない場合は、適切な人工照明を施さなければならない。

(機械整備)

- ・ 動物の健康と福利に不可欠なすべての自動式又は機械式の設備は、最低でも1日1回点検しなければならない。
- ・ 動物の健康と福利が、人工換気システムに依存している場合は、システム故障の場合、動物の健康と福利を守るために、十分な換気が行なえる適切なシステムを用意し、故障を知らせる警報装置も配備しなければならない。

(飼料及び水その他の物質)

- ・ すべての動物が、生理的要求にかなった感覚で飼料にアクセスできなければならない。
- ・ すべての動物が、適切な給水を得られるようにするか、または他の手段によって水分摂取の要求を満たさなければならない。
- ・ 給餌及び給水の用具は、飼料と水の汚染及び動物間の競合による悪影響が最小となるように設計、製造されていなければならない。

明るさに関して、「豚の保護のための最低基準」には次のように規定がある

- ・ 豚は1日のうち最低でも8時間は40ルクス以上の照度の下に置かなければならない。

【アニマルウェルフェアと採卵鶏の家きん舎】

JAS には、①飼料と新鮮な水の自由な摂取、②適切な止まり木等の休憩場所、③十分な大きさの出入り口という規定がされているが、EU の「採卵鶏の保護のための最低基準」には、これらの項目に具体的な数値が規定されているので、参考までに記載しておく。

① 飼料と水

- ・ 飼料: 1羽につき、10cm以上の給餌樋または4cm以上の円形給餌器
- ・ 水: 1羽につき2.5cmの給水樋または1cm以上の円形給水器。ニップルまたはカップ給水の場合は、10羽につき1ニップル又は1カップ以上を配置。

② 止まり木等の休憩場所

- ・ 止まり木: 1羽につき、15cm以上の鋭い先端のない適切な止まり木。止まり木は敷料の上方にかけ、止まり木間の水平距離を30cm以上、止まり木と壁面との水平距離を20cm以上とする。
- ・ 巣箱: 7羽ごとに1つ以上の巣箱。群巣箱を用いる場合は最大120羽まで、面積1㎡以上。
- ・ 敷料: 敷料をしく場合は、1羽につき250cm²以上、地面の3分の1以上に敷料をしくこと

③ 出入り口:

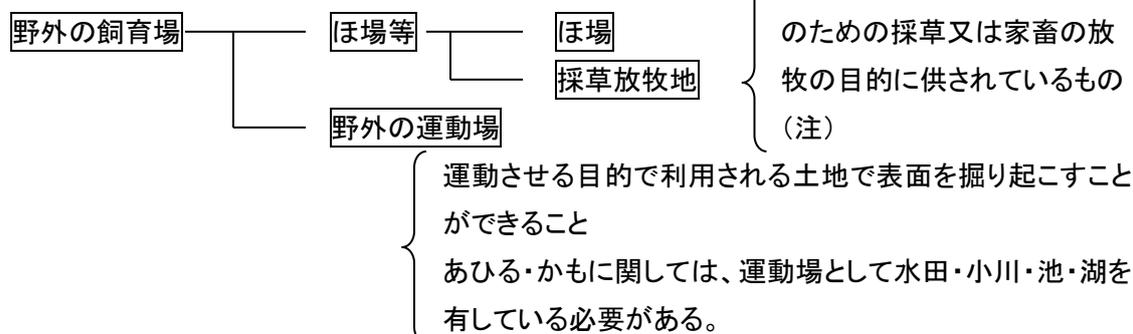
- ・ 直接野外に出られるよう、高さ35cm以上、幅40cm以上の通り口を建物の全長にわたり数箇所設置。通り口の合計は1,000羽あたり2mは必要。

また、飼養密度については、1㎡あたり9羽と規定され、これはJASの1羽当たり0.1㎡とほぼ同じである。

3.3 野外の飼育場の条件

(1) 野外の飼育場とは？

「野外の飼育場」は次のように定義されている。



注) 採草放牧地とは、ほ場以外の土地で、主として、耕作の事業ための採草(堆肥とする目的等のための採草)、畜養の事業のための採草(飼料又は敷料にするための採草)又は家畜の放牧に利用されている土地。目的が合致すれば、林地、野草地、耕作放棄地等を含む。

(2) 野外の飼育場の基準

野外の飼育場には次のような基準が定められている。

- ①広さの条件、②飼育場の禁止物質の不使用期間の条件、③周辺環境の条件、④ほ場内に「は種」する種の条件、⑤その他の条件

これらの基準を満たす飼育場を確保しなければならない。以下にその詳細について説明する。

① 広さの条件

家畜・家きんごとに、1頭あたり(1羽あたり)の最低必要な面積が定められている。これはJASで定められた最低基準であり、これより広い分にはかまわない。

表 F.1 野外の飼育場の広さの最低基準

| 家畜の種類 | | 家畜 1 頭あたりの最低面積 |
|-------------|---|---------------------|
| 牛 | 肉を生産することを目的として飼養する牛(体重が340kgを超えるものに限る。) | 5.0 m ² |
| | 乳を生産することを目的として飼養する牛(成畜に限る。) | 4.0 m ² |
| | 繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛(成畜に限る。) | 3.6 m ² |
| 馬(成畜に限る。) | | 13.0 m ² |
| めん羊(成畜に限る。) | | 2.2 m ² |
| 山羊(成畜に限る。) | | 2.2 m ² |
| 豚 | 肉を生産することを目的として飼養する豚(体重が40kgを超えるものに限る)。 | 1.1 m ² |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る）。 | 3.0 m ² |
|--------------------------------|--------------------|

（注：「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。）

家きんの場合の広さの最低基準

| 家きんの種類 | 家きん 1 頭あたりの最低面積 |
|----------------------------|---------------------|
| 肉を生産することを目的とする家きん(28 日齢以降) | 0.1 m ² |
| 卵を生産することを目的とする家きん(28 日齢以降) | 0.15 m ² |
| かも(28 日齢以降) | 水田 3 分の 1 アール |

広さの条件に関しては、JAS 上で上記のように定められている一方で、野外の飼育場で土壌汚染・地下水汚染を引き起こさないよう飼育密度に留意しなければならない。このため、定期的な土壌診断などを行うことが望ましい。

尚、鳥インフルエンザ等の対策のため、区分された運動場所及び休憩場所を有する家きん舎を有している場合は、あえて野外の飼育場に出さなくてもよい。（平成 24 年改正にて追加）

② 飼育場の禁止物質の不使用期間の条件

飼育場は、下記のような条件で、一定期間「使用禁止資材」（次ページ以降の注参照）が使用されていない飼育場でなければならない。

| 対象 | 条件 | |
|---------------|---|-------------------|
| 牛・馬・めん羊・山羊の場合 | 放牧地に植えている植物の内容により、次の期間（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに家畜の放牧を開始した場合においては、最初に家畜を放牧する前1年以上の間※）、ほ場に使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。※カッコ内はQA問27-6に記載 | |
| | 植物 | 禁止資材を使用しなくなっからの期間 |
| | 多年生作物(牧草を除く) | 最初に家畜を放牧する前3年以上 |
| | 牧草 | 最初に家畜を放牧する前2年以上 |
| | 上記以外の作物 | は種又は植付けの前2年以上 |
| 採草放牧地 | 最初に家畜を放牧する前3年以上 | |
| 豚及び家きんの場合 | 最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上 | |

③ 周辺環境の条件

周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていなければならない。例えば、十分な緩衝地帯を確保したり、草木を周囲に栽培することで自然の壁にするなどが

考えられる。

④ ほ場内に使用する種苗の条件

遺伝子組換え種子(組換えDNA技術を用いて生産された種苗)が使用されてはならない。

⑤ その他の条件

家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできないような飼育場の場合は、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していなければならない。(例: 木陰のできる木々など)

(3) 例外規定

飼料自給率が 50%を超える場合は、例外規定がある。この場合の規定については、(飼料自給率が 50%を超える生産者の場合の優遇措置)を参照

【注:使用禁止資材とは?】

JAS では、外部から導入する際に使用可能な肥料及び土壌改良資材を有機農産物の JAS 表 A.1 に、有害動植物の防除用の資材を有機農産物の JAS 表 B.1 に定めている。これらの表に記載されていない資材、また、肥料・農薬以外の目的でも土壌や植物に使用する資材のうち天然由来でないものは、「使用禁止資材」となり、有機畜産用の野外の飼育場に使用することができない。

表 A.1 使用可能な肥料及び土壌改良資材

(注:製造工程において、化学合成物質が添加されていないことが条件)

| 肥料及び土壌改良資材 | 基準 |
|-------------------------|--|
| 植物及びその残さ由来の資材 | 植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。 |
| 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材 | 家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。 |
| 油かす類 | 天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材 | 天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 発酵した食品廃棄物由来の資材 | 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 |
| バーク堆肥 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。) | 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。 |
| グアノ | |
| 乾燥藻及びその粉末 | |
| 草木灰 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 炭酸カルシウム | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。 |
| 塩化加里 | 天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。 |
| 硫酸加里 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 硫酸加里苦土 | 天然鉱石を水洗精製したものであること。 |
| 天然りん鉱石 | カドミウムが五酸化リンに換算して1kg 中 90mg 以下であるものであること。 |
| 硫酸苦土 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 水酸化苦土 | 天然鉱石を粉砕したものであること。 |
| 軽焼マグネシア | |
| 石こう(硫酸カルシウム) | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 硫黄 | |
| 生石灰(苦土生石灰を含む。) | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 消石灰 | 上記生石灰に由来するものであること。 |
| 微量元素(マンガン,ほう素,鉄,銅,亜鉛,モリブデン及び塩素) | 微量元素の不足によって,作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。 |
| 岩石を粉砕したもの | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて,含有する有害重金属その他の有害物質によって土壌等を汚染するものでないこと。 |
| 木炭 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |

| | |
|----------------|---|
| 泥炭 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を除く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。 |
| ベントナイト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| パーライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| ゼオライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| バーミキュライト | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| けいそう土焼成粒 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| 塩基性スラグ | トーマス製鋼法によって副生するものであること。 |
| 鉱さいけい酸質肥料 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 |
| よう成りん肥 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg 中 90mg 以下であるものであること。 |
| 塩化ナトリウム | 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 |
| リン酸アルミニウムカルシウム | カドミウムが五酸化リンに換算して1kg 中 90mg 以下であるものであること。 |
| 塩化カルシウム | |
| 食酢 | |
| 乳酸 | 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。 |
| 製糖産業の副産物 | |
| 肥料の造粒材及び固結防止材 | 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。 |
| その他の肥料及び土壌改良資材 | 植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供すること |

| | |
|--|--|
| | を目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用してよい。 |
|--|--|

表 B.1 使用が認められている農薬

(注: 使用にあたっては、農薬取締法に定められた使用基準を遵守すること)

| 農薬 | 基 準 |
|--------------|--|
| 除虫菊乳剤 | 除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 |
| ピレトリン乳剤 | 除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 |
| なたね油乳剤 | |
| 調合油乳剤 | |
| マシン油エアゾル | |
| マシン油乳剤 | |
| デンプン水和剤 | |
| 脂肪酸グリセリド乳剤 | |
| メタアルデヒド粒剤 | 捕虫器に使用する場合に限ること。 |
| メタアルデヒド剤 | 捕虫器に使用する場合に限ること。 |
| 硫黄くん煙剤 | |
| 硫黄粉剤 | |
| 水和硫黄剤 | |
| 石灰硫黄合剤 | |
| シイタケ菌糸体抽出物液剤 | |
| 炭酸水素ナトリウム水溶剤 | |
| 銅水和剤 | |
| 銅粉剤 | |
| 硫酸銅 | ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 |
| 生石灰 | ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 |
| 天敵等生物農薬 | |

| | |
|-------------|---|
| 性フェロモン剤 | 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 |
| クロレラ抽出物液剤 | |
| 混合生薬抽出物液剤 | |
| ワックス水和剤 | |
| 展着剤 | カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 |
| 二酸化炭素くん蒸剤 | 保管施設で使用する場合に限ること。 |
| ケイソウ土粉剤 | 保管施設で使用する場合に限ること。 |
| 磷酸第二鉄粒剤 | |
| 炭酸水素カリウム水溶剤 | |
| 炭酸カルシウム水和剤 | 銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。 |
| ミルベメクチン乳剤 | |
| ミルベメクチン水和剤 | |
| スピノサド水和剤 | |
| スピノサド粒剤 | |
| 還元澱粉糖化物液剤 | |
| カスガマイシン液剤 | |
| カスガマイシン粉剤 | |
| カスガマイシン水溶剤 | |
| カスガマイシン粒剤 | |
| エチレン | パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。 |
| 次亜塩素酸水 | |
| 重曹 | |
| 食酢 | |
| その他の農薬 | 有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。 |

3.4 飼料を自家生産する際のほ場や加工施設についての条件

(1) 牧草などを生産するほ場の条件

野外の飼育場のほかに、飼料生産を目的とするほ場を有している場合は、有機飼料の JAS を満たした生産が可能なほ場にて生産しなければならない。

(ほ場に関する基準)

- ・ 使用禁止物質を最後に使用してから次の時間が経過しているほ場でなくてはならない。

| | 例 | 有機飼料の生産が可能なほ場の条件 |
|-------|----------|------------------|
| 多年生作物 | 果樹、サトウキビ | 収穫前3年以上 禁止物質不使用 |

| | | |
|------|---------------|------------------------|
| 牧草 | チモシー、アルファルファ | 収穫前 2 年以上 禁止物質不使用 |
| それ以外 | 稲わら、とうもろこし、大豆 | 播種又は植付け前 2 年以上 禁止物質不使用 |

- ・ 飼料を生産するほ場は、外部から禁止物質が飛来したり流入したりするおそれがある場合は、防止対策を講じなければならない。

上記の要件を満たしていることを証明するため、ほ場履歴と、ほ場図が必要となる。

(生産方法に関する基準)

施設の要件とは直接関係ないが、実際の生産に当たっては、肥培管理、種苗、有害動植物の防除、収穫後の工程の管理について、有機農産物の JAS と同様の管理が求められるので、これを参考にして、栽培する必要がある。

(2) 配合施設に関する条件

農場内で自家配合する場合の施設については、有機飼料の JAS に準拠した配合が可能な施設でなくてはならない。

(主な遵守項目)

- ・ 有機飼料に非有機の飼料が混入しないよう管理できる構造であること
- ・ 農薬、洗浄剤、消毒剤などの汚染をうけないように管理できる構造であること。

3.5 搾乳及びと畜(と鳥)等の施設についての JAS の条件

(1) 搾乳施設

農場内にある搾乳施設は、衛生管理方法に関する条件があるので、その施設がこの条件をみたしていなければならない。

(搾乳施設の条件)

- ① 乳用牛及び乳用山羊にあつては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに表D.1の薬剤以外のものを使用しないこと。
- ② また、調製、貯蔵等の工程があるので、その項目のJASを満たす必要あり。

- ・ ①については、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤については、特にJASで物質名の定めがないが、この目的で使用可能な薬剤を選択すること。
- ・ ②では、特に有機乳と、有機でない乳が混入しないような管理が可能な施設であることが重要である。それ以外では、有害動植物の防除、薬剤汚染を防ぐことが可能な構造などが求められる。

(2) と畜の施設

JAS制度では、あらかじめ生産する施設を、定めておかなければならない。このため、どこでと殺をするかと畜場(食鳥処理場)をきめ、それが有機畜産物の生産の可能な施設であるかどうかを確認する必要がある。

(と畜場の条件)

- ① 緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。
(しかし、現実的には、有機だけのためにと殺方法を変更することは不可能と思われ、また、有機でなくとも、緊張・苦痛を与えたと殺を行うと、肉の品質に影響するといわれていることから、現状のと殺方法を追認することとなるものと思われる)
- ② 防虫防鼠に関しては、物理的又は生物の機能を利用した方法で行うこととするが、やむをえない場合は、表B.1及び表J.1の薬剤を使用して対応する。
- ③ 品質の保持改善に関しては、物理的又は生物の機能を利用した方法で行うこととするが、やむをえない場合は、表K.1の調製用等資材を使用して対応する。

注)上記のうち、表B.1については、P68を参照のこと

表 J.1 薬剤

| 薬剤 | 基 準 |
|-------------|---|
| 除虫菊抽出物 | 共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| ケイ酸ナトリウム | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| カリウム石鹼(軟石鹼) | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |

| | |
|----------|---|
| エタノール | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| ホウ酸 | 容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| フェロモン | 昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| カプサイシン | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| ゼラニウム抽出物 | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| シトロネラ抽出物 | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

表 K.1

| 調整用資材 | 基 準 |
|------------|--|
| 窒素 | 食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 |
| 酸素 | |
| 二酸化炭素 | |
| オゾン | |
| 次亜塩素酸ナトリウム | |
| 次亜塩素酸水 | |
| フマル酸 | |
| フマル酸一ナトリウム | |

(3) 保管等の施設

上記以外に、保管などの施設があればこれを準備する。この保管等の施設の条件は、主に次のような条件を満たす必要がある。

- ・ 非有機の畜産物が有機の畜産物に混入しないよう管理できる施設であること
- ・ 農薬、洗浄剤、消毒剤などの汚染をうけないように管理できる施設であること。

3.6 施設・設備に関する準備物

以上の施設・設備が JAS の条件を満たしていることを認証時に証明できなければならないので、申請に当たっては、例えば次のようなものを準備しなければならない。

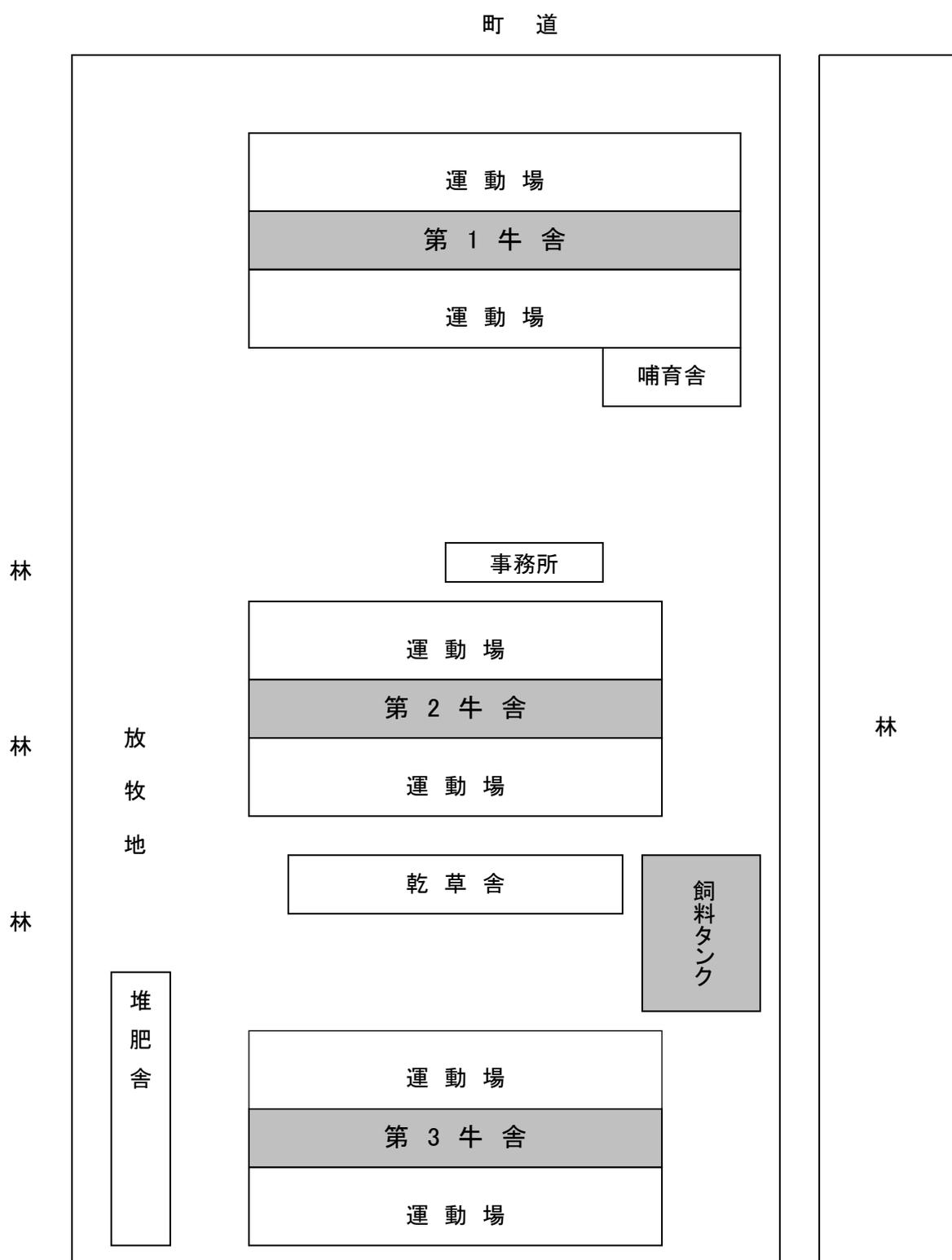
| 項目 | 必要な書類 | ポイント |
|----------|-------------|--|
| 畜舎・家きん舎 | 畜舎・家きん舎の図面 | 1 頭(1 羽)あたりの面積が、定められた最低面積を満たすことがわかるよう面積(広さ)を記入する。 |
| 野外の飼育場 | 飼育場(放牧場)の図面 | 1 頭(1 羽)あたりの面積が、定められた最低面積を満たすことがわかるよう面積(広さ)を記入する。 また、周囲から禁止物質が飛来しないことがわかるよう、周辺の土地の使用状況について記載する。 |
| | 飼育場の管理履歴 | 過去、定められた期間、禁止された農薬や肥料が使用されていないことが証明できる作業日誌など |
| 飼料の生産ほ場 | ほ場の図面 | 周囲から禁止物質が飛来しないことがわかるよう、周辺の土地の使用状況について記載する。 |
| | ほ場の管理履歴 | 過去、定められた期間、禁止された農薬や肥料が使用されていないことが証明できる作業日誌など |
| 搾乳施設 | 搾乳施設の図面 | どこで有機のものを取り扱うのか、有機でないものと混合しないよう管理ができるかどうかを示すために準備する。 |
| と畜場 | と畜施設の図面 | どこで有機のものを取り扱うのか、有機でないものと混合しないよう管理ができるかどうかを示すために準備する。 |
| その他保管場所等 | 保管場所等の図面 | どこで有機のものを取り扱うのか、有機でないものと混合しないよう管理ができるかどうかを示すために準備する。 |

搾乳施設やと畜場については、時間差で有機とそうでないものと区別する場合もあると思われるので、上記のような図面以外に管理手法のマニュアルが必要になるが、これは次項 4 の内部規程の作成の項で述べる。

以下に上記の各種図面の例を記載する。

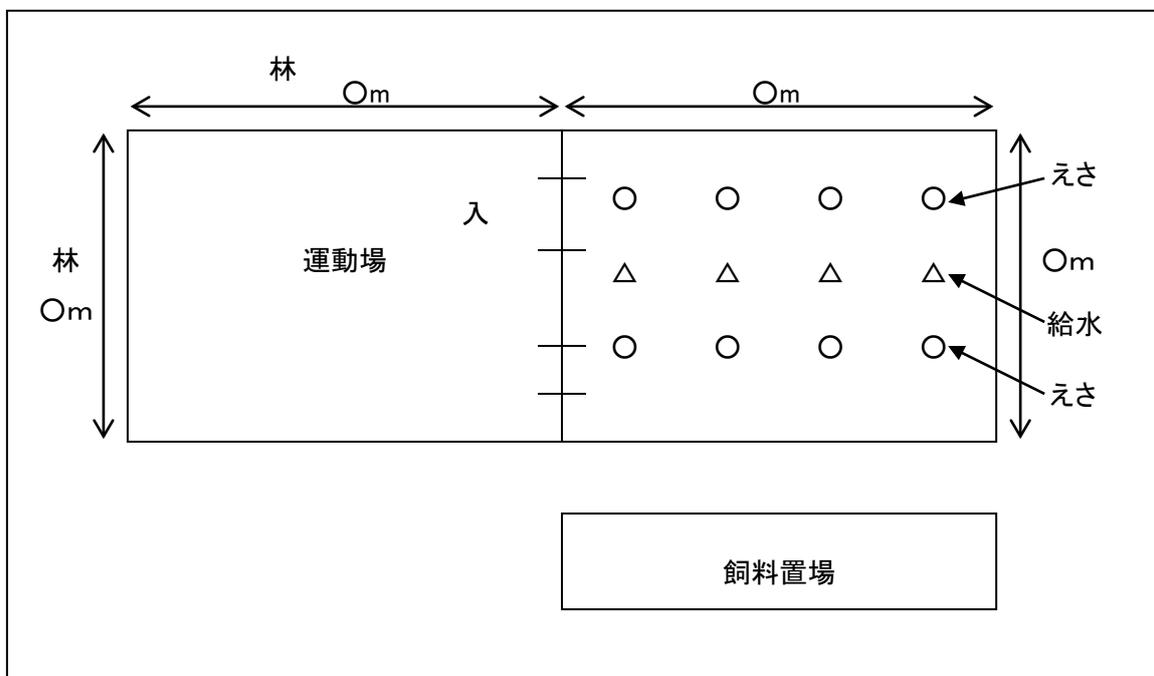
1. 農場全体図(畜舎、野外の飼育場、飼料置き場、排せつ物の処理がわかるもの)

〇〇牧場 見取図

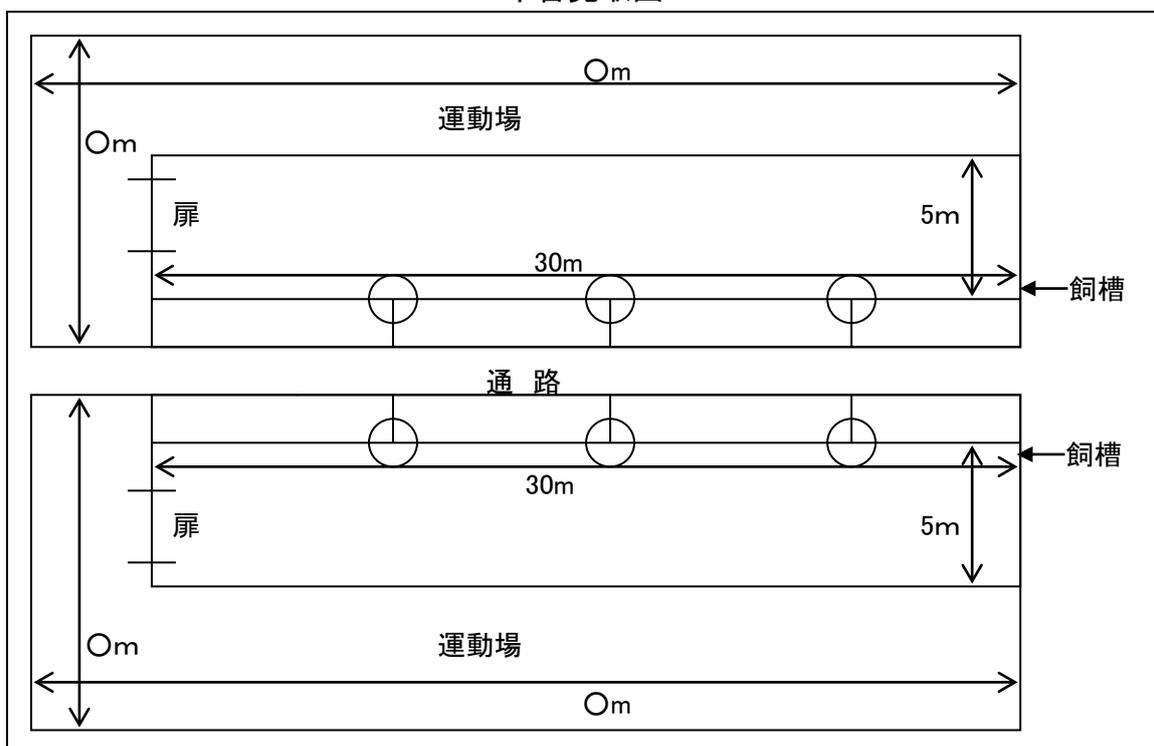


2. 畜舎と出入りのできる運動場

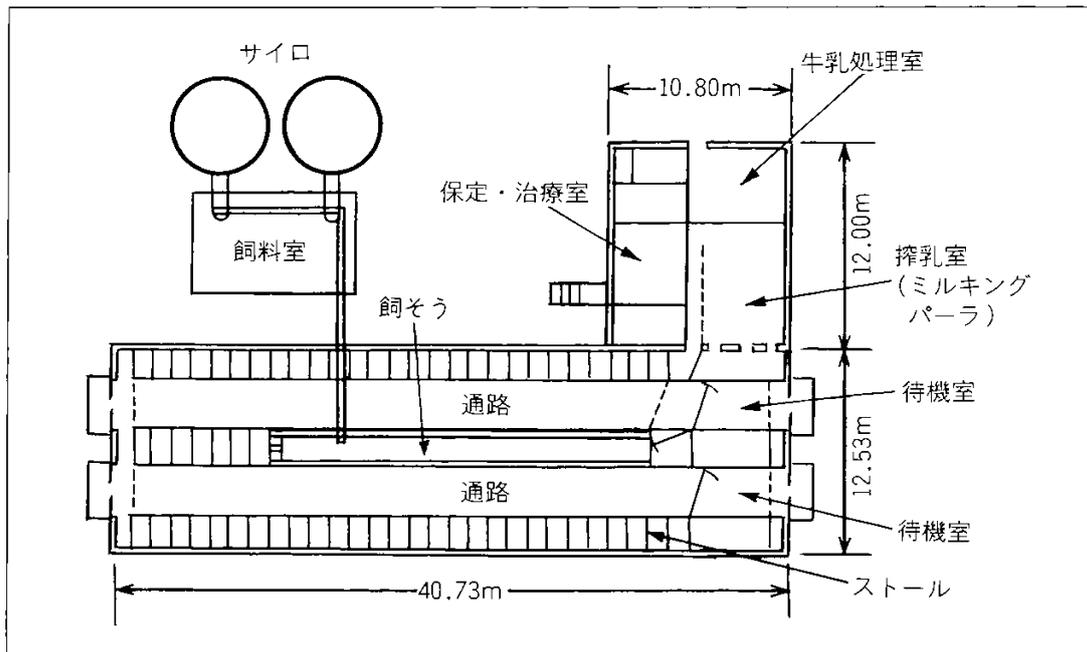
鶏舎見取図



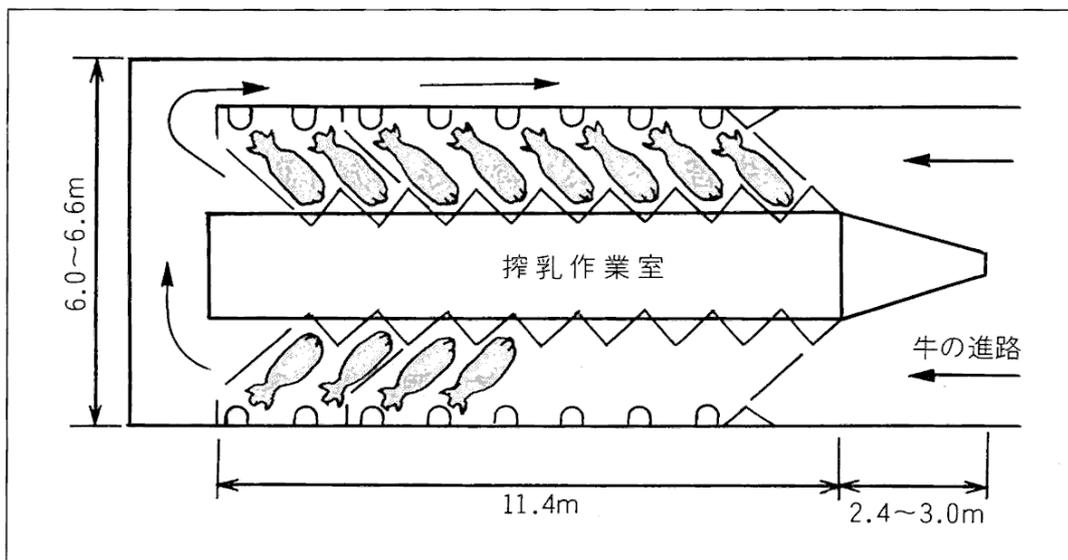
牛舎見取図



搾乳施設



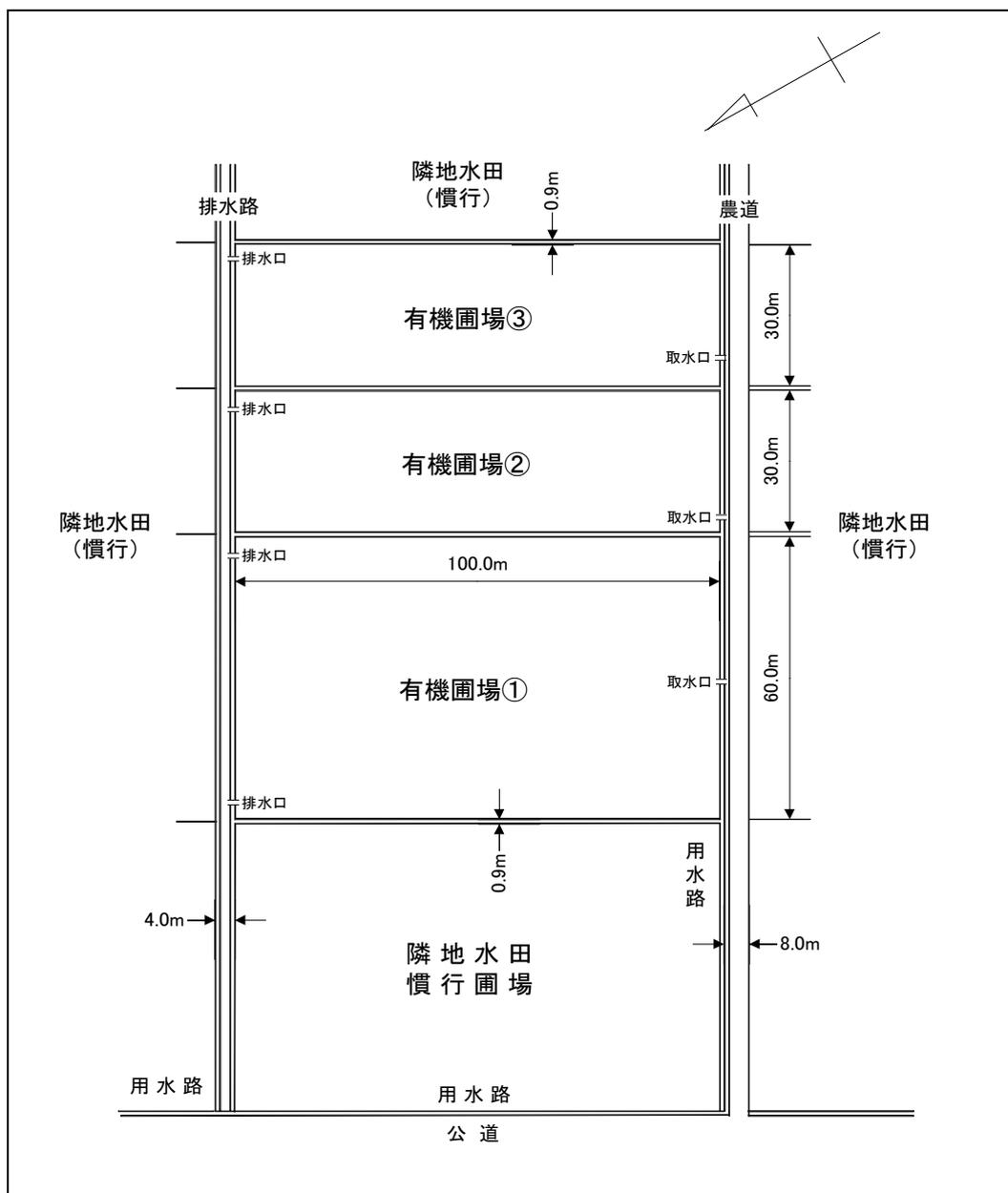
フリーストール牛舎 (2群用, 62 ストールの例)



ヘリングボーン式ミルクングパーラ (8頭複列)

出典: 高等学校農業科教科書「畜産」(農山漁村文化協会発行)

5. 農産物や牧草等の栽培ほ場



4. 内部規程の作成

4.1 内部規程の作成

JAS 認証を取得するには、有機畜産の生産の管理の方法が「内部規程」という形で書面にされなくてはならない。以下の内容が、認証の技術的基準に定められており、これらの項目について内部規程を準備しなければならない。

2. 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理に関する事項
- (2) 家畜又は家きんの入手に関する事項
- (3) 家畜又は家きんの格付の表示の確認に関する事項(格付の表示の付された家畜又は家きんを受け入れる場合に限る。)
- (4) 家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別(牛又は馬を飼養する場合にあっては、個体ごとの識別に限る。)に関する事項
- (5) 飼料の入手又は生産に関する事項
- (6) 外国の政府機関その他これに準ずるものによって発行された証明所の確認に関する事項(同等国格付飼料を給与する場合に限る。)
- (7) 飼料の給与に関する事項
- (8) 家畜又は家きんの健康管理に関する事項
- (9) 野外の飼育場への放牧に関する事項
- (10) 家畜又は家きんに対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項
- (11) 人工照明による日長の延長に関する事項(採卵鶏を飼養する場合に限る。)
- (12) 繁殖方法に関する事項
- (13) 家畜又は家きんの排せつ物の管理に関する事項
- (14) 家畜又は家きんの輸送に関する事項
- (15) 搾乳に関する事項(乳を生産することを目的として乳牛又は山羊を飼養する場合に限る。)
- (16) 生産に使用する機械及び器具に関する事項(生産を行う場合に限る。)
- (17) と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項
- (18) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (19) 苦情処理に関する事項
- (20) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。)への通知に関する事項
- (21) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の

適切な実施に関し必要な事項

この項では、上記の項目に関して、JAS の内容が網羅されるように規程を作成する方法について述べる。

4.2 内部規程の作成にあたって

内部規程は、「具体的かつ体系的に」作成する必要がある。

「具体的に」とは、自分の言葉で、いつ、だれが、どこで、何の作業をするのかが明確にわかるようにすることである。JAS をそのまま写したようなものは、具体的とは言い難い。

「体系的に」とは、上記の 21 項目が、どこに記載しているのかどうか、誰でもわかるようにしておく必要がある。例えば上記の目次をまず作って、順に記載していくと体系的になる。また、「別表により定める」というような文書にするのであれば、その別表の番号を定め、同じ規程に添付できるようにしておく必要がある。

4.3 内部規程の個別項目の検討事項

次ページ以降に、内部規程の個別項目(1)～(21)に記載する内容について、JAS の詳細を検討しながら述べていく。

(1) 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理に関する事項(家畜又は家きんを飼養する場合に限る。)

ア. 家畜又は家きん舎と野外の飼育場のリストの作成

3. 必要な施設・設備の確保の項で検討し、確保した施設に関して、内部規程のこの項目で盛り込んでいく。使用する畜舎・家きん舎、野外の飼育場、ほ場等の場所を特定し、これをリストにする。

また、これらの施設図面を別紙などとして、この規程の一貫として関連づけておく。

(例)

使用する畜舎、野外の飼育場のリストのイメージ

| 名称と住所 | 施設名 | 数 | 1頭当たり広さ | 図面 |
|-------------------------------|-----|--------------------------------------|---------------------------------|------|
| 〇〇牧場 〇〇県〇〇市〇〇 町〇〇番地 | 畜舎 | 哺育舎 〇棟 育成舎 〇棟 肥育舎 〇棟 衛生舎 〇棟 | 〇〇m ² (飼養頭数〇頭で計算) | 別紙 1 |
| | 放牧場 | ほ場番号 A~F | 〇〇m ² (飼養頭数〇頭で計算) | 別紙 2 |

上記のようなリストを作成することにより、使用する施設のうちの畜舎・家きん舎、野外の飼育場が JAS を満たした内容であることの証明とする。

イ. 日常の管理の方法

さらに規程では、日常の管理の方法について記載する必要がある。畜舎・家きん舎、野外の飼育場について、JAS の中で管理方法に関して定められた内容については次のようなものがある。

(ア) 畜舎の条件 (管理に関係する部分について)

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 飼料・水 | 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 |
| 飼養環境 | 適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。 |
| | 床が平坦かつ滑らない構造であること。 |
| | 壁や床に、けがの原因となるような突起物がないこと |
| | 家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。 |
| 衛生管理 | 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。 |
| | 使用できる薬剤が決まっている。(表 D.1) |

(イ) 家きん舎の条件（管理に関係する部分について）

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 飼料・水 | 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 |
| 飼養環境 | 適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。 |
| | 種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。 |
| 衛生管理 | 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。 |
| | 使用できる薬剤が決まっている。(表 D.1) |

(ウ) 野外の飼育場の条件(管理に関係する部分について)

| 項目 | 内容 |
|-------------|---|
| 周辺環境 | 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。 |
| 遺伝子組換え種子の禁止 | 組換え DNA 技術を用いて生産された種苗がは種又は植え付けされていないこと。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合は、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。 ・放牧地の状況、畜種、年齢等に応じて捕食者の侵入等についての対策を講じていること。 |

以上のような条件に適合するような管理を行う必要があることから、家畜又は家きん舎、野外の飼育場に関する管理の方法については、内部の規定として定め、内部規程に以下の項目について記載する必要がある。

(畜舎又は家きん舎での管理内容)

- ・ 1日の給餌時期、給水施設のメンテナンスの時期など
- ・ 飼育環境が基準を満たすことの定期的な巡回
- ・ 毎日の衛生管理の方法と使用薬剤など

(野外の飼育場の管理)

- ・ 周辺環境から使用禁止物質が飛来しないことを証明する手段
- ・ 表 A.1、表 B.1 の資材を使用する場合は、その使用理由、使用頻度、記録の方法
- ・ 遺伝子組換え作物を栽培しないことの宣言
- ・ 家畜又は家きんが、畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない構造である場合の避難施設の設定

- ・ 土壌汚染を起こしていないかどうかの定期的な土壌診断の実施。

以上のうち特に重要であるのは、衛生管理の方法である。衛生管理については、いくつかのガイドラインが出ているのでこれを参考に衛生管理のレベルを向上していく必要がある。

- ・ 家畜伝染防予防法に基づき、飼養衛生管理基準が定められ、平成 16 年 12 月 1 日から施行されている。また、このための指導指針が作成され都道府県に通知されている（遵守していない管理者には罰則の適用あり）。指導指針について記載されているアドレスは次のとおり。

農林水産省（飼養衛生管理基準）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

- ・ また、上記の飼養衛生管理基準とともに、農林水産省では畜産農場における危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場 HACCP）を推進している。また、畜種ごとの具体的な衛生管理方法を示した「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」を参考とすることも推奨している。次のアドレスを参照のこと。

農林水産省（家畜の生産段階における飼養衛生管理の向上について（農場 HACCP 等））

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/

以上のような指針を参考にして、衛生管理の方法を定め規程に盛り込むことが必要である。

- ・ 食品製造業事業者と農林水産業事業者のための適正な産業廃棄物処理に関するマニフェスト制度については、次のアドレスを参照のこと。

財団法人 食品産業センター（産業廃棄物処理に関するマニフェスト制度）

<https://kankyo.shokusan.or.jp/other/o-1>

有機畜産において、使用が認められている農畜産資材（動物用医薬品、肥料・土壌改良剤、農薬、消毒・洗浄薬等）の使用期限切れのもの、廃容器、注射針、各種廃棄物や死体の処理・処分については関連法規に則り、適正な処理が必要である。

(2)家畜又は家きんの入手に関する事項

この項目に関する JAS の決まりは、原則と例外、そして経過措置があり、少々複雑であるので注意が必要である。

ア. 家畜の場合

(ア) 既存家畜の転換

有機畜産のはじめには、現在飼養中の家畜を有機的飼養に切り替える。

(但し、①受精卵移植技術、②ホルモンを用いた繁殖技術、③組換え DNA 技術を用いて繁殖したものは対象から除外する。以下の場合もすべて同様である。)

このような家畜に対して、JAS で定められた転換期間を超えれば、その家畜又はその家畜からの畜産物は有機として出荷可能である。転換期間は表 G.1 に定められている。

表 G.1 家畜の転換期間

| 家畜又は家きんの種類 | | 期 間 |
|------------|------------|---|
| 牛 | 肉用 | 12ヶ月間又は生存期間4分の3のいずれか長い期間 (6月齢未満で飼養の対象となった牛にあつては、6ヶ月間、乳用牛及び繁殖用雌牛を肥育する場合は、有機で3産以上継続して生産してからと殺までの期間) |
| | 乳用 | 6ヶ月間 (有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあつては、4ヶ月間) [経過措置] 上記ができない場合は、当分の間 90 日間でよい |
| | 繁殖用雌牛 | 6ヶ月間 (有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあつては、4ヶ月間) |
| 馬 | | 12ヶ月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間 |
| めん羊 | | 6ヶ月間 |
| 山羊 | 乳用 | 6ヶ月間 [経過措置] 上記ができない場合は、当分の間 90 日間でよい |
| | 肉用又は繁殖用雌山羊 | 6ヶ月間 |
| 豚 | | 6ヶ月間 |

| | | |
|-----|----------------|--|
| 家きん | 肉用 (だちょう以外) | ふ化後3日からと殺までの期間(採卵鶏を肉用にする場合は有機卵を45週以上生産してからと殺するまでの期間) |
| | 卵用 (だちょう以外) | 6週間 |
| | 肉用だちょう | ふ化後14日からと殺までの期間 |
| | 卵用だちょう | 6ヶ月間 |

以上のような対応を実践する場合には、その旨、内部規程のこの項目でその詳細を記載する。

(イ) 有機の母の家畜の飼養

並行して、今後有機の子を得るために母親を、有機飼養する。

「有機的管理された母とは？」

| |
|----------------------|
| 出産前に6ヶ月以上有機飼養されている母親 |
|----------------------|

この計画がいつごろ実施されるのかについて、内部規程に記載をする。

上記のように、有機飼養された母親が確保された後は、有機の子を有機飼養された母から導入するので、その計画について内部規程に記載する。

イ. 家きんの場合

卵を産む母の家きんは、有機的に管理されていなくてもよいが、ふ化の時から有機であることが必要である。(ふ化場そのものを有機的管理にすることは、難しいと思われるため、生まれたらすぐ区分して管理し、雛の保管と鶏舎への輸送までについて JAS 上の対応をふ化場に依頼することになると思われる。)

ただし、新たに有機家きん生産を開始する場合のみ、現在飼養中の家きんを有機飼養に切り替えることが可能である。このような家きんに対して、JAS で定められた転換期間を超えれば、その家きん及びその畜産物は有機として出荷可能である。転換期間は表 G.1 に定められている。

ウ. 例外規定

(ア) 例外規定の概要

上記のような子の導入が困難な場合は、条件付で次のような例外措置が認められている。

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 上記が困難な場合 | 次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。 この場合においては、一定期間以上有機飼養すること(表G.1転換期間)が必要。 ① 家畜の更新の場合・・・表H.1の基準に適合する家畜 ② 新たに畜産を開始する場合・・・表I.1の基準に適合する家畜 |

| | |
|----------------|--|
| | ③ 新たな品種又は家きん種の飼養を開始する場合・・・ ” ④ 家畜の規模拡大(飼養数30%以上)の場合・・・ ” ⑤ 家きんを購入する場合・・・ ” |
| 災害又は疾病の場合 | 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの 25%以上が死亡した場合、災害又は疾病により死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん |
| 上記の転換家畜から得られた子 | 上記のような、転換中の家畜の子 |

上記は、普段から常時実施する場合ではないが、該当する項目が予想される場合には規程に定めておく必要がある。

以下、(A)(B)で上記の内容を補足する。

(A) 更新の定義

「更新」は以下のように定義されている。

一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し又は死亡した家畜の頭数を3で除した数以下の頭数の家畜を新たに飼養することをいう。

(乳用牛の場合)

例えば、わかりやすく平均 60 頭の乳用牛(経産牛)を飼養する場合で 4 年で入れ替えをする場合、過去 3 年間の乳用牛の出荷及び死亡の頭数を 45 頭とする。

この場合、上記のように 45 頭の 1/3 以下の 15 頭については、「更新」とみなされる。

この場合、下記の表 H.1 の頭数の非有機の牛の導入が可能である。下記表 H.1 の乳用牛の項目を見ると、平均経産頭数の 15%未満と書いてあるので、60 頭を平均経産頭数とすれば、その 15%未満であるので、9 頭未満となる。従って、更新の頭数のうち 8 頭は、非有機のものを導入することが可能である。

但し、非有機の牛を導入した場合、表 G.1 の転換期間(乳用牛であれば 6ヶ月間、経過措置として 90 日間)を経たものでなければ有機乳の出荷はできない。

表 H.1

| | 家畜の種類 | 基準 |
|---|-------|--|
| 牛 | 乳用 | 一事業年度当たり平均経産頭数(注)の15%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。 |
| | 繁殖用雌牛 | 一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。 |
| 馬 | 繁殖用雌馬 | 一事業年度当たり平均経産頭数の5%未満の頭数。ただし未經産のものに限る。 |

| | | |
|----|-------|---------------------------------------|
| 山羊 | 乳用 | 一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。 |
| 豚 | 繁殖用雌豚 | 一事業年度当たり平均経産頭数の20%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。 |

注：一事業年度当たり平均経産頭数とは、直近の過去 5 事業年度の各期首における分べん経験のある家畜の頭数の合計を5で除した数をいう。

表 H.1 をみるとわかるとおり、更新の対象となっているのは、乳用と繁殖用の雌の家畜だけが対象であり、肉用家畜と家きんは、更新では考えられていない。

(B) その他の場合の非有機の子の導入

上記以外で次の場合は、有機の子を入手するのが困難な場合は非有機の子を導入することが認められている。

- ・ 新たに畜産を開始する場合
- ・ 新たな品種又は家きん種の飼養を開始する場合
- ・ 家畜の規模拡大(飼養数の50%以下)の場合
- ・ 家きんを購入する場合(平成24年改正で追加されたものであり、家きんについては有機の雛が入手困難な場合、実質全て非有機でもかまわないことにする)

但し、非有機の子牛を導入した場合、表 G.1 の転換期間を経たものでなければ有機の出荷はできない。

例 1: 乳用牛の場合

未経産(表 I.1)の非有機の牛を外部農場から導入し、少なくとも6ヶ月(表 G.1 転換期間)以上の有機飼養後、有機生乳として出荷可能となる。

例2: 家きん(鶏卵用)の場合

18 歳未満(表 I.1)の非有機鶏を導入し、その後 6 週間(表 G.1 転換期間)以上の有機飼養後、有機鶏卵として出荷可能となる。

表 I.1 上記 4 例の場合の非有機の子の導入基準

| 家畜又は家きんの種類 | 基 準 |
|------------|-----|
|------------|-----|

| | | |
|---------|------------|---|
| 牛 | 肉用 | 12ヶ月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。 (1) 黒毛和種:体重 310kg以下 (2) 褐毛和種:体重 340kg以下 (3) 無角和種:体重 300kg以下 (4) 日本短角種:体重 300kg以下 (5) アンガス種・ヘレフォード種:体重 280kg以下 (6) 雌を除くホルスタイン種:体重 310kg以下 (7) ホルスタイン種を母とする交雑種:体重が 310kg以下 (8) (1)から(7)までに該当しない牛:体重 340kg以下 |
| | 乳用 | 未経産のものであること。 |
| | 繁殖用雌牛 | 未経産のものであること。 |
| 馬 | | 12ヶ月齢未満であること。 |
| めん羊及び山羊 | | 5ヶ月齢未満であること。 |
| 豚 | | 4ヶ月齢未満であること。 |
| 家きん | 肉用(だちょう以外) | 3日齢未満であること。 |
| | 卵用(だちょう以外) | 18週齢未満であること。 |
| | 肉用だちょう | 14日齢未満であること。 |
| | 卵用だちょう | 12月齢未満であること。 |

(3) 家畜又は家きんの格付の表示の確認に関する事項(格付の表示の付された家畜又は家きんを受け入れる場合に限る。)

平成 30 年の改正により、家畜・家きん(生体)も格付の対象となったことから、格付された家畜又は家きんを受け入れる生産行程管理者は、受け入れる家畜・家きんに JAS マークが付いていることを確認しなければならない。そのため、受入れ時の JAS マークの確認手順を具体的に定める必要がある。

(4) 家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別(牛又は馬を飼養する場合にあっては、個体ごとの識別に限る)に関する事項

ア. 管理の単位

次章で述べる格付検査を行う際には、荷口(ロット)ごとに検査する必要がある。畜産物の場合、これを実施するためには、農場の飼養の段階から管理の単位を決めておく必要がある。

(ア) 牛、馬 … 個体管理

牛については、すでに法律により、個体別に移動等を把握する仕組みができています。

有機 JAS の認証の技術的基準では、牛のほか馬においても、個体別に管理把握することを求めている。

しかし、管理把握の方法は、個体別にどのような飼料を食べ、どこで育ち、そのような健康管理を受けてきたかを把握できればよいので、例えば統一した飼養マニュアルがあり、すべて同一管理なのであれば、記録の様式を 1 頭ごとに細分化することまでは、求められていない。(個体の治療の場合は、個体が明確になるような記録が必要である)

要するに個体ごとにその飼養状況が記録でわかればよく、管理の記録様式が個体別の台帳になっている必要性までは求められていない。

例)

牛房ごとの飼料の投与記録があり、一方でどの牛房にどの個体番号の牛がいるかが別の書類でわかれば、改めて個体ごとの飼料給与記録までは必要としない。この場合重要になるのは、出荷する牛が、どの畜舎または畜房にいたのかの履歴がないと、有機 JAS の基準を満たしたかどうか正確なところがわからないので、これらの飼養場所の管理記録が必要となる。

動物用医薬品の使用は、治療に関しては個体ごとに実施されるものであるため、個体管理が必要である。

(イ) それ以外の家畜 … 個体管理または群管理

牛、馬以外の家畜については、管理の単位を個体別にすることまでは求めていないので、その生産者の管理の単位ごとに把握すればよい。

例)

豚の場合は、豚群単位の管理単位で問題ない。

但し、豚の出生から、と畜場に出荷されるまで、すべて同じ豚群を同じ豚房に置いておくことは、あまり考えられないことから、個々の豚の豚房間の移動履歴が明確になっていなければ、豚の出荷の際、その豚がどのような飼養履歴であったかどうか個別にわからない。

すべての飼養が、例外なく統一（飼料も動物用医薬品もまったく同一）なのであれば、上記のような管理は必要がないが、少しでも異なることを実施するならば、上記のような把握は必要となる。

(ウ) 家きん … 群管理

家きんの場合は、群単位の管理が現実的であるので、もっとも管理しやすい単位を設定して、その単位ごとに飼養記録をつけていくことにする。

以上の管理単位の特徴を踏まえ、内部規程には次のような事項を記載する。

- ・ 管理の単位をどのような単位にするか。
- ・ 移動、飼料、健康管理などの記録の単位をどのようにするか。またそれぞれの記録の様式はどのようにするか。
- ・ 管理責任者はだれか。

尚、平成 24 年の改正により非有機の接触の防止が削除されたが有機と非有機の区別管理は重要なことであるので、以下の点に注意するよう内部規程に定めておくことが望ましい。

- ・ 同一農場内で、有機飼育と、そうでない飼育の両方がある場合には、有機飼育されている家畜及び家きんを、物理的方法などで分けして飼育するなどの方法を記載する。
- ・ 野生動物と接触する恐れがある場合は放牧柵などを使用するなどの対策をとり、記載する。

(5) 飼料の入手または生産に関する事項(家畜又は家きんを飼養する場合に限る。)

有機の家畜又は家きんを飼養する際に、あらかじめ有機飼料の入手または生産をしておかなければならない。次項(5)で飼料給与マニュアルを定めるが、これと合わせて飼料の入手先(有機JASマークつきの飼料が納品できる購入先など)を検討する。

ア. 有機で使用する飼料の分類

JASでは、飼料について、次のような用語で分類している。

これらの飼料によって飼養することが原則である。

| 用語 | | 説明 | 内容 | 事例 |
|-------------------------|----------|--|---|------------------|
| 有機畜産用 自家生産飼料 | 有機畜産用飼料 | 生産行程管理者が自ら生産するもの (自らが生産するので、有機JASマークはつかない) | 有機農産物 有機飼料(牧草など) | 自家生産の 大豆、牧草など |
| | | | 有機飼料 | 自家配合飼料 |
| 有機畜産用購入飼料 | 有機飼料等(注) | 外部から購入するもので、右の表に該当するもの すべて有機JASマークがついていること | 有機農産物 | 大豆、とうもろこし |
| | | | 有機加工食品 (但し、乳以外の畜産物は使用不可) | おから、粉末乳 |
| | | | 有機飼料 | 牧草・配合飼料 |
| | | | 有機畜産物の規格を満たす有機乳 | 乳 |
| その他 | | 有機ではないが使用可能なもの | 天然物質由来のミネラル補給を目的とする飼料(入手困難な場合は、ミネラル補給を目的とする飼料添加物) | ミネラル類 |
| | | | 化学処理を行っていない魚粉、藻類、酵素、微生物 | 魚粉 |
| 母乳(母乳が不足する場合は母乳以外の天然の乳) | | | | |

注)

1. 上記の分類のように「有機飼料等」と「有機飼料」は異なるので JAS を読むときに注意が必要である。上記の表のように有機飼料等のほうが意味が広い。有機飼料についての説明は第3章を参照のこと。
2. ミネラルは、天然物質かまたは、天然物質に由来するもので化学処理を行っていない飼料を給与する。しかし、このような飼料の入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物を給与することができる。(この際、天然か合成かは問わない)
(飼料添加物におけるミネラルの例)

| |
|---|
| 塩化カリウム・クエン酸鉄・炭酸亜鉛・フマル酸第一鉄・硫酸亜鉛・リン酸一水素ナトリウム等 |
|---|
3. 魚粉及び藻類は、①化学処理を行なっていること、②放射線照射されていないこと、③遺伝子組換え DNA 技術が用いられていないこと、④全体の給与量の 5%以下であること、が必要。
4. 酵素又は微生物は遺伝子組換え DNA 技術が用いられていないことが必要。

イ. ほ育期間中の飼料

ほ育期間中の家畜については、次のように定められている。

- ・ 原則としてほ育期間中は、母乳を給与することが定められている。
- ・ しかし、上記で不足する場合は、母乳以外の天然の乳を給与することができる。
- ・ 有機畜産用購入飼料に該当する JAS マークつきの代用乳を給与することができる。

ウ. その他給与することのできる飼料…(詳細は次項(5)で説明)

- ・ 転換期間中の有機飼料(平成 24 年改正により、比率について改正されている)
- ・ 非有機の飼料(但し、使用比率に制限あり)

エ. 規程に記載する内容と必要書類の整備

上記の使用可能な飼料を確保し、給与することになる。規程を作成する際には、次のような手順で行うことが望ましい。

- ・ 飼料給与プログラムを作成する。(これは、次項(5)に該当)
- ・ プログラムの中で記載された各飼料について、購入飼料か、自家生産飼料であることを明示する。
- ・ 自家生産飼料の場合は、生産ほ場を明確にし、それが有機の基準を満たすことを証明できる管理記録を準備しておく。
- ・ 購入飼料の場合は、購入先を明確にし、JAS マークつきのものが入手可能であることの証明として、生産者等の有機 JAS 認証書を入手しておく。
- ・ 有機でないが給与可能な飼料を購入する場合は、遺伝子組換えでない旨(Non-GMO)等、条件を満たす証明書などを取り寄せる。
- ・ 管理単位ごとに給与の内容がわかるよう(給与プログラムどおりにできているかどうか)、日々

の給与記録をつけることとする。その様式などを準備しておき、規程の添付資料とする。

オ. 購入飼料・輸入飼料の注意点

購入飼料の場合、JAS 制度は任意の制度であるが、認証を取得して有機畜産物に JAS マークを付す場合の家畜・家きんの有機の購入飼料は、JAS マークのついたものでなければならない。

ただし、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、同等国格付飼料(例えば USDA マークつきのアメリカの飼料)を家畜に給与することができる。

また、国内において飼料会社により製造される場合、この飼料会社は有機飼料の生産行程管理者認証を取得の上で JAS マークをつけなければならない。

カ. 飼料安全法に基づく表示票の保管

飼料安全法(正式な名称は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」という)は、①飼料の安全性確保、②飼料の品質改善の目的で定められている。このうち後者に関連し、飼料の種類ごとに栄養成分に関する必要事項についての規格を定め、規格に適合する飼料には「規格適合表示」を表示できる公定規格制度と、畜産農家が飼料の品質を適正に識別できるよう栄養成分、配合割合等の飼料の品質についての表示を義務づけた表示制度を定めている。

これにより、配合飼料や混合飼料には、栄養性に関する表示(名称、種類、製造年月、栄養成分量、原材料名と配合割合など)が必要で、飼料添加物等指定された原料を含むものには、安全性に関する表示(対象家畜、添加物の名称、使用・保存上の注意)が必要である。これらを記載した表示票を添付されなければならない。有機飼養の際にも、これらを根拠書類として残しておくことが必要である。

(6) 外国(同等国)の政府機関その他これに準ずるもの(農林水産大臣が指定)によって発行された証明書の確認に関する事項

平成 29 年の改正により、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、同等国格付飼料を給与できることになった。ただし、当該国の政府機関等により発行された証明書が添付されている場合のみ使用することができることから、飼料の供給業者等を通じて、証明書を手し、当該飼料を受け入れる都度、確認する必要がある。そのため、その具体的手順を定める必要がある。

(7) 飼料の給与に関する事項(家畜又は家きんを飼養する場合に限る。)

ア. 飼料給与マニュアルの作成

前項(4)と関連し、飼料給与マニュアルを作成し、内部規程の項目として位置づける。これを作成することにより、JAS を満たした飼料給与体系であることが証明できる。

また JAS には、例外的に認められる飼料とその比率の基準があるので、これらの基準を満たした給与体系とする必要がある。

以下に、粗飼料に関する規定(イ. 粗飼料比率について(牛、馬、めん羊及び山羊))と例外規定(ウ. 飼料給与に関するいくつかの例外措置について)について述べる。

イ. 粗飼料比率について(牛、馬、めん羊及び山羊)

(ア) 粗飼料比率の基準

牛、馬、めん羊及び山羊の場合は、粗飼料比率に基準がある。

【粗飼料比率とは?】

給与した飼料全体に占める、粗飼料の給与比率をいう。計算の方法はあとで述べる。(イ)参照)

飼料給与マニュアルを設定する際、あらかじめ下記の粗飼料比率に関する基準を考慮して給与と体系を確立する。マニュアルどおりに給与すれば、この基準をいちいち確認しなくてもよい。しかし、給与量に変動がある場合、再度計算して基準を守っていることを確認しなければならない。

粗飼料比率の基準は、ほ育期間・牛以外の肥育の最終期間、乳用の搾乳の開始時期の3つの期間は適用を除外される。

【ほ育期間とは?】

基本は離乳までとする。JAS には明確な定義はないが、放牧の例外規定の中で、牛のほ育期間に相当するものとして、「出生から2ヶ月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間」と定義している。

【肥育の最終期間とは?】

と殺直前の期間であって、3ヶ月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。例えば牛であれば、25ヶ月齢で出荷すると仮定すると、その1/5は5ヶ月であり、3ヶ月のほうが短いので、最後の3ヶ月をいう。

に給与されている場合は、その数量を用いて良い(期間中変動がないか適宜確認すること)。

$$\text{粗飼料以外の給与比率} = \frac{\text{(粗飼料以外の数量)}}{\text{(家畜ごとの平均採食量(自ら算出又は表 C.1 を使用))}} \times 100$$

※乾物重量に換算して計算する。

※また日により変動することもあるため、計算は1ヶ月を期間として計算する。

表 C.1 1日当たりの平均採食量

(粗飼料比率、非有機飼料給与比率、飼料自給率の計算などに使用する)

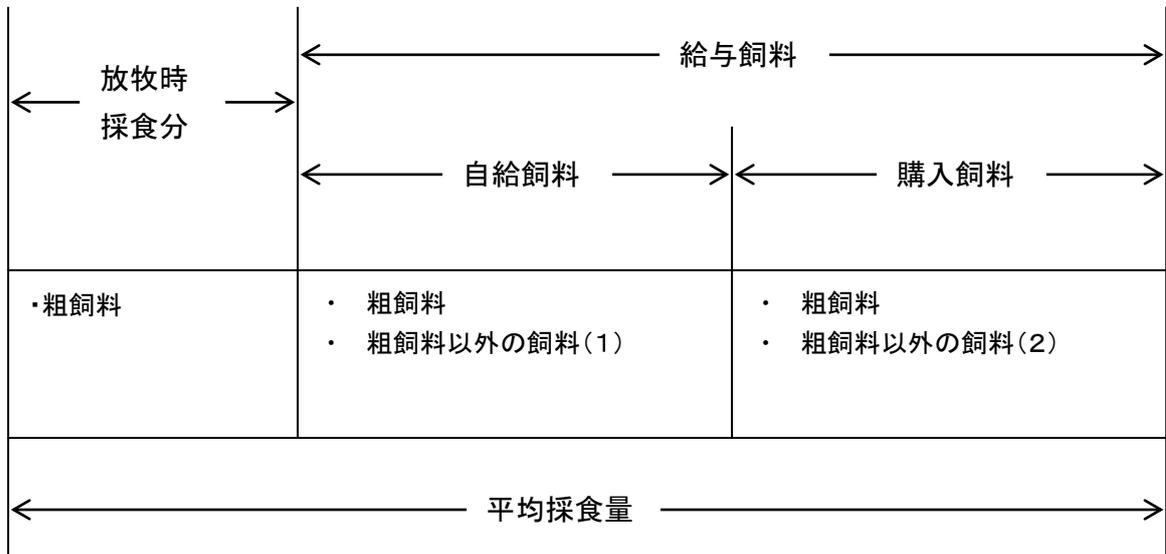
(自らの牧場の量が計算できる場合はその数値を使用してもよい)

| 家畜・家きんの種類 | | 種別 | 1日あたり平均採食量 |
|--------------------|--------|--------------------|------------|
| 牛 | 肉用 | 10ヶ月齢未満 (繁殖用の雌を除く) | 6.0kg |
| | | 10ヶ月齢以上 (繁殖用の雌を除く) | 9.3kg |
| | | 繁殖用の雌 | 7.6kg |
| | 乳用 | 10ヶ月齢未満 | 5.6kg |
| | | 10ヶ月齢以上 泌乳開始まで | 9.0kg |
| | | 泌乳中の牛 | 21.3kg |
| | | 泌乳していない経産牛 | 12.0kg |
| | 馬 | 12ヶ月齢未満 (繁殖用の雌を除く) | 12.4kg |
| 24ヶ月齢未満 (繁殖用の雌を除く) | | 14.4kg | |
| 24ヶ月齢以上 (繁殖用の雌を除く) | | 17.3kg | |
| 繁殖用の雌 | | 19.2kg | |
| めん羊 | 繁殖用の雌 | 1.7kg | |
| | それ以外 | 1.9kg | |
| 山羊 | 繁殖用の雌 | 2.5kg | |
| | それ以外 | 1.1kg | |
| 豚 | 3ヶ月齢未満 | 1.1kg | |
| | 5ヶ月齢未満 | 2.5kg | |
| | 5ヶ月齢以上 | 3.3kg | |
| | 妊娠中の豚 | 2.2kg | |
| | 授乳中の豚 | 5.6kg | |
| 鶏 | 肉用 | 4週齢未満 | 49g |
| | | 4週齢以上 | 152g |
| | 採卵用 | 9週齢未満 | 32g |
| | | 9週齢以上であって採卵開始まで | 67g |
| うずら | | 採卵開始以降 | 114g |
| だちょう | 肉用 | 3月齢未満 | 1.0kg |
| | | 3月齢以上 | 2.5kg |
| | 卵用 | 採卵開始以降 | 2.0kg |

| | | |
|---------|--------|------|
| 七面鳥 | 8 週齢未満 | 106g |
| | 8 週齢以上 | 318g |
| あひる及びかも | 6 週齢未満 | 108g |
| | 6 週齢以上 | 180g |

注) 1日あたりの平均採食量は、乾物重量で換算した数値である。

● 粗飼料以外の飼料の給与割合 50%未満の考え方



粗飼料以外の飼料(1)+(2)が平均採食量の50%未満

ウ. 飼料給与に関するいくつかの例外措置について

① 転換期間中の有機飼料の使用

有機飼料等のほ場に転換しても第3章に述べているような転換期間を完了したものでないと、その圃場からの収穫物に「有機飼料」等の名称をつけることはできない。

しかし、有機飼料の栽培方法に転換をして1年を経過しまだ転換期間を完了していない(すなわち、2年目(3年目)まで)場合、「転換期間中有機飼料」等と表示することができる。

このような転換期間中の有機飼料を使用することも可能である。平成24年の改正により、転換期間中の飼料の使用比率について、次のように変更になった。

(ア) 新たに有機畜産物用の家畜又は家きんの飼養を開始してから3年まで

有機飼料等、すなわち格付の表示が付されている(JASマーク付)有機飼料等のうち、「転換期間中」と表示のされた(JASマーク付)転換期間中有機飼料等を使用する比率に制限がなくなった。

(転換期間中有機飼料等とは、転換期間中の有機飼料、農産物、加工食品のこと)

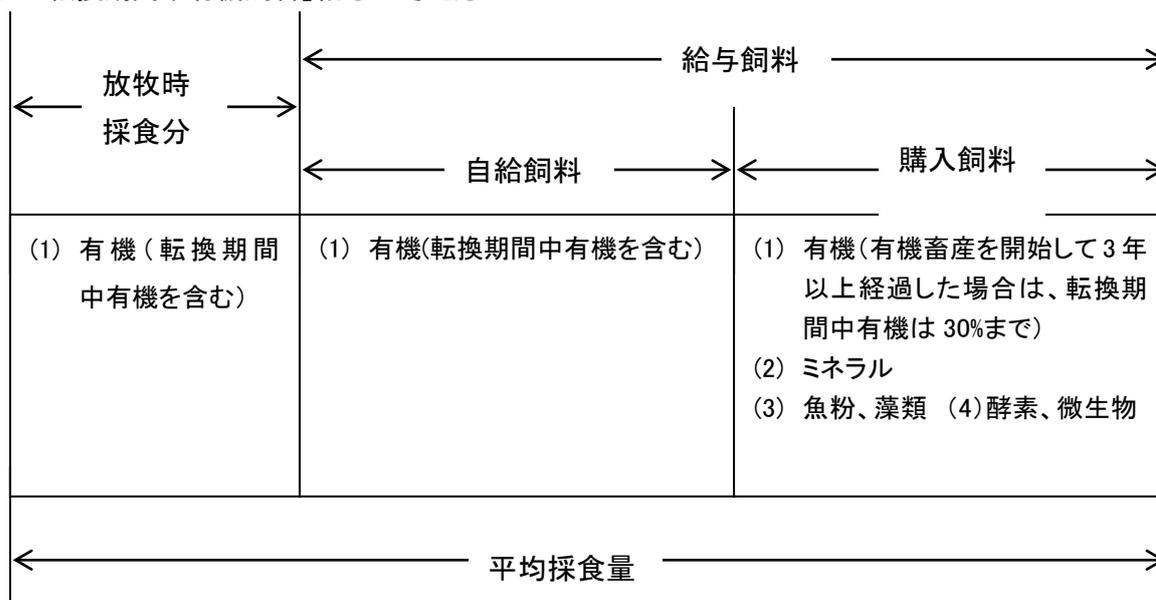
(極論すれば、購入飼料が全量転換期間中有機飼料等でも問題ない)

(イ) 新たに有機畜産物用の家畜又は家きんの飼養を開始して3年以上経過後

有機飼料等、すなわち格付の表示が付されている(JASマーク付)有機飼料のうち、「転換期間中」と表示のされた(JASマーク付)転換期間中有機飼料等を使用する比率は、乾物重量換算で、有機飼料等の30%以下とすること。

(ここでは、購入する有機飼料等における、転換期間中の%を規定している)

● 「転換期間中有機飼料」給与の考え方



② 非有機飼料の給与

上記で定めたような有機飼料等が入手困難な場合は、必要量の有機畜産用飼料が給与できなくなるまでの期間に限り、下記に定められた一定の割合で非有機の飼料を給与することが可能である。

| | 有機飼料比率 |
|----------|--------------------------|
| 牛、めん羊、山羊 | 85%以上 (非有機を 15%まで給与可) |
| 馬、豚、家きん | 80%以上 (非有機を 20%まで給与可) |

但し、非有機のものであっても、遺伝子組換えのもの、抗生物質や合成抗菌剤を含むものは使用できないので、遺伝子組換えでない旨(Non-GMO)の証明書などを取っておく必要がある。

上記の使用比率の計算は次のように行う。

[非有機の飼料を使用する場合の使用限度量]

下記の表のうち、「 $D \div (E-C)$ 」が 15%(20%)未満であること。

| 種類 | 番号 | 飼料等の内容 | |
|---------------|-------|-----------------------|--|
| 有機畜産用飼料 | A | 有機農産物(及び牧草) | |
| 有機畜産用自家生産飼料 | | 有機飼料 | |
| 有機畜産用 購入飼料 | B | 有機農産物 | |
| | | 有機加工食品(乳以外は不可) | |
| | | 有機飼料 | |
| | | 有機畜産物の規格を満たす有機乳 | |
| その他 | C | ミネラルの補給を目的とする飼料、飼料添加物 | |
| | | 魚粉、藻類(全体の 5%以下に限る) | |
| | | 酵素又は微生物 | |
| 非有機飼料 | D | | |
| 平均採食量 | 表 C.1 | E | 自ら算出できない場合は、表 C.1 に畜種別に定められているのでその数字を適用。 |

注) %の計算の際には、乾物重量換算で計算する。

自家生産の非有機飼料も使用可能である。例えば転換を開始して 1 年に満たないものは非有機飼料扱いとなる。

[計算例(牛の場合)]

10ヶ月齢以上の肉牛の場合 1日当たり平均採食量は、表 C.1 により 9.3kg と記載されている。ミネラルを 1日当たり 100g(乾物重量換算)与えらとする。

すると、 $9.3\text{kg} - 0.1\text{kg} = 9.2\text{kg}$ のうちの 15%すなわち、1.4kg までは、非有機の飼料を給与してよい。これは乾物重量換算なので、仮に水分が 15%(乾物が 85%)の乾草であれば、 $1.6\text{kg} (= 1.4 \div 0.85)$ まで毎日非有機の飼料を給与することが可能である。

③ 災害または輸入もしくは輸送経路の途絶で有機飼料が入手できない場合

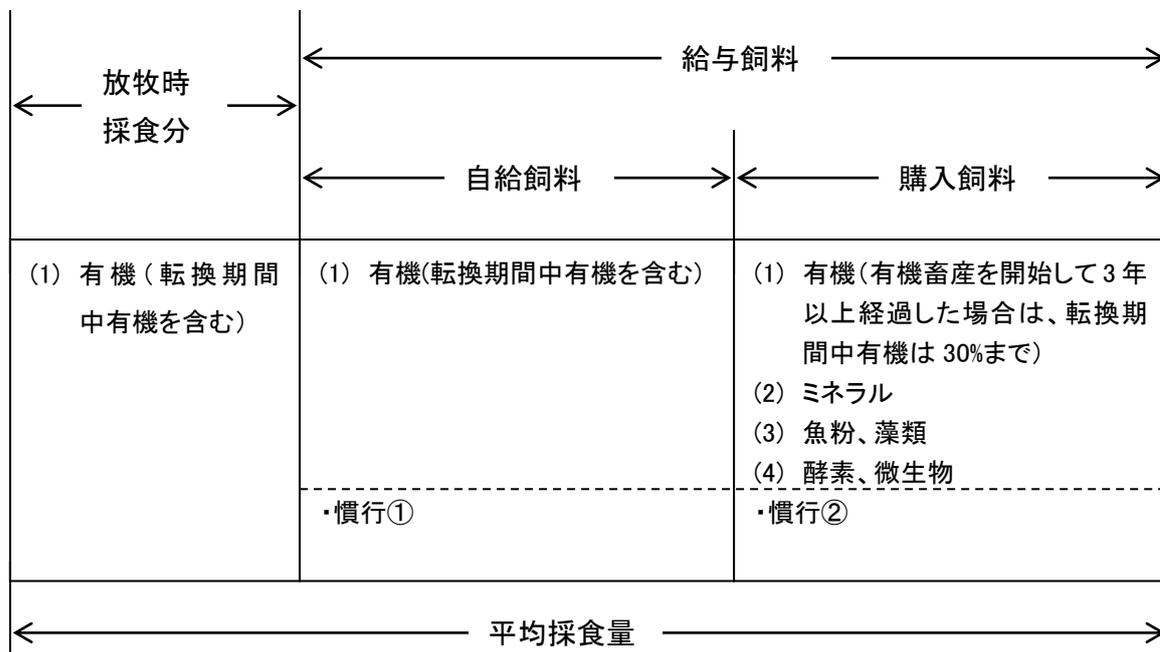
このような場合は、有機でない飼料を 50%まで給与することができる。

災害や輸入もしくは輸送経路の途絶などの発生について明確な理由を書面で残した上で適用する必要がある。

計算の方法は上記②と同じ方法による。

非有機のものであっても、遺伝子組み換えのもの、抗生物質や合成抗菌剤を含むものは使用できないので、遺伝子組換えでない旨(Non-GMO)の証明書などを取っておく必要がある。

● 厳しい天災・人災時の「慣行飼料」50%及び慣行飼料 15%or 20%の考え方



(慣行①+②)が、(平均採食量-(2)-(3)-(4))の 50%、15 or 20%まで

④ 飼料自給率が 50%超ある場合の飼料と放牧の優遇措置

この規定については、放牧と関係するので、放牧の項目で説明する。

エ. 内部規程に記載する際の注意事項

飼料に関して内部規程に記載する際には次のように行うことが効率的と思われる。

- ① 上記に記載した自給飼料の可能性、粗飼料比率、有機の飼料の取り扱いのできる取引先の確保などの諸要因を考えて、飼料給与マニュアルを作る。
- ② 内部規程においては、飼料給与マニュアルに基づき有機畜産を行うこと。その内容を記録に残すことを記載する。
- ③ 飼料給与マニュアルは、別紙として、規程に関連付けてファイルしておく。
- ④ マニュアルは変更都度必要部分を改訂し、必要に応じ認証機関に届ける。牧草の種類を変えたり、配合飼料の配合内容を変えたりすることがある場合には、いつから開始されたものか、明確にしておく必要がある。
- ⑤ 根拠書類として、記録すべきものまたは保管すべき書類としては次のようなものが考えられる。

| 事項 | 証明となる記録の例 |
|--------------|---|
| 自家生産飼料の有機の根拠 | 種子が遺伝子組換えでない旨 (Non-GMO) の証明 飼料の生産日誌 飼料の格付記録 |
| 購入飼料の有機の根拠 | 飼料に付された JAS マーク 飼料表示票 購入伝票 |
| 非有機飼料の根拠 | 遺伝子組換えでない旨 (Non-GMO) の証明 放射線照射未実施の証明 |
| 実際の使用 | 給餌プログラム 給餌日誌 |

(8)家畜又は家きんの健康管理に関する事項

ア. 健康管理に関する決まり

第1章で述べたとおり、以下のようなフローで動物用医薬品の使用を考え、使用する。

動物用医薬品の使用を最低限にする方策の検討

↓
家畜・家きんの種類に応じて、適切な飼養管理を行うことにより、病気に対する抵抗力の強化・感染予防が図られるようにして、家畜又は家きんの病気の予防につとめる。

動物用医薬品の限定使用

↓
動物用医薬品は次の場合しか使用できない。

- ・ 法令等で義務付けられている場合は使用する。
- ・ 特定の疾病又は健康上の問題が発生し(又は発生の可能性があつて)、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合は獣医師の処方により動物用医薬品を使用する。

動物用医薬品を使用する場合の注意事項

↓
動物用医薬品を使用する場合は、次の注意事項を守る。

予防目的の使用はできない

- ・ ビタミン、ミネラル、動物用生物学的製剤(ワクチン)又は駆虫薬のみ予防目的でも使用可能である。
- ・ それ以外の動物用医薬品は、治療目的に限る。

動物用医薬品の選択

- ・ 使用にあたっては、まず、要診察医薬品・抗生物質でないものを選択して使用すること。
- ・ 要診察医薬品又は抗生物質以外の使用では治療効果がない場合には要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。
- ・ 要診察医薬品又は抗生物質を使用した場合には、使用禁止期間・休薬期間を通常の2倍にするなどの特別な条件あり

禁止物質

- ・ 成長又は生産の促進を目的とした物質を与えないこと。

動物用医薬品を使用した際の廃容器・残薬品・注射針等の処分法については、地方公共団体の条例等に従うとともに、必要に応じてマニフェスト(産業廃棄物管理票)の記入・保管を行う。

イ. 関連法規と記録の保持

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)

動物用医薬品の規制は、薬機法で定められている。薬機法には、医薬品、医薬部外品、化粧品などが対象で、これらは厚生労働省の管轄であるが、動物用医薬品については農林水産省が管轄することが定められている。

薬機法に基づいて「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」が発行されており、この別表 1 と別表 2 に、使用規制対象医薬品のリストが定められており、薬品名、対象動物、用法・用量、使用禁止期間(休薬期間)が決められている。すでに述べたとおり、JAS で有機の場合はその 2 倍以上であることが必要である。

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

(イ) 獣医師法

獣医師法第 21 条において、獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿(カルテ)に遅滞なく記載しなければならないとされている。また、この保存年限は 3 年である。従って有機畜産物の生産者においても、診療簿を根拠書類とする方法が考えられる。

また平成 15 年 5 月に「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」の一部が改正され、使用基準の定められた動物用医薬品(使用規制対象医薬品)の使用者(獣医師、畜産農家等)は、医薬品を使用した内容を帳簿に記録するように努めなければならないことになった。これら使用規制対象医薬品の治療記録も有機畜産物の根拠書類として、使用できる。

(ウ) 廃棄物処理法

産業廃棄物(動物の死体、家畜ふん尿)・特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)の処理にあたっては、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を使用し、記録を保管しなくてはならない。(家畜ふん尿は堆肥としての利用をせずに場外へ処分する場合)

ウ. 規程に盛り込む内容

治療をする場合、例えば豚の場合で、群単位の管理であっても、個体に治療を施した場合は、個体管理の必要がある。

規程に記載することとしては、次のような内容が考えられる。

- ・ アの内容に従って健康管理プログラムを作成する。
- ・ 担当獣医師を明確にしておく。
- ・ 使用する予定の動物用医薬品をあらかじめリストアップし、表にしておく。

記録として必要な内容は次のとおりである。

- ・ 獣医師の診断書、指示書の類
- ・ 動物用医薬品の使用記録

平成 24 年改正により、家畜・家きんが病気になった場合は、必要に応じて隔離し、迅速に治療すること。この場合において、家畜・家きんが不必要に苦しむことのないよう治療や処置を行うことが定められた。

【アニマルウェルフェアと健康管理】

(点検)

- ・ 動物の福祉が人による頻繁な注意に依存している飼育方式で飼育されるすべての動物は、最低でも 1 日 1 回の点検を行なうこと。(→畜舎の見回りは 1 日に 1 回行なうことが望ましい)
- ・ 動物の点検を徹底して行なえる適切な照明(固定又は持ち運び)を常備すること
- ・ 傷病があると思われる動物には、遅滞なく適切なケアを施さなければならない。
- ・ 必要に応じ、傷病動物は、(それが妥当なら)乾いた快適な敷料を備えた適切な飼育舎に隔離すること。

(9) 野外の飼育場への放牧に関する事項(家畜又は家きんを飼養する場合に限る。)

ア. 放牧、野外の飼育場への出入りに関するプログラムの作成

次項イの JAS の内容に沿って、放牧、野外の飼育場への出入りについて、どのように行うかを内部規程のこの項目に記載する。

イ. JAS の内容

(ア) 基本原則

家畜及び家きんを、野外の飼育場に自由に出入りさせること。
(牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならない)

(注:野外の飼育場には、有機的な管理基準を満たす必要がある)

(イ) 例外的規定

A. 例外的な放牧の方法

週2回以上家畜又は家きんを野外の有機の飼育場に放牧する場合にあっては、この限りでない。(つまり、この場合は、野外の飼育場に日常的に自由に出入りさせなくてもよい)

週2回以上の放牧の場合の1回あたりの放牧時間に関しては、日の出から日没までに相当する時間を基本とし、地域の地勢や気候条件、個々の生産者の飼養形態、飼養環境等から制約を受ける場合は、理由を明記すること。

区分された運動場所及び休憩場所を有する家きん舎で、家きんを飼養する場合はこの限りではない。

鳥インフルエンザ対策で、運動場所を含めた屋内養鶏施設がある場合は、週2回以上の放牧をする必要はない。(エイビアリー方式)

B 放牧場に自由に出入りをさせなくてもよい期間

上記にかかわらず、次の表の期間にあっては、家畜及び家きんを野外の飼育場に出入りさせずに飼養することができる

| 対象 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| 全家畜・家きん共通 | 積雪、悪天候又は天災により家畜又は家きんの出入りが困難である期間 |
| (注) | 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間 |
| 期間については、自ら妥当と考える期間を設定し理由を規程 | 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間 |

| | |
|-----------|---|
| に記載すること。 | 法令で家畜又は家きんの野外への出入りが禁止された期間 及び公的機関により文書で家畜又は家きんの野外への出入りを制限するよう要請された期間 |
| 牛 | 出生から2ヶ月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間 |
| 雌牛 | 妊娠8ヶ月から分娩までの期間 |
| 豚 | 出生から離乳するまでの期間 |
| 雌豚 | 妊娠3ヶ月から出産した子豚の離乳までの期間 |
| 肉用の家畜・家きん | 肥育の最終期間（肥育の最終期間は JAS3.17 参照） |

(ウ) 飼料自給率が 50%超ある生産行程管理者の転換期間の軽減措置

A この措置の適用が受けられる生産行程管理者の条件

- ・ 有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の 50%未満の場合
(=飼料自給率が 50%超ある場合)
- ・ ほ場及び採草放牧地が、当該家畜を飼養する農場内にある場合。

すなわち下記の表のうち、「(B+C+D)÷E」が 50%未満である場合。(結果的に A が 50%以上)

| 種類 | 番号 | 飼料等の内容 | |
|----------------------------|-------------------|-----------------------|---------------------------------------|
| 有機畜産用自家生産飼料 | A | 有機農産物(及び牧草) | |
| | | 有機飼料 | |
| 有機畜産用 購入飼料 | B | 有機農産物 | |
| | | 有機加工食品(乳以外は不可) | |
| | | 有機飼料 | |
| | | 有機畜産物の規格を満たす有機乳 | |
| その他 | C | ミネラルの補給を目的とする飼料、飼料添加物 | |
| | | 魚粉、藻類(全体の 5%以下に限る) | |
| | | 酵素、微生物 | |
| 非有機飼料(経過措置で認められている購入非有機飼料) | D | | |
| 平均採食量 | 表 C.1 (P99 参照) | E | 自ら計算するか又は表 C.1 に畜種別に定められているのでその数字を適用。 |

注) %の計算の際には、乾物重量換算で計算する。

B 放牧と飼料の給与の方法

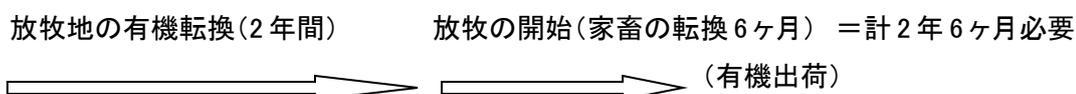
(a) 牧地の転換期間の軽減措置

本来、有機飼養のためには、まず禁止物質の最終使用後2年～3年の放牧地の転換を済ませ、その上で放牧を開始する必要があるが、上記の条件を満たす場合、禁止物質の使用を停止してすぐに放牧地として使用が可能である。(すなわち同時転換)

[本来の放牧地の転換と放牧の開始]

(牧草地の場合)

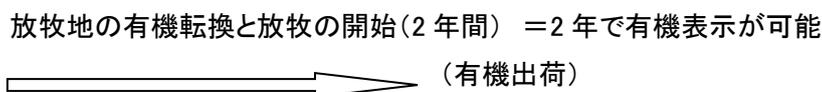
禁止物質の最終使用



[飼料自給率 50%超の場合の期間の軽減措置]

(牧草地の場合)

禁止物質の最終使用



(b) ほ場内の転換中の飼料の給与

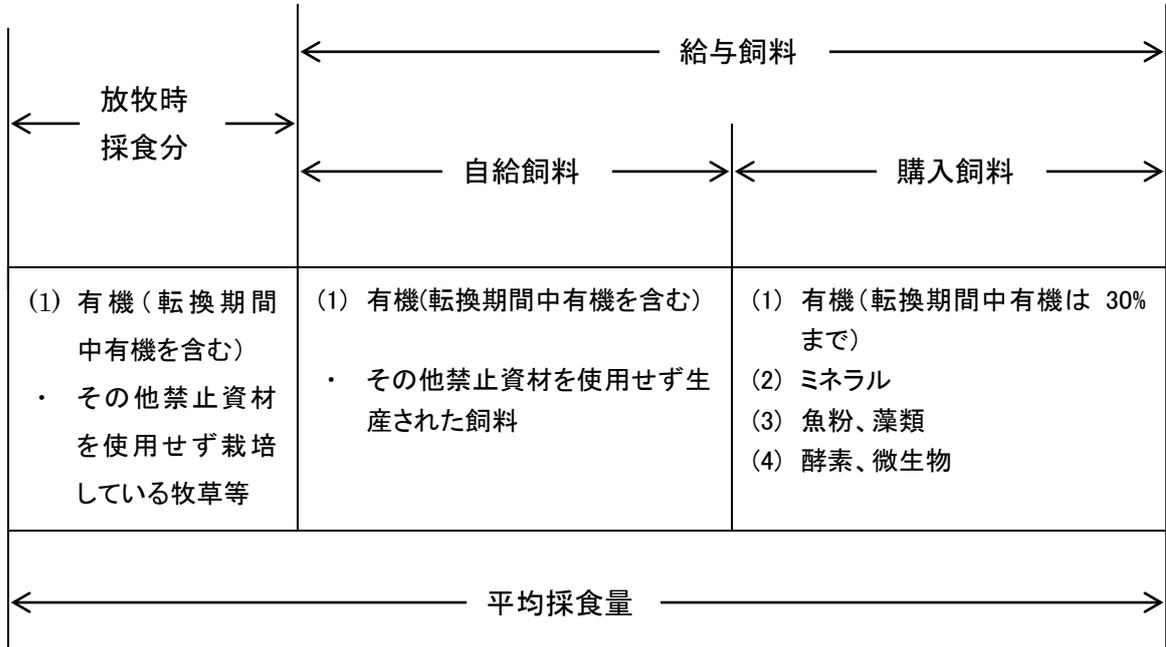
上記のように、ほ場と採草放牧地に禁止物質の最終使用の直後からいきなり放牧を開始すると、そこで食べる生草や、飼料用の作物は、1年の転換期間を満たしていないので、本来は、非有機飼料の扱いになるが、これを食べることも問題なしとみなす。

但し、これらのほ場と採草放牧地は、周辺から禁止物質の飛来を防ぐような対策を講じており、また、有機農産物の JAS に定めているような有機栽培を禁止物質の最終使用以後実施していることが条件となる。

このようにして、放牧をした家畜に関しては、転換開始から2年後から、有機表示をする対象として出荷が可能である。(即ち転換期間の削減の措置がされている)

● 土地と家畜の「同時転換」の場合の例外の考え方

(購入飼料が 50%未満に限られる)



(10)家畜又は家きんに対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項(家畜又は家きんを飼養する場合に限る。)

JASには次のように定められている

家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期に家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の処置を行う場合を除く。

- (1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置
- (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置
- (3) 外科的去勢

従ってこのような処置を行う場合には、内部規程にあらかじめ、どのような処置を行うか、その時期、方法を記載し、その規程に準拠した方法で実施したことを証明するために、どこに記録をつけるかについて記載する記録の名称や書式をあらかじめ定めておく必要がある。

【豚における外科的処置】

EUの「豚の保護のための最低基準」において、外科的処置については、生後7日以内の子豚の犬歯の研磨または切除、部分的な断尾を認めているが、いずれも習慣的な実施は不可であり、母豚や他の豚が障害をうけた証拠がある場合に限定されている。

(11)人工照明による日長の延長に関する事項(採卵鶏を飼養する場合に限る)

JASには次のように定められている

採卵鶏にあつては、人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。

従って、採卵鶏の飼養者は、まずこのような設備があり、日長の延長を行うかどうかについて、内部規程に記載し、行う場合には、日長を何時間で管理するかを記載する。そして、規程に準拠した方法で実施したことを証明するために、どこに記録をつけるかについて記載する記録の名称や書式をあらかじめ定めておく必要がある。

(12)繁殖方法に関する事項(家畜又は家きんを飼養する場合に限る。)

JAS には次のように定められている

次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。

- (1) 受精卵移植技術
- (2) ホルモンを用いた繁殖技術
- (3) 組換え DNA 技術を用いた繁殖技術

従って、まず上記のような繁殖技術は使用しないことを、内部規程に宣言することが必要である。次に、繁殖方法が規程に準拠した方法で実施したことを証明するために、どの記録を見ればそれが証明されるかについてあらかじめ定めておく必要がある。

尚、ホルモンを使用しない人工授精は認められている。

(13)家畜又は家きんの排せつ物の管理に関する事項

JAS には次のように定められている

家畜又は家きんの排せつ物は、土壌の劣化又は水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。

家畜の排せつ物については、家畜排せつ物法(正式名称を「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」という)がある。

この法律の対象となる飼養規模は、牛 10 頭以上、豚 100 頭以上、鶏 2,000 羽以上、馬 10 頭以上で、これらに該当する農家は、構造設備基準と管理の方法基準を遵守しなければならない。

設備構造基準は次のとおりである。

【家畜排せつ物の処理の方法】

- ・ ふんの処理・保管施設(固形状の家畜排せつ物の管理施設)は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする(なお、必ずしも屋根をつけることを義務付けるものではなく、たとえば、防水シートを下に敷き、上から防水シートで覆うなどの簡易な方法でもよい)
- ・ 尿やスラリーの処理・保管施設(液状の家畜排せつ物の管理施設)は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とすること

従って、飼養規模が上記に該当している場合は、この法律に従って実施している内容をそのまま規程に盛り込むことにより、JAS も同時に満たしたものと判断できる。

飼養規模が上記を満たさない小規模な生産者の場合も、JAS においては、上記のように管理と処理が求められているので、上記の法律に準拠したレベルの管理が求められる。そのように対応

し、対応の内容を内部規程に記載する。

【CODEX における排せつ物管理に関する事項】

JAS の策定のもとになっている CODEX ガイドラインには、排せつ物の管理に関する規定が上記よりも詳しく記載されているので、参考までに記載する。

- ・ 家畜が飼育されている畜舎、畜房又は草地における持続可能な排せつ物の管理方法は、以下の方法で行われるべきである。
 - (1) 土壌や水質の劣化を最小限にすること。
 - (2) 硝酸塩や病原微生物による水質の汚染を助長するものでないこと。
 - (3) 養分のリサイクルを最適にすること、及び
 - (4) 焼却や有機的な方法と合致しない手法を含まないこと
- ・ 排せつ物の貯蔵施設やたい肥化施設を含む処理施設は、地下水及び/又は地表水の汚染を防止するように設計、建設及び運営されるべきである。
- ・ 排せつ物の施用量は、地下水及び/又は地表水への汚染をもたらさないような量にすべきである。所轄官庁は、排せつ物の最大施用量又は飼育密度を定めることができる。排せつ物の使用時期や使用方法は、池や河川への流出の可能性を増大させるものであるべきでない。(注:有機 JAS では、野外の飼育場の広さの基準が定められているが、排せつ物の最大施用量は特に定められていない)

(14)家畜又は家きんの輸送に関する事項(家畜又は家きんを輸送する場合に限る。)

JAS には次のように定められている

家畜又は家きんの捕獲又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと

従って内部規程では次のように記載する必要がある。

- ・ と畜場の場所(農場からの距離と時間)
- ・ 輸送の方法
- ・ 輸送時に電気刺激又は精神安定剤を使用しないことの宣言
- ・ その他、家畜の福祉に配慮した特別な方法があれば記載

輸送に関しても、上記を実施したことの証明としての何らかの記録を作成する必要がある。

家畜又は家きんの輸送方法については、「2005 年 5 月国際獣疫事務局(OIE)総会採択動物福祉ガイドライン」が内部規程の参考になる。

【アニマルウェルフェアと輸送】

JAS において、家畜の輸送については、上記のとおり簡潔にしか規定されていないが、EU では「国際輸送における輸送中の動物の保護のための欧州協定」ならびにその関連の規定が細かく定められている。特に 8 時間を越える長距離輸送については、休憩をとる方法などの決まりが定められている。

この関連規定のなかで有機畜産物の JAS にも参考となる部分について、下記に記載しておく。

(設計及び構造)

- ・ 輸送手段、コンテナ、及びその備品は、輸送中の動物の障害と苦しみを防ぎ、安全が確保されるような構造、維持管理及び操作によるものとする。
- ・ 輸送手段又はコンテナは、初生雛以外の家きんを除き、動物に自然な姿勢で起立できるスペースを与える設計及び構造のものとする。
- ・ 輸送手段は、悪天候又は気候条件の悪化から動物を保護できる構造、操作によるものとする。とりわけ動物の直接上にある外屋根は、太陽熱の吸収及び伝導を最小に抑えるものとする。
- ・ 床は滑りにくいものとする。(以下略)

(体調)

- ・ 予定される行程に適した体調でない動物は輸送してはならない。

(積み込み、積み下ろし)

- ・ 動物の積み込み及び積み下ろしは、動物に障害や苦しみを引き起こさないことを保証する方法で行うものとする。
- ・ 床面積及び高さ及び仕切りに関する許容スペースを守る。(積載密度が家畜別・輸送手段別に表で定められている。例えば、体重 550kg 程度の牛は、1 頭あたり 1.3-1.63 m²、体重 100kg

程度の豚は 235kg/m²以上、体重 5kg 以上の家きんは、105cm²/kg など)

- ・ 動物の積み込みは、できる限り出発地からの出発時刻の間際に行うものとする。
- ・ 目的地に到着したら、できる限り速やかに、動物を積みおろし、適切な量の水と、必要なら飼料及び休息を与えなければならない。

(取り扱い)

- ・ 動物は、不安や興奮を最小限に抑え、かつ避けられる痛み、苦悶及び障害から保護するため、静かにやさしく取り扱うものとする。
- ・ 積み込み、積み下ろしの最中は、騒音、いやがらせ、過度な強制をさけるものとする。動物をたたいたり、体の特別敏感な部分を圧迫してはならない。とりわけ動物の尾をつぶしたり、ひねったり、折ったり、また眼をつかんだりしてはならない。動物を殴ったり蹴ったりしてはならない。
- ・ 動物の誘導具は、どの目的に限定して使用しなければならない。電気ショックを与える器具はできる限り使用を避けなければならない。
- ・ 動物を取り扱う人は、突き棒その他先のとがった器具を使用してはならない。動物を誘導する棒その他の器具は、動物に障害または苦しみを引き起こすことなく体に当てられる場合に限り使用することができる。

(陸路輸送)

- ・ 輸送車は、滑らかな加速、減速、方向転換が保証されるように運転するものとする。

(輸送時間)

- ・ 輸送時間は 8 時間を越えてはならない。(但し、条件つきで延長可)
- ・ 延長した場合は、休憩をとるなどの処置をとる。(9 時間以上の輸送の場合は 1 時間以上の休憩など)

(15)搾乳に関する事項(乳を生産することを目的として乳牛又は山羊を飼養する場合に限る)

JASには次のように定められている

乳用牛及び乳用山羊にあつては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に保つとともに、乳頭の洗淨及び消毒に用いる薬剤並びに表 D.1 の薬剤以外のものを使用しないこと。
(表 D.1 については P60 参照)

搾乳に関しては、搾乳の手順書を作成し、これを内部規程のこの項目に規定する必要がある。

- ・ 乳頭の洗淨及び消毒に用いる薬剤のリストと作業記録への記載
- ・ 施設及び器具の洗淨の方法と記録の作成、使用する薬剤のリスト
- ・ 搾乳の時間、搾乳の手順と実施記録の作成

特に、有機の乳とそうでない乳を同じ農場で搾乳する場合には、非有機が混入しないような対策を検討し、規程に盛り込む必要がある。

(16)生産に使用する機械及び器具に関する事項(生産を行う場合に限る。)

以上のようなさまざまな飼育の場面で使用する機械・器具について、何を使用するかをリストアップし、内部規程に記載する。

機械・器具に関しては、薬剤汚染を防ぐなどの目的から、これらをリストアップする際に、機械・器具の洗浄方法について、同時に記載しておくことが望ましい。

また、清掃洗浄の記録をどのように記録するかについてもあらかじめ決めておくことが望ましい。

農畜産資材(肥料・土壌改良剤、動物用医薬品、農薬、消毒・洗浄剤等)について、使用方法を厳守すると共に保管場所・保管方法・在庫(使用期限)管理・廃棄の際の手続法等、管理責任者を決め紛失・汚染等の事故がないようにする。

また使用毎に記録をして状態を把握すると共にその記録を保管する。

(17)と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項

A. と殺について

JAS にはと殺について次のように定められている

と殺は、できる限り家畜又は家きんを意識の喪失状態にし、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと

しかし、設備の項目でも述べたとおり、現実的には、有機だけのためにと殺方法を変更することは不可能であり、また、有機でなくとも、もともと緊張・苦痛を与えたと殺を行うと肉の品質に影響するといわれていることから、現状のと殺方法を追認することとなるものと思われる。

内部規程に関しては、JAS準拠の証明として、どのような方法でと殺を行うかについて記載しておくことが必要である。

家畜又は家きんのと殺方法については、「2005年5月世界動物保健機構(OIE)総会採択動物福祉ガイドライン」が内部規程の参考になる。

【アニマルウェルフェアとと殺】

JASにおいて、と殺については、上記のとおり簡潔にしか規定されていないが、EUでは「と殺される動物の保護のための欧州協定」ならびにその関連の規定が細かく定められている。この関連規定のなかで有機畜産物の JAS においても参考となる部分について、下記に記載しておく。

(追い込み)

- ・ 動物の積み下ろし及び追い込みは慎重に行う(動物は、穏やかに扱われるほうが興奮している場合より進んで指示に従い、追い込みやすい。このほうが動物にとっても作業員にとってもストレスが少ない)
- ・ 積み下ろしでは、架橋、傾斜板または渡り板などの適切な用具を使用する。(転落しないように注意)
- ・ 必要な場合には、動物を1頭ずつ誘導する。追い込む通路は、動物が自ら傷つくことがないように設計されていなければならない。
- ・ 道具類は、動物を誘導する目的でのみ短時間に限ってのみ使用するようにしなければならない。
- ・ 動物の尾をつぶしたり、ひねったり、折ったり、また眼をつかんだりしてはならない。動物を殴ったり蹴ったりしてはならない。(決して暴力に訴えてはならない)
- ・ 直ちにと殺しない動物はと殺の場所に連れて行ってはならない、係留を行うものとする。

(係留)

- ・ 悪天候から動物を保護できる係留用ストールとペンを十分な数備えるものとする。
- ・ 床は滑らないものとする。清掃、消毒及び徹底した排水ができるものとする。
- ・ と殺場には、飼槽、水槽及び動物を係留できる屋根つきの区域を設けるものとする。
- ・ 気候条件により必要な場合は、動物を通気のよい場所に収容するものとする。

(ケア)

- ・ できるだけ早くと殺場所に誘導する場合を除き、と殺場に到着した動物には給水を行うものとする。
- ・ 到着した動物には、12 時間以内にと殺される場合を除き、適量の給餌、給水を適切な間隔で行うものとする。
- ・ 動物の体調や健康状態は、最低でも毎日朝晩点検するものとする。

(と殺)

- ・ 動物は、必要に応じてと殺の直前に保定し、別に定める例外を除いて、適切な方法でスタンニングを施すものとする。
- ・ 動物が死亡するまでと殺作業を開始してはならない。(一部の例外を除き)
- ・ スタンニングは、動物を無感覚の状態にし、その状態がと殺時まで持続することにより、いかなる場合でも避けられる苦しみを動物に与えることのないものとする。
- ・ 短剣、ハンマー、屠斧は使用を禁止する。
- ・ 短蹄類、反芻類及び豚については、次にあげるスタンニングのみを認めるものとする。
- 脳的位置を強打または貫通する器具を使った機械的手段
- 電気麻酔
- ガス麻酔

欧州評議会の動物のと殺に関する勧告には、さらに細かく基準が規定されている。

B. 解体以降の工程について

JAS では、解体以降の工程の管理に関して次のように定められている。

| | |
|--------------|---|
| 有害動植物 の防除 | <p>物理的又は生物の機能を利用した方法によること</p> <p>但し、上記では効果が不十分な場合は、表B.1の農薬か表Jの薬剤を使用することができる。</p> <p>このような薬剤を使用した場合は、畜産物への混入を防止すること</p> <p>注) 有機畜産物の表B.1の農薬は、P68を参照のこと。表Jの薬剤は、下記を参照のこと。</p> <p>これらの使用にあたっては、指示されている使用方法を厳守のこと。</p> |
| 品質の保持 | 物理的又は生物の機能を利用した方法によること |

| | |
|----------|---|
| 改善 | 但し、上記では効果が不十分な場合は、表Kの調製用等資材を使用することができる。(下記参照) |
| 混入の禁止 | 有機的管理をしていない畜産物が混入しないよう管理すること |
| 薬剤汚染の禁止 | 畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。 |
| 放射線照射の禁止 | 放射線照射を行わないこと。 |

表 J 薬剤

| 薬剤 | 基準 |
|-------------|---|
| 除虫菊抽出物 | 共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| ケイ酸ナトリウム | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| カリウム石鹼(軟石鹼) | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| エタノール | 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| ホウ酸 | 容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| フェロモン | 昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| カプサイシン | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| ゼラニウム抽出物 | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |
| シトロネラ抽出物 | 忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 |

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

表 K 調製用等資材の一覧

| 調整用資材 | 基準 |
|------------|-----------------------------|
| オゾン | 食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 |
| 次亜塩素酸ナトリウム | 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 |
| 次亜塩素酸水 | 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 |
| フマル酸 | 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 |
| フマル酸一ナトリウム | 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。 |

この項目に関しては、まず農場の出荷から、JASマークを貼る畜産物になるまでの工程を確定し、これを取り扱いのフローチャートのような形で整理するとよい。その上で、上記の基準に該当する項目（衛生管理、防虫防鼠管理、混合防止策など）の手順書を用意し、内部規程とする。またこれらの作業記録が必要となるので、どのような作業記録を残すかについても決定し記載する。

(18)生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項

生産行程の管理又は把握に係る記録の作成等の事項については、平成28年の認証の技術的基準の改正で内部規程に定める事項として追記された。

保存期間については、法施行規則第48条第1項第1号二(11)に格付に関する記録について規定されている。格付は生産行程管理記録等により検査を行うため、生産行程管理記録等も格付に関する記録に該当し、格付記録と同期間の保存が必要になる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。）が1年以上の場合： 当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から3年間）格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が1年未満の場合： 当該農林物資の格付の日から1年間 （消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から1年間） |
|--|

(19)苦情処理に関する事項

有機JAS制度においては、有機JASへの適合が疑われるすべての苦情は、記録に残しておくことが求められる。有機JASへの適合が疑われるとは、例えば、抗生物質の検出や、その他薬品の残留、場合によっては、シール不良なども該当する可能性がある。

苦情処理についての規程の記載項目としては次のような内容が想定される。

| | |
|------|--|
| 苦情処理 | <ul style="list-style-type: none">苦情の処理担当者を明確にする。受け付けた苦情はすべて処理担当者に連絡が行くように報告・連絡のルールを決める。処理担当者は、苦情の原因を究明し、その結果再発防止対策を立て、相手に報告する。以上の対応を記録に残し、保存する。普通のノートでも良いが、書式が決まっている方が記載漏れがなくて良い。苦情の記録は、認証機関の求めに応じて開示する。 |
|------|--|

(20)年間の生産計画の作成及び当該計画の認証機関への通知に関する事項

この項目では、認証の技術的基準に定められた内容に従って次の2点を決定し、内部規程のこの項目として、文書化しておく。

- いつ、だれがどのような年間計画を立てるか。

(例:生産行程管理責任者が、毎年〇月に、〇月から〇月までの飼養計画(飼養頭数、ほ場等の管理、飼料給与、健康管理、その他の管理方法)について作成する。)

- ・ 登録認証機関への計画の提出の時期

(例:上記の年間計画は、毎年〇月の年次調査の際に認証機関の要請に応じて提出する)

(21)生産行程管理の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し、必要な事項

登録認証機関が調査、確認を実施する場合、認証を受ける(受けた)事業者は、その内容について、対応する必要がある。ここでは事例として、以下の項目を挙げておく。

- ・ 毎年の年次計画の提出(認証機関からの要請にもとづく)
- ・ 毎年の格付実績の提出(前年4月から当年3月までの実績を6月までに報告)
- ・ 認証の内容に変更があった場合に登録認証機関に報告をする。
- ・ 年次調査を1年に1回受ける。
- ・ 年次調査において指摘を受けた事項を改善する
- ・ そのほか認証機関から要請のあった内容に対応する。

5. 外注管理の方法について

生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進(を行う)
(認証の技術的基準より)

組織づくりの項で説明したとおり、生産行程のすべての段階について、だれが、どこで生産管理するのかを明確にして認証を取得する必要がある。

この場合、生産行程管理者の構成員は、内部規程を共有して生産管理活動を行う。一方、生産の一部を、外注対象にした場合は、生産行程管理者が外注先の生産内容を管理し、把握する必要がある。

有機畜産物の生産に関して、外注対象として想定される事例としては次のようなものがある。

① 繁殖農家

有機飼養している繁殖農家に、繁殖を頼むケースでは、JAS に準拠した飼養をしていることを十分に外注管理する必要がある。

② ふ化場

ふ化の時から有機飼養が必要であるので、ふ化してから、農場に届くまでの間の管理について、JAS を満たさないようなことにならないように、ふ化場の取り扱いについて、内容を協議し、そのとおりに実施してもらう必要がある。

③ と畜場

と畜場の中には、地方公共団体の運営であるなど、公的な性格をもつ場合もあり、これを特定の団体の一員として認証を取得することにむかない機関もあると思われる。この場合は、生産行程管理者の構成員となることは難しく、外注扱いとする。

牛に関しては個体管理がされているので、困難ではないが、それ以外の家畜、家きんについては、有機のものが他のものと間違えないような識別管理が必要となる。

また場内で使用する薬剤なども、有機の場合は限定されるので、どのような薬剤を使用しているのかどうか協議して、有機のものには、認められているものしか使用しないようにする必要がある。

生産行程管理を外部に委託する場合は、委託契約を結び契約を保持する必要がある。

定期的にこの外注先を訪問して、認証の技術的基準及び JAS に準拠した方法を実施していることを確認する。

6. 認証取得後の業務

3. 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行うこと。
4. 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

上記3にあるとおり、有機の生産においては規程に基づいて作業が行われなくてはならない。内部規程から逸脱した方法で生産している場合は、管理が不十分として改善指摘をうける。

内部規程は、定期的に見直して、実際の作業どおりのマニュアルであるかを常にチェックする必要がある。見直しされた内部規程は、速やかに関係各部署に配布し、従業員に周知徹底させること。また、必要に応じ登録認証機関に内部規程の変更内容を報告する。

実際に必要と思われる記録としては次のようなものが考えられる。(ただし、これに限らない。)

- ・ どの畜房に何頭飼養されているかの記録
- ・ ほ場ごとのほ場履歴(栽培品種、肥料・農薬等使用記録)
- ・ 個体別繁殖台帳(母親が明確になっていること)…家畜の場合
- ・ 飼料給餌記録(出荷される家畜、家きんが何を食べてきたかさかのぼれること)
- ・ 放牧など、飼育場所の移動記録
- ・ 耳標装着、去勢などの身体損傷の実施記録
- ・ 糞尿処理記録
- ・ 家畜輸送記録、と畜記録、搾乳記録、採卵記録
- ・ 獣医師の診断書
- ・ 動物用医薬品使用記録
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
- ・ 加工工場内での作業記録(小分けに該当しない調製の部分として)

第7章 認証の技術的基準と JAS に基づいた格付 と出荷の内容

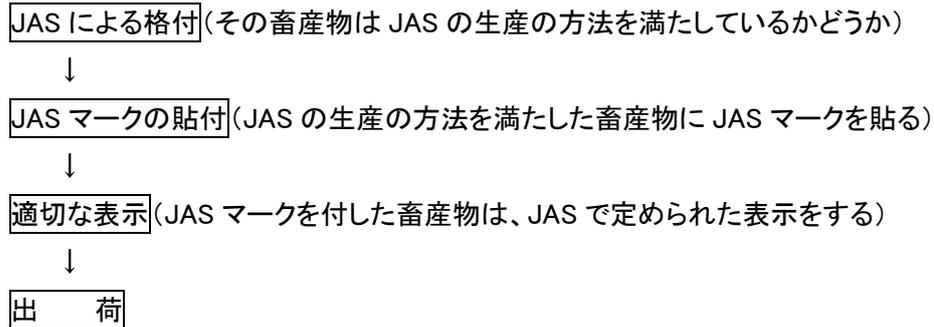
この章では生産を終了してから JAS マークを貼り、出荷するまでの手順について述べる。

1. 生産の終了から出荷まで

1.1 生産、格付、出荷のフロー

有機畜産物が生産されてから出荷されるまでの間に、次のステップをへる必要がある。

[畜産物の生産の終了から出荷までのステップ]



上記の手順を確実に実施するために、格付担当者をおき、格付規程を作成して、格付規程に基づき業務を実施しなければならない。

[予め印刷した容器に入れる場合の格付手順]

上記の手順が、業務の効率の上で支障がある場合には、予め JAS マークを貼付した容器・包装(例:印刷済みの容器など)に入れてから、後で格付を実施してもかまわない。

但しこの場合、格付を終えた後でないと、出荷することはできないので、注意すること。

1.2 格付担当者の役割

すでに組織の項目で述べたとおり、格付担当者は以下の業務を実施する。

- ① 出荷前に「格付検査(=生産行程の検査)」を実施する。
- ② 適合するものに JAS マークを貼り、また表示が適切であることを確認する。
- ③ マークを貼った後に、有機 JAS を満たさなくなった場合、その処分と表示の管理(有機として販売しないよう)をする。
- ④ 上記の記録を定められた期間、保管する。
- ⑤ 証票(有機 JAS マーク)の在庫管理

格付検査とは、生産した畜産物が有機畜産物の JAS を満たしているかどうか検査することである。検査といっても、有機畜産物の JAS は作り方の基準であるから、生産の実績が基準に沿っているかどうかについて、生産の行程を記録により判断する。これを「生産行程の検査」といい、記録検査により判断することになる。

このため、生産の記録がないと、格付検査はできないことになる。

2. 格付規程の作成

2.1 格付規程に盛り込む内容

格付の実施方法を記載した格付規程を作成しなければならない。認証の技術的基準には、記載すべき項目について、以下のように定めている。

四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程(「格付規程」)を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示に関する事項
- (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

格付規程には上記の内容を盛り込む必要があるが、「具体的にかつ体系的に」整備することが重要なポイントである。

「具体的に」のレベルは、例えば、次のような内容を盛り込むことが必要となる。

- ・ 誰が(例: 格付担当者が)
- ・ いつ(例: 有機畜産物の生産の終了後,出荷前までに)
- ・ どこで(例: 格付担当者の事務所と畜産物保管場所で)
- ・ どのように(例: 生産記録等ロット追跡のできる記録を確認し、規程どおり(=JAS どおり)に製造したことを確認し、合格したものに JAS マークを貼り、以上を記録する)

格付担当者の項目(P55 参照)で、みたように、肉の場合は、生産行程の検査と JAS マークの貼り付けの場所が離れている可能性があるため、よく検討して格付規程を作成しなければならない。

「体系的に」は、上記の 6 項目が、どこに書いてあるかがすぐにわかることが、必要であり、また、別紙で述べる場合などは、別紙に番号をつけ、規程と一緒に保管されていることが必要である。

以下に、格付規程 6 項目に記載すべき内容について、項目別に述べる。

(1) 生産行程についての検査に関する事項

畜産物が生産されて有機 JAS マークを貼り付ける際に、JAS どおりの生産が行われたかどうかを検査し、合格したものに JAS マークを貼り付ける。この検査は生産行程の記録を確認することにより行う。生産行程の検査の方法については、別途告示で定められている。下記の枠内に記載している内容が、有機畜産物に関する生産行程の検査の方法である。

有機畜産物の生産行程についての検査

有機畜産物の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者が生産荷口ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

1. 次に掲げる事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認。
 - (1) 飼育場の所在地及び面積
 - (2) 使用した農薬等資材の名称及び使用量
 - (3) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - (4) 家畜又は家きんの由来
 - (5) 個体又は群別の飼養履歴(有機飼養を開始した年月日、給与した飼料の内容及び量、野外の飼育場への出入り状況、去勢等の外科的処置の実施内容及び方法並びに使用した動物用医薬品の種類及び使用年月日)
 - (6) 排せつ物の管理方法
 - (7) 家畜又は家きんの輸送方法
 - (8) 搾乳又は採卵の方法
 - (9) と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理方法
 2. 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
 3. 当該生産荷口に係る生産の方法が有機畜産物日本農林規格の5に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認
- 「有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法」

格付のための生産行程の検査の実施には、記録が付けてあることが前提となる。記録は原則として、生産行程管理担当者がつける。生産行程の検査は、生産行程管理担当者がつけた記録をもとに格付担当者が行う。

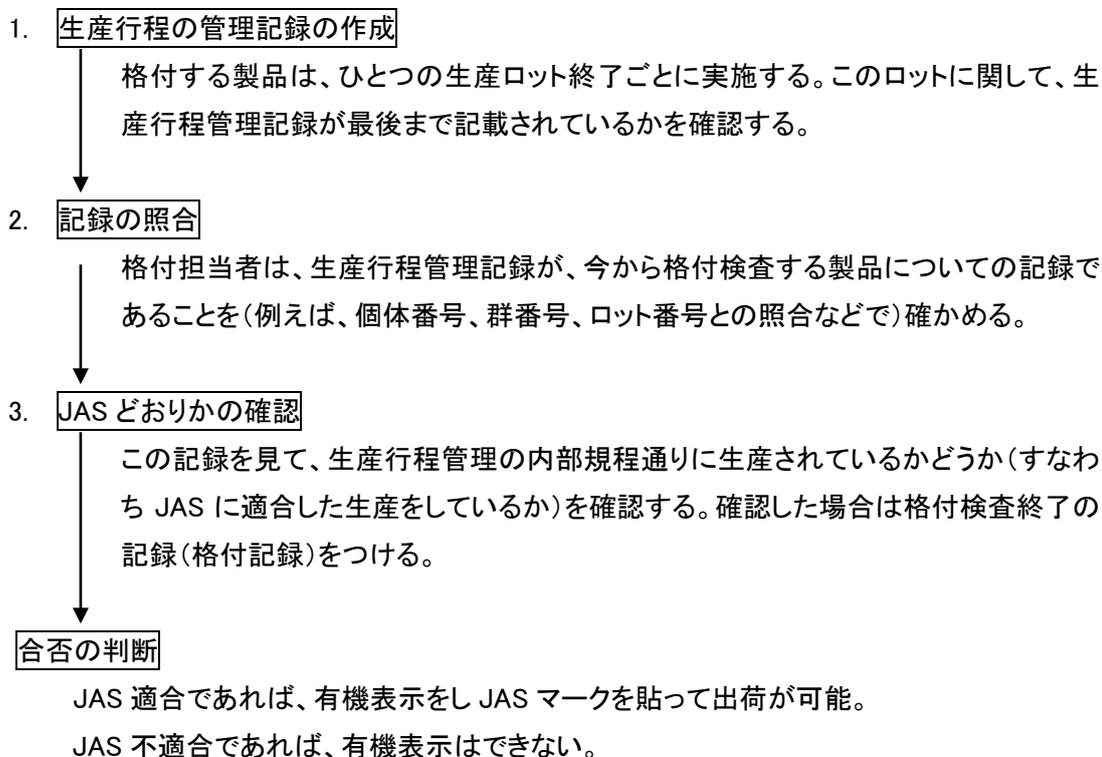
生産行程の管理記録として、必要な項目は上記に記載されている9項目である。これらの内容がどの記録に記載しているのかを整理しておく必要がある。

[生産行程の管理記録として必要な9項目の例]

生産行程の検査の方法で示された生産行程の管理記録の9項目について、事例として下記のような記録が考えられる。(あくまで事例として名称をあげたので、同じ名称の記録が存在する必要はなく、また下記項目の記録が網羅されていれば記録の名称は異なってかまわない。)

| | 確認項目 | 該当する内部規程 | 対象記録の例 |
|-----|--------------------------------|---|------------------------------|
| (1) | 飼育場の所在地及び面積 | (1)の中の畜舎・家きん舎 | ほ場図・畜舎の施設図面、畜舎移動記録、有機該当施設一覧表 |
| (2) | 使用した農薬等資材の名称及び使用量 | (1)の中の野外の飼育場 | 野外飼育場管理記録、畜舎衛生管理記録等 |
| (3) | 使用した機械及び器具の名称及び管理方法 | (1)畜舎、(4)(5)飼料、(9)人工照明、(12)輸送、(13)搾乳、(14)機械・器具、(15)と殺・解体等 | 業務日誌、輸送記録、と殺・解体記録、搾乳記録等 |
| (4) | 生産に用いた家畜又は家きんの由来 | (2)入手、(10)繁殖方法 | 繁殖台帳 導入記録等 |
| (5) | 個体又は群別の飼養履歴 | | |
| | 有機飼養を開始した年月日 | (2)入手 | 導入台帳、業務日誌等 |
| | 給与した飼料の内容及び量 | (4)(5)飼料 | 業務日誌、飼料給餌記録等 |
| | 野外の飼育場への出入り状況 | (7)放牧 | 業務日誌等 |
| | 去勢等の外科的処置の実施内容及び方法 | (8)外科的処置 | 業務日誌等 |
| | 使用した動物用医薬品の種類及び使用年月日 | (6)健康管理 | 業務日誌、獣医師の診断書等 |
| (6) | 排せつ物の管理方法 | (11)排せつ物 | 業務日誌等 |
| (7) | 家畜又は家きんの輸送方法 | (12)輸送 | 業務日誌、 出荷報告書等 |
| (8) | 搾乳又は採卵の方法 | (13)搾乳、(15)選別等 | 業務日誌、搾乳記録等 |
| (9) | 解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理方法 | (15)と殺・解体以降 | 作業記録等 |

生産行程の検査の手順をもう少しわかりやすくフローで説明すると次のようになる。



(2) 格付の表示に関する事項＝JAS マークの貼り付け

ア. JAS マークの貼る位置

前項で、JAS の生産の方法を満たした畜産物であることが確認できたら、JAS マークを実際に貼付する。

JAS マークを貼る場所は、次のように定められている。

農林物資(即ち肉や卵そのもの)、容器・包装、送り状のいずれかに貼る。

(JAS 法第 10 条第 2 項に記載)

生産行程管理者の認証の範囲とJASマークの貼り付けの対象は次のとおりである。

- 肉用の場合、一般的には大動物であれば生体又は枝肉まで、家きんであれば生体又は解体品までが、生産行程の管理の対象で、その段階でJASマークを貼る。
- 乳の場合、農場で搾乳され出荷するまでが、生産管理の対象でその段階でJASマークを貼る、殺菌し容器に充填する工程を経ると有機加工食品に該当する。
- 卵の場合、農場から出荷するときにJASマークを貼る。

| | 通常予想される JAS マーク貼付の 方法 | そのほか に考えら れる方法 | 注意事項 |
|--------|--|----------------------|--|
| 牛肉(枝肉) | 生体、枝肉 (またはそのラッ ピング)又は部分肉 | 送り状 | 枝肉に貼る場合、はがれないように確認する 必要あり。送り状に貼付する場合、枝肉に記載 されている個体識別番号かまたは枝肉番号な どと結びつきがなければならない。 |
| 豚肉(枝肉) | 同上 | 送り状 | 枝肉に貼る場合、はがれないように確認する 必要あり。送り状に貼付する場合、枝肉に記載 されている枝肉番号などと結びつきがなけれ ばならない。 |
| 鶏肉 | 生体又は解体品 (骨付き肉、正肉) (またはそのラッ ピング) | 送り状 | 解体品(骨付き肉、正肉)に貼る場合、はがれ ないよう確認する必要あり。送り状に添付す る場合、解体品(骨付き肉、正肉)のロット番号 などと結びつきがなければならない。 |
| 乳(原乳) | 容器 | 送り状 | 容器の JAS マークが取り外し可能ならば、都度 つけ直す。既に容器に印刷済みの場合は、非 有機のものに使用しないよう管理をする。 |
| 卵 | 容器 | 送り状 | 同上 |

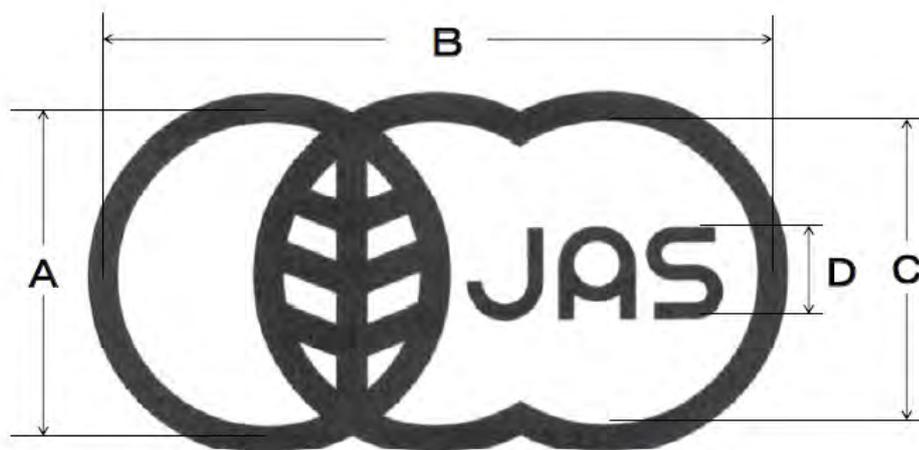
(注)

上記以外の家畜の肉の場合も、類似の家畜、家きんを参照の上検討すること。

イ. 有機 JAS マークの決まり

有機 JAS マークは、「有機農産物, 有機飼料, 有機畜産物及び有機加工食品についての格付の表示の様式及び表示の方法」(令和4年9月 28 日財務省・農林水産省告示第 24 号)にその表示の方法が規定されているが、実際は予め認証機関よりその基準に合った有機 JAS マークを配布していることが多いので、現場ではこれを利用して、自ら印刷などをする。

(有機 JAS マークの様式)



認 証 機 関 名
認 証 番 号

- a) A は 5mm 以上としなければならない。
- b) B は A の 2 倍とし、D は C の 3/10 とししなければならない。
- c) 認証機関名の文字の高さは、D と同じとしなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- e) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器又は送り状に表示される事項により、有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者、外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

色については特に定めがない。

印刷済み包装資材を使用する場合は、包装資材を準備する部門であらかじめ上記に従った表示にしておくことが必要である。(あらかじめ提出することを求める認証機関が多い)

ウ. 有機 JAS マークの枚数管理

有機 JAS マークのシールまたは印刷された包装資材は、格付担当者の管理のもとにおき、間違った使用や不正使用がなされないように注意する必要がある。

(JAS マーク受払簿の例)

| 年月日 | 印刷枚数 | 使用枚数 | ロス | 在庫 |
|------|---------|-------|------|---------|
| ○月○日 | 5,000 枚 | | | 5,000 枚 |
| ○月○日 | | 250 枚 | 20 枚 | 4,730 枚 |
| ... | | | | ... |
| | | | | |

エ. 有機畜産物の表示

JAS の箇条 6 に、有機畜産物の表示についての基準が定められている。

(有機畜産物の表示の基準)

有機畜産物の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機畜産物」
- (2) 「有機畜産物〇〇」又は「〇 〇(有機畜産物)」
- (3) 「有機畜産〇〇 」又は「〇〇 (有機畜産)」
- (4) 「有機〇〇 」又は「〇〇(有機)」
- (5) 「オーガニック〇〇 」又は「〇〇(オーガニック)」

(注)「〇〇」には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。

(ア) 生産行程管理者による有機表示

生産行程管理者の出荷が、肉であれば枝肉、乳であれば原乳であるというような工程を考えると、生産者が直接消費者に卵を販売する場合を除き、生産行程管理者の表示が消費者に直接目に触れるものではない。

このような中間流通段階の表示については、場合によっては伝票等にもみ表示がされ、枝肉などには、枝肉番号のみが記載されるケースなども想定される。その場合の伝票には上記のように「有機〇〇」などと記載する。

(イ) 小分け業者による有機表示

生産行程管理者が貼り付けた有機JASマークを小売店(消費者パッケージ)までつなぐため、流通段階で小分けなどを行い、新しい容器包装にJASマークを再貼り付けする場合には、小分け業者認証を取得しなければならない。

このようにして最終消費者パッケージに、JASマークを貼付した上で有機表示する際には、品質表示基準で定められた名称の近接した箇所に、有機畜産物と記載する(上記枠内の(1))か、あるいは名称の欄に、「有機〇〇」等と上記枠内の(2)から(5)までの方法で、有機であることを表示する必要がある。

(ウ) 乳の場合の有機加工食品の生産行程管理者による有機表示

乳の場合、消費者に届くのは、殺菌・充填の工程を経たもので、有機畜産物でなく、有機加工食品として販売される。

このため、乳業会社は、有機加工食品の生産行程管理者認証を取得した上で、食品表示基準と、有機加工食品のJASの第5条の表示に準拠して、表示をしなければならない。また、景品表示法にもとづく公正競争規約など、表示のルールがあるので、これに準拠して表示を行う。

また、酪農生産者が、殺菌済みの牛乳を販売する際にJASマークを付して販売する場合には、有機畜産物の生産行程管理者認証に加え、有機加工食品の生産行程管理者認証が必要となる。

(3) 格付後の荷口の出荷または処分に係る事項＝マークを貼ってから出荷するまで
格付検査に合格して、JAS マークを付したあと、出荷までが生産行程管理者の責任範囲である。JAS 法では、一旦 JAS マークを付したあと、次のような事態が生じたら、JAS マークをはがすこと（JAS マーク表示の抹消）が求められている。

（JAS マーク表示を抹消しなくてはならない事態）

- | |
|--|
| 一 主務大臣が定める物質以外の薬剤、添加物、その他の物質が使用され、又は混入すること |
| 二 上欄に掲げる農林物資（＝有機畜産物）以外の農林物資と混合すること （施行規則第 78 条の有機畜産物の項より） |

上記を簡単に解説すると次のようになる。

- ① JAS で認められている以外の薬剤、添加物、その他の物質が使用されたり、混入したりしないこと
- ② 有機畜産物以外のものと混合しないこと。

格付規程のこの項目には、次のような内容を記載する。

- ・ JAS マークを貼ってから出荷するまで、どのような工程を経るのかを明確にする。
- ・ その間、有機畜産物と非有機のものが混合しないようにする方法を記載する。（例、識別管理の方法、工程の切り替え時の確認の手順など）
- ・ また、薬剤汚染をしないような管理の方法（保管場所等での薬剤使用についての決まりなど）を記載する。
- ・ 万が一、上記の枠に該当するような事態が生じた場合には、格付担当者に報告をするような仕組みを作る。
- ・ 連絡を受けた格付担当者は、事実を確認し、JAS を満たさない状態が発生した場合には、必ず、JAS マークをはがすなどの処置を行い、その旨記録をつける。

(4) 出荷後に有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

製品の出荷後に JAS に不適合であることが判明した場合の対応手順を定めておく必要がある。

例えば、以下の事項についての対応を具体的に記載する。

- －出荷先等への連絡
- －出荷した製品の取扱い
- －出荷した製品と同一の荷口（同ロット）の製品の取扱い

(5) 格付記録の作成と保存

以上、(1)から(4)で述べた格付担当者の業務に関する記録を作成し、保存することを記載する。格付記録は、生産行程の管理記録とは異なるので注意。2つの違いは次のようなものである。

生産行程の管理記録

生産行程管理担当者が、生産した内容を、記録につけたもの。

(例: 畜舎の個体管理記録、飼料給与記録、健康管理記録、業務日報、と畜・搾乳記録など)

格付記録

格付担当者が、上記生産行程の管理をみて、間違いなく JAS どおりの生産が行われたことを確認したことの確認実施記録

格付記録のイメージは下記を参照。(1)で述べた、生産行程の管理記録を参考にし、何の記録で確認するかを予め明確にしておく必要がある。また、下記は畜種別に見直しをする必要があるので注意のこと。

【格付記録のチェックリストの例】

(注！ この例は肉と乳、畜種などを考慮していないので、実際のチェックリストは対象畜産物ごとに項目を変更する必要あり)

格付対象畜産物 _____

生産ロット番号 _____

格付対象数量 _____

| | 確認項目の例 | 確認した 記録名 | 確認 結果 |
|--|--------|-------------|----------|
| | | | |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 畜舎 | 予め登録されている畜舎(JASを満たした畜舎)を使用したか。 | | |
| | 畜舎の飼養頭数は計画どおりであるか(1頭あたりの面積は基準を満たしていたか) | | |
| | 衛生管理は、計画通り実施されたか。 | | |
| 野外の飼育場 | 予め登録されている飼育場(JASを満たした飼育場)を使用したか。 | | |
| | 飼育場の飼養頭数は計画どおりであるか(1頭あたりの面積は基準を満たしていたか) | | |
| | 遺伝子組換えの種子を使用していないか | | |
| | 飼育場で禁止物質を使用していないか | | |
| 対象家畜 | 有機飼養された母親の子であることが明確か | | |
| | 上記以外の場合、予め計画した子であるか(JASの例外事項に該当するか) | | |
| 飼料 | 予め計画した、飼養マニュアルに準拠した飼料給与を行ったか。 | | |
| | 計画外の飼料を給与した場合、JASに準拠した飼料のみを与えているか。 | | |
| 健康管理 | 予め計画した、健康管理マニュアルに準拠した健康管理を行ったか。 | | |
| | 治療を施した場合、JASに準拠した方法であることが明確か(休薬期間などは、まもられているか) | | |
| 一般管理 | 放牧(飼育場への出入り)は計画どおり行ったか | | |
| | 除角・去勢などは、予め定めた計画どおりの時期と方法で実施されたか。 | | |
| | 採卵鶏の場合、人工照明のオペレーション記録があり、日長時間が16時間を越えていないか。 | | |
| | 排せつ物の処理は、法に準拠した方法で計画通り行ったか。 | | |
| | 禁止された繁殖技術は使用していないか。 | | |
| | 輸送は計画通りの方法で行ったか | | |
| | と畜は予定された場所、方法で行ったか。 | | |
| | 搾乳の場合、使用した資材は計画通りのものを使用したか。 | | |
| | 有機飼養されていない家畜と接触していないか。 | | |
| 解体以降後の管理 | 有機以外の畜産物と混合していないか。 | | |
| | 有害動植物の防除は計画通りに行ったか | | |

| | | | |
|--|--------------------------------------|--|--|
| | 品質の保持改善の目的で使用した資材は、計画どおりのものを使用しているか。 | | |
| | 放射線照射は実施していないか | | |
| | 薬剤汚染を受けていないか。 | | |

格付判定 合格 ・ 不合格

格付担当者署名 _____

(6) 格付の実施に関する認証機関による確認に関する事項

登録認証機関から、格付に関する確認があった場合には、格付責任者がこれに対応することを、格付規程に明確にしておく。

格付に関して、必ず登録認証機関に報告しなければならない事項は、年度の格付実績の報告である。この項目には次の内容については必ず記載する。

- 毎年、前年 4 月から当年 3 月までの格付の実績数量を、6 月末までに認証機関に報告するものとする。
- 格付規程を定期的に見直し、変更になった場合は、従業員に周知徹底させ、かつ必要に応じ、登録認証機関に報告する。

3. 認証取得後の業務

3.1 格付規程に基づく業務

- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。
- 3 名称の表示が、有機畜産物規格の箇条 6 に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

前項2で述べたような、格付・JASマーク貼付・出荷に関する格付規程にのっとり、格付担当者は業務を実施しなければならない。

規程は適宜また定期的に見直し、業務が適切に実施できるようにする。規程の変更があった場合は、速やかに認証機関へ報告する。

また、上記枠の3にあるように表示についても、表示が適切に付されなくてはならず、これも格付担当者の管理対象となる。